

令和6年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和6年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 （3月11日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	5
○議会事務局職員	6
○臨時議長の紹介	7
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○仮議席の指定	8
○所信表明（議長職志願者）	8
○議長の選挙	11
○新議長挨拶	13
○議事日程の報告	13
○議席の指定	14
○会議録署名議員の指名	14
○会期の決定	14
○所信表明（副議長職志願者）	14
○副議長の選挙	17
○新副議長挨拶	18
○常任委員会委員の選任について	19
○各常任委員会正副委員長の互選結果報告	20
○議会運営委員会委員の選任について	21
○議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	22
○大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	22
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について	23
○散会の宣告	23

第 2 号 (3月12日)

○議事日程	2 5
○本日の会議に付した事件	2 6
○出席議員	2 6
○欠席議員	2 6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	2 6
○議会事務局職員	2 7
○開議の宣告	2 8
○諸般の報告	2 8
○施政方針説明	2 8
○報告第1号及び議案第1号～議案第28号の一括上程、説明	4 2
○散会の宣告	4 8

第 3 号 (3月14日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	4 9
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	4 9
○議会事務局職員	5 0
○開議の宣告	5 1
○諸般の報告	5 1
○一般質問	5 1

1 番 榊 原 一 和 君

学校現場における働き方改革について	5 2
特殊ごみ排出について	5 5

1 1 番 富 山 豪 君

有機農業について	5 8
難病支援について	6 1
いい那珂暮らしについて	6 4

7 番 寺 門 勲 君

本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みについて	6 7
大雨による災害に備えた危機管理体制について	7 0
国際交流事業の推進について	7 2

5 番 鈴 木 明 子 君

中学校制服や、体操服について……………	7 6
学校給食について……………	8 0
3 番 原 田 悠 嗣 君	
市政運営について……………	8 5
「道の駅」建設について……………	8 7
郷土教育について……………	9 1
1 2 番 花 島 進 君	
東海第2原発問題について……………	9 5
高等教育への支援について……………	9 9
学校給食費について……………	1 0 1
物価高騰対策と市内中小事業者の経営について……………	1 0 3
国民健康保険税について……………	1 0 4
水道事業の県事業への統合について……………	1 0 5
○散会の宣告……………	1 0 7

第 4 号 （3月15日）

○議事日程……………	1 0 9
○本日の会議に付した事件……………	1 1 0
○出席議員……………	1 1 0
○欠席議員……………	1 1 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 1 0
○議会事務局職員……………	1 1 1
○開議の宣告……………	1 1 2
○諸般の報告……………	1 1 2
○一般質問……………	1 1 2

1 3 番 寺 門 厚 君

市長の令和6年度施政方針「活力あふれる交流とにぎわいのまちづくり」 について……………	1 1 3
那珂市防災体制について……………	1 1 8
「こども家庭センター」について……………	1 2 3
太陽光発電設備設置及び管理について……………	1 2 9

9 番 小 宅 清 史 君

那珂市の農業の実態について考える……………	1 3 1
那珂市のふるさと納税について考える……………	1 3 7
道の駅について考える……………	1 4 1

18番 福田 耕四郎 君

那珂市における土地利用規制について……………	144
○議案等の質疑……………	154
○議案の委員会付託……………	154
○陳情の委員会付託……………	155
○散会の宣告……………	155

第 5 号 (3月28日)

○議事日程……………	157
○本日の会議に付した事件……………	158
○出席議員……………	158
○欠席議員……………	158
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	158
○議会事務局職員……………	159
○開議の宣告……………	160
○諸般の報告……………	160
○議案第1号～議案第28号及び陳情第1号、陳情第2号の各委員会審査報告、質 疑、討論、採決……………	160
○陳情第1号の採決……………	166
○陳情第2号の採決……………	166
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）……………	167
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）……………	168
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）……………	169
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）……………	170
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	171
○閉会の宣告……………	172
○署名議員……………	173

那珂市告示第 1 5 号

令和 6 年第 1 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 4 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 6 年 3 月 1 1 日（月）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和6年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	3月11日	月	午前10時	本会議	◎ 臨時議長 1. 開 会 2. 仮議席の指定 3. 議長の選挙 ◎ 新議長 1. 議席の指定 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定 4. 副議長の選挙 5. 常任委員会委員の選任 6. 常任委員会正副委員長の互選 7. 議会運営委員会委員の選任 8. 議会運営委員会正副委員長の互選 9. 一部事務組合議会議員の選挙 10. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙
第2日	3月12日	火	午前10時	本会議	1. 市長の施政方針 2. 議案等の上程・説明
			本 会 議 終 了 後	全 員 協議会	1. 全員協議会
第3日	3月13日	水		休 会	
第4日	3月14日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問（榊原、富山、寺門（勲） 鈴木、原田、花島）
第5日	3月15日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問（寺門（厚）、小宅、 福田） 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第6日	3月16日	土		休 会	
第7日	3月17日	日		休 会	
第8日	3月18日	月		休 会	(議事整理)
第9日	3月19日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 0 日	3 月 2 0 日	水		休 会	(春分の日)
第 1 1 日	3 月 2 1 日	木	午前 1 0 時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第 1 2 日	3 月 2 2 日	金	午前 1 0 時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第 1 3 日	3 月 2 3 日	土		休 会	
第 1 4 日	3 月 2 4 日	日		休 会	
第 1 5 日	3 月 2 5 日	月	午前 1 0 時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第 1 6 日	3 月 2 6 日	火		休 会	(議事整理)
第 1 7 日	3 月 2 7 日	水	午前 9 時 3 0 分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前 1 0 時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後 5 時まで)
第 1 8 日	3 月 2 8 日	木	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	大和田 和 男 君
11 番	富 山 豪 君	12 番	花 島 進 君
13 番	寺 門 厚 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

不応招議員（なし）

令和6年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（3月11日）

令和6年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第1号）その1

令和6年3月11日（月曜日）

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 選挙第1号 議長の選挙
-

議 事 日 程（第1号）その2

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙
日程第 5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第 6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
日程第 7 選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について
日程第 8 選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	大和田 和 男 君
11 番	富 山 豪 君	12 番	花 島 進 君
13 番	寺 門 厚 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市	長	先	崎	光	君	副	市	長	玉	川	明	君
教	育	長	大	縄	久	雄	君					

議会事務局職員

事	務	局	長	会	沢	義	範	君	事	務	局	次	長	秋	山	雄一郎	君
次	長	補	佐	三	田	寺	裕	臣	君	次	長	補	佐	岡	本	奈織美	君
(	総	括	)														
書			記	田	村	栄	里	君									

◎臨時議長の紹介

○事務局長（会沢義範君） おはようございます。事務局長の会沢でございます。

本定例会につきましては、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員の中で、福田耕四郎議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

福田耕四郎議員、議長席にお着き願います。

〔年長議員 福田耕四郎君 議長席に着く〕

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいまご紹介を賜りました福田耕四郎でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。暫時の間、どうぞよろしくお願いをいたします。

開会 午前10時24分

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○臨時議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

また、本日の会議をユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場内の皆様にご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。帽子をかぶっている方はいらっしゃいませんね。

本日の議事日程は、別紙のとおり、お手元に配付をしております。また、当市議会では会議のペーパーレス化を実施しております。

閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、監査委員から提出がありました令和5年12月から令和6年2月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載をしておりますので、タブレット端末等でご参照を願います。

◎仮議席の指定

○臨時議長（福田耕四郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席は、文書管理システムに登載した仮議席表のとおり指定をいたします。

◎所信表明（議長職志願者）

○臨時議長（福田耕四郎君） ここで、議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、議長選挙に先立ち、議長職志願者の所信証明を行います。

議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

議長職を志願する議員は挙手を願います。

ただいま、木野広宣議員、遠藤 実議員、2名が議長職に志願されました。

お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定をいたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進みを願います。

〔志願者 演壇の前に並ぶ〕

○臨時議長（福田耕四郎君） これより、発言の順位を決めるくじをお引き願います。

なお、くじを引く順番は、仮議席番号の若い議員からお引き願います。

発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（会沢義範君） ご報告申し上げます。

発言の順位は1番、遠藤 実議員、2番、木野広宣議員。

以上、ご報告いたします。

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいま事務局長からお話がありました順番でございますが、

1 番、遠藤 実議員、2 番、木野広宣議員。

以上、ご報告をいたします。

これより志願者の発言を許します。

なお、申合せによりまして、発言時間は5分以内といたします。

遠藤 実議員、登壇を願います。

〔10 番 遠藤 実君 登壇〕

○10 番（遠藤 実君） 私は、遠藤 実です。このたび、那珂市議会議員選挙に立候補いたしましたので、所信表明をいたします。

私は、那珂市議会をもっと存在感のある議会にしていきたい。議員は市民代表として市民の声に真摯に耳を傾け、その願いを形にしていく責任を持っています。そのためには、議員自ら勉強し、研さんを積み重ね、議員同士で議論することによって、議会に課せられた責任を果たしていきたい。そして、そのありようをもっと市民に公開し、より信頼される議会を進めていくために改革をしていくべきです。

そこで、まず1 番目の改革案として、議員の闊達な意思表明を最大限生かすということです。これは、一般質問や各委員会における各議員の意見をむげに制限することなく、運用していくということです。議会基本条例に記載しているような議員間討議も、もっと増やしていきたい。

2 番目には、議員の研さんの場を数多く設定し、よりよい議案審議や政策提言につなげていきます。これまでも議員勉強会を開催しておりますが、さらにその回数も増やし、また今期は新しく議員になった方も多いいということもありますから、研修の回数も増やしていきたいというふうに考えています。

そして、3 番目には、議会の内容を広く市民に公開をしていきます。今、議会の本会議はユーチューブで生配信しておりますが、常任委員会にはその運用がありません。一問一答でのやり取りの委員会も生配信にて公開をしていくべきだというふうに考えています。

また、ネット社会におけるコミュニケーションツールである SNS も十分に活用していきたい。これは様々な手法がありますが、フェイスブックが一番有効かなというふうには考えています。

4 番目に、議会としての広聴機能も高めたい。つまり、多くの市民の皆さんの声をお聞きするということであります。今、那珂市議会として、毎年、議員と語ろう会を開催しておりますが、日常的に市民の皆さんの声をお聞きする手法として、公共施設に今設置してある市民ボックスの議会版も設置をしたい。また、ホームページを活用して議会への要望をお聞きしたいと考えています。また、議長として市民の皆さんと語る機会も考えております。

最後に、那珂市議会を市民の皆さんにとってより身近に感じていただくことも進めたい。例えば、昨年ほかの議会でも実施していましたが、議場、まさしくここですね、議場を市民の皆さんに解放して、暑い夏場などにスタディールームとして活用していただく。学生の皆さん

んなどに、今日は俺、議会に勉強行ってくるわというふうに言っていただけるように使っていて、政治に関する意識を身近にしていくよう議会から働きかけをしていきたい。それによって、特に若者の投票率向上に寄与できればというふうに考えております。

いずれにしましても、私は、那珂市議会議員通算8期目、県議2期の経験も生かして、那珂市議会のさらなる権能強化・情報公開を進め、より市民に信頼される議会になるよう懸命に務める覚悟であります。

何とぞご理解いただき、共に那珂市議会を前に進めてまいりましょう。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、議長選挙に当たりましての私の所信表明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○臨時議長（福田耕四郎君）　続きまして、木野広宣議員、登壇を願います。

木野広宣議員。

〔9番　木野広宣君　登壇〕

○9番（木野広宣君）　このたび、議長選挙に立候補させていただきました木野広宣でございます。心新たに、市勢発展のため所信表明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日は東日本大震災より13年目を迎えます。亡くなられた方々への哀悼の意を申し上げます。

本市も議会改革が進められておりますが、議会改革は不断の取組が必要であると思います。私は、市議会の役割として、市民から負託を受けた代表であるとともに、常に市民の側に立ち、市民生活の向上のために、使命と責任を果たせなければと日頃考えております。また、経済の活性化対策、防災・減災対策、地域創生の取組などの課題もあります。

市議会の在り方として、市民の皆様に対し、さらなる開かれた議会の構築をさらに進めてまいりたいと考えております。そのためにも、議員同士の柔軟かつ豊かな発想を持ち合わせながら、活発な討議を重ね、一つ一つの課題を解決しなければならないと考えております。

具体的には、市民の皆様の意見を真摯に受け止め、謙虚に耳を傾けながら、共に考え、共に歩める議会をつくるためにも、これまでも当市議会において取り組んでまいりました本会議・委員会等の公開、傍聴制度の充実に加え、インターネットによる議会中継の情報などのさらなる情報発信を積極的に行うことにより、議会の情報公開も併せて進めていく必要があると考えております。そのためにも、議会改革につきましては、皆様方のご理解とご協力を賜りながら進めてまいらなければならないと考えております。

次に、議会と市長の関係につきましても、議会制民主主義に基づき、二元代表制の一翼を担う議会として一定の緊張感を持ちながら、市民の暮らしを守るための対策につきましても、前向きな議論をしながら、バランスを堅持していく必要があると考えております。市民の皆様にとっても、よりよい市政実現を目指すため、各議員同士におきましても、様々な角度から意見を出し合うなど、よりよい合意構成を図れる活発な議会を築いてまいらなければならないため、私自身

も努力していく所存でございます。

最後に、市民の皆様の信頼に応えられる議会を構築していくためには、ここにいらっしゃる18名の議員の皆様お一人お一人の努力と行動が不可欠だと考えております。私自身、議会改革の先頭に立って努力と行動を続けることをお約束させていただくとともに、議長として中立、公平公正な議会運営に努めるとともに、皆様方のご意見にも真摯に耳を傾けてまいり決意でございます。どうか皆様のご賛同とご支持を賜りますよう心からお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○臨時議長（福田耕四郎君） 以上で、議長職志願者の発言が終了いたしました。

ここで、議員各位に申し上げます。

ただいま行いました議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となることをご承知おき願いたいと思います。

◎議長の選挙

○臨時議長（福田耕四郎君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、5番、寺門 勲議員、16番、渡邊勝巳議員、18番、大和田和男議員、以上3名を指名いたします。

それでは、これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人は前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（福田耕四郎君） ただいま、点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

○事務局長（会沢義範君） それでは、読み上げさせていただきます。

1 番	桑 澤 直 亨 議員	2 番	柚 原 一 和 議員
3 番	原 田 悠 嗣 議員	4 番	花 島 進 議員
5 番	寺 門 勲 議員	6 番	寺 門 厚 議員
7 番	萩 谷 俊 行 議員	8 番	君 嶋 寿 男 議員
9 番	木 野 広 宣 議員	1 0 番	遠 藤 実 議員
1 1 番	小 池 正 夫 議員	1 2 番	笹 島 猛 議員
1 3 番	鈴 木 明 子 議員	1 4 番	富 山 豪 議員
1 5 番	福 田 耕四郎 議員	1 6 番	渡 邊 勝 巳 議員
1 7 番	小 宅 清 史 議員	1 8 番	大和田 和 男 議員

○臨時議長（福田耕四郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（福田耕四郎君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（福田耕四郎君） それでは開票を行います。

立会人、5 番、寺門 勲議員、16 番、渡邊議員、18 番、大和田議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（福田耕四郎君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

総投票数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

白票 0 票

有効投票中

木 野 広 宣 議員 1 3 票

遠 藤 実 議員 5 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、木野広宣議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました木野広宣議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎新議長挨拶

○臨時議長（福田耕四郎君）　ここで、当選されました木野広宣議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

木野広宣議員、登壇を願います。

〔9番　木野広宣君　登壇〕

○9番（木野広宣君）　ただいま当選をさせていただきました木野広宣でございます。

しっかりと皆様の方の気持ちを受け止め、またこの2年間、しっかりと議会運営のために頑張ってまいりますので、どうかよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○臨時議長（福田耕四郎君）　それでは、私は臨時議長の職をここで解かせていただきます。大変ご協力をいただきました。感謝と御礼を申し上げます。

以上でございます。

それでは、木野広宣議長、議長席にお着き願います。

○議長（木野広宣君）　福田耕四郎議員には座長大変ありがとうございました。暫時休憩いたします。

休憩　午前11時01分

再開　午前11時32分

○議長（木野広宣君）　再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（木野広宣君）　議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議席の指定

○議長（木野広宣君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、文書管理システムに登載した議席表のとおり指定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、榊原一和議員、2番、桑澤直亨議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木野広宣君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月28日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月28日までの18日間と決定いたします。

◎所信表明（副議長職志願者）

○議長（木野広宣君） ここで、副議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、副議長選挙に先立ち、副議長職志願者の所信表明を行います。

副議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

副議長職を志願する議員は、挙手願います。

笹島 猛議員、富山 豪議員。

以上、2名の方が挙手されました。

お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定いたします。

それでは、ただいま挙手された議員は演壇の前にお進み願います。

〔志願者 演壇の前に並ぶ〕

○議長（木野広宣君） これより、発言の順位を決めるくじをお引き願います。

なお、くじを引く順番は、議席番号の若い議員からお引き願います。

発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告させます。

○事務局長（会沢義範君） ご報告申し上げます。

発言の順位は、1番、笹島 猛議員、2番、富山 豪議員。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許します。

なお、申合せにより発言時間は5分以内といたします。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島 猛議員。

〔15番 笹島 猛君 登壇〕

○15番（笹島 猛君） 副議長選挙に立候補しました笹島 猛でございます。

今日の地方分権時代、人口減少時代において、那珂市が持続可能な市として、将来にわたって生き残っていくためには、そして発展していくためには、二元代表制である議会と執行機関は車の両輪であるということを改めて認識して、議会が地方自治法で定められた権能を発揮し、市政の様々な課題に対し、的確かつ活発な活動を展開することが今日強く求められております。

そこで、私は副議長に推挙された暁には、市民に対し、思いやりのある市民に信頼される議会運営をモットーとして、良識の府と言論の府である議会の活性化を図るべく、様々な改革を早急に行わなければならないと思っております。

議会改革の一つとしては、議会固有の権利である本会議において、質問権、言論を制限するような様々な議会申合せを撤廃したいと考えております。なぜならば、議員は市民から信託を受けて議員バッジをつけているのでありますから、これを自ら言論を制限するような議会であってはならないと思うからであります。また、本会議における一般質問は事前通告制となっておりますが、議員の質問権を侵害するような執行部の管理は、市の発展を阻害するものであり、断固改めるべきと思っております。

改革の第2は、議員の権能ある地方自治法第112条の規定による政策条例などによる発案権・発議権を活性化させることが地方分権時代において重要であると考えております。茨城県会議員では、議員定数条例の数が全国一、議会改革全国一であると聞いております。那

那珂市議会においても、法律で議員が認められた条例などの発案・発議の権能に議員の英知を集めて発揮していく必要があると考えております。このためにも、議会事務局の充実・強化を図っていききたいと考えております。

以上のように、議会改革の取組によって、市民の皆さんを誠実に受け止め、市民福祉の向上に努め、市民の悩み・痛み・辛さに寄り添い、思いやりがある市民から信頼される議会、市政をリードする議会を目標に、全身全霊取り組んでまいりたいと思います。

なお、以上申し上げた取組に当たっては、このたびの市議選で再選されました議員の皆さん、そして志を持って初当選されました議員の皆さんとの融和に心がけ、ワンチームで円満かつ活発な議会運営に取り組んでまいりたいと思います。そして、お誓い申し上げます。これを立候補の挨拶とさせていただきます。

皆さん、那珂市議会を変えていきましょう。何とぞよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（木野広宣君） 続いて、富山 豪議員、登壇願います。

富山 豪議員。

〔 1 1 番 富山 豪君 登壇〕

○ 1 1 番（富山 豪君） 新たな議席番号、11番、富山 豪でございます。

まずもちまして、副議長を選びます選挙を行うに際しまして、所信を表明させていただきます機会をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

先般、執り行われました那珂市議会議員選挙を経まして、本日より新生那珂市議会が誕生いたしました。定数を8名上回る大激戦を勝ち抜いて、新たに新人の方々が5名加わりましたこと、さらに、先ほど新議長に木野議長が選出されましたことを考えても、まさに新生であると強く感じているところであります。

また、それに大激戦の選挙が手伝う形とはなりましたが、一定の投票率の向上が見られましたことも、考えますと、市民の皆様の注目や関心も高まっているのではとも同時に感じております。

私の思いとなりますが、注目や関心が高まっているこの機会を逃すことなく好機と捉え、スピード感を持って議会改革を押し進める必要性もまた強く感じております。

さて、改めて副議長の職務を考えてみますと、地方自治法では、皆様方もご存じのとおり、議長に事あるときの代理者であると位置づけられております。私の思いといたしましては、その代理者としての位置づけも重要であると考えすることはもちろんのことですが、まず第一に、議長が目指します議会運営と改革が円滑に進むよう全力で支えますこと、また、新たに議員となられた方々と先輩方をつなぎますパイプ役になることが、特にこの時期は大切であると考えております。そして、議長を中心に、皆様方とさらに自由闊達で建設的な議論ができます那珂市議会を目指し、取り組んでまいりたいと思っております。

誠に簡単な所信とはなりませんが、何とぞ皆様方のご理解・ご協力を賜りますよう心よりお

願ひ申し上げて、私の所信とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で副議長職志願者の発言は終了しました。

ここで、議員各位に申し上げます。

ただいま行いました副議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おき願います。

◎副議長の選挙

○議長（木野広宣君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（木野広宣君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、渡邊勝巳議員、7番、寺門 勲議員、10番、大和田和男議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（木野広宣君） 投票用紙を配付いたしました。投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人は前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（木野広宣君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（会沢義範君） それでは読み上げます。

1 番 榊 原 一 和 議員

2 番 桑 澤 直 亨 議員

3 番	原 田 悠 嗣 議員	4 番	木 野 広 宣 議員
5 番	鈴 木 明 子 議員	6 番	渡 邊 勝 巳 議員
7 番	寺 門 勲 議員	8 番	小 池 正 夫 議員
9 番	小 宅 清 史 議員	10 番	大和田 和 男 議員
11 番	富 山 豪 議員	12 番	花 島 進 議員
13 番	寺 門 厚 議員	14 番	萩 谷 俊 行 議員
15 番	笹 島 猛 議員	16 番	君 嶋 寿 男 議員
17 番	遠 藤 実 議員	18 番	福 田 耕四郎 議員

○議長（木野広宣君） 投票の漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（木野広宣君） 開票を行います。

立会人、6 番、渡邊勝巳議員、7 番、寺門 勲議員、10 番、大和田和男議員、開票の立会
いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（木野広宣君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

総投票数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 18 票

無効投票 0 票

白票 0 票

有効投票中

富 山 豪 議員 10 票

笹 島 猛 議員 8 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、富山 豪議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました富山 豪議員が議場におりますので、本席から会議規則
第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新副議長挨拶

○議長（木野広宣君）　ここで、当選されました富山　豪議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

富山　豪議員、登壇願います。

〔１１番　富山　豪君　登壇〕

○１１番（富山　豪君）　選んでいただきましたこと、心より感謝申し上げます。ご期待に添えるよう、全身全霊をもちまして、職務を全うしたいと思います。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（木野広宣君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　２時００分

○議長（木野広宣君）　再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（木野広宣君）　日程第５、選任第１号　常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、文書管理システムに登載した常任委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思います。

その常任委員会委員名簿を事務局長に朗読させます。

○事務局長（会沢義範君）　それではご報告いたします。

総務生活常任委員会委員、順不同でございます。

桑　澤　直　亨　議員

渡　邊　勝　巳　議員

小　池　正　夫　議員

木　野　広　宣　議員

萩　谷　俊　行　議員

君　嶋　寿　男　議員

続きまして、産業建設常任委員会委員についてご報告いたします。

寺　門　　　勲　議員

小　宅　清　史　議員

大和田　和　男　議員

笹　島　　　猛　議員

遠　藤　　　実　議員

福　田　耕四郎　議員

続きまして、教育厚生常任委員会委員についてご報告いたします。

榊　原　一　和　議員

原　田　悠　嗣　議員

鈴　木　明　子　議員

富　山　　　豪　議員

花　島　　　進　議員

寺　門　　　厚　議員

次に、原子力安全対策常任委員会委員についてご報告いたします。

原 田 悠 嗣 議員

渡 邊 勝 巳 議員

小 宅 清 史 議員

花 島 進 議員

萩 谷 俊 行 議員

笹 島 猛 議員

以上でございます。

○議長（木野広宣君） ただいま事務局長が朗読しましたとおり、以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、それぞれの常任委員会にて委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◎常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（木野広宣君） 各常任委員会委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告させます。

○事務局長（会沢義範君） ご報告いたします。

総務生活常任委員会委員長、小池正夫議員、副委員長、君嶋寿男議員。

産業建設常任委員会委員長、寺門 勲議員、副委員長、小宅清史議員。

教育厚生常任委員会委員長、寺門 厚議員、副委員長、花島 進議員。

原子力安全対策常任委員会委員長、小宅清史議員、副委員長、花島 進議員。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（木野広宣君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、文書管理システムに登載した議会運営委員会委員名簿のとおり指名をしたいと思
います。

その議会運営委員会委員名簿を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（会沢義範君） それではご報告いたします。

議会運営委員会委員

鈴木 明 子 議員

寺 門 勲 議員

小 池 正 夫 議員

大和田 和 男 議員

寺 門 厚 議員

君 嶋 寿 男 議員

以上でございます。

○議長（木野広宣君） ただいま事務局長が朗読しましたとおり、以上の諸君を議会運営委員
会委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定い
たしました。

ただいま選任されました議会運営委員会に、委員会条例第9条第1項の規定により、委員
長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、議会運営委員
会にて、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時03分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（木野広宣君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（会沢義範君） ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に大和田和男議員、副委員長に寺門 厚議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

◎大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について

○議長（木野広宣君） 日程第7、選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。選出する議員は5名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

大宮地方環境整備組合議会議員に、木野広宣議員、小池正夫議員、渡邊勝巳議員、富山豪議員、桑澤直亨議員、以上を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を大宮地方環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員が大宮地方環境整備組合議会議員に当選されました。

なお、当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2

項の規定により告知いたします。

◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

○議長（木野広宣君） 日程第8、選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙をいいます。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、寺門 厚議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました寺門 厚議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺門 厚議員が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお、当選されました寺門 厚議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時09分

令和6年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月12日）

令和6年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月12日（火曜日）

日程第 1 施政方針説明

日程第 2 議案等の上程・説明

報告第 1 号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

議案第 1 号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））

議案第 2 号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第12号 水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条例を廃止する条例

議案第13号 那珂市まちづくり振興基金条例

議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例

議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第9号）

議案第16号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算

(第3号)

議案第18号	令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第19号	令和6年度那珂市一般会計予算
議案第20号	令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
議案第21号	令和6年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
議案第22号	令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
議案第23号	令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号	令和6年度那珂市地方公平委員会特別会計予算
議案第25号	令和6年度那珂市水道事業会計予算
議案第26号	令和6年度那珂市下水道事業会計予算
議案第27号	市道路線の認定について
議案第28号	公の施設の広域利用に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	榑原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊莊一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	浅野和好君

建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	小橋聡子君	消防長	小田部茂生君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農事務局長	澤畠克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤裕一君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (長総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君	書記	田村栄里君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

本会議場の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

◎施政方針説明

○議長（木野広宣君） 日程第1、市長から令和6年度施政方針について説明願います。
市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第1回那珂市議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、本年1月に発生した能登半島地震でお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。地震の発生から2か月が経過しましたが、被災地では多くの方が避難所生活を続けています。市では、これまでに保健師や技術職など、職員7名を派遣してまいりましたが、一日も早い復旧、復興に向け、今後も派遣要請等には積極的に対応していきたいと考えております。

次に、先月18日に執行されました那珂市議会議員一般選挙でございますが、議員各位におかれましては、市民の皆様から多くの信頼を集めてご当選されましたことを、心からお祝い

を申し上げます。さらなる市政発展には、議会と執行部がそれぞれの立場から十分に議論を尽くしながら共に歩んでいくことが重要となってまいります。市民の代表として存分にご手腕を発揮されますことをご期待申し上げます。

それでは、令和6年度施政方針をお開き願います。

令和6年度施政方針。令和6年度那珂市一般会計をはじめ、各特別会計、各事業会計の当初予算のご審議をお願いするに当たり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご承知のとおり、令和6年度は、那珂町と瓜連町が合併し、市制施行から20年の節目となります。先人たちが築き上げた礎に感謝するとともに、施行以来、まちの歩みを振り返り、未来に向けて飛躍できるよう、将来の那珂市を考える機会とすべく記念式典の開催をはじめ、各種事業を実施していきたいと考えております。今後も関係各位のご支援を賜りながら、市政運営に誠心誠意努めてまいります。

さて、昨今は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を経た「ニューノーマル」への社会転換と、ロシアのウクライナ侵攻を契機とした原油価格の上昇や円安の影響等による物価の高騰、激甚化する自然災害への対応に加えて、デジタルの力を活用したまち・ひと・しごと・子育てなどの課題解決のためのDXの推進、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すカーボンニュートラルへの取組など、本市を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化をいたしております。特に、カーボンニュートラルへの取組に関連しましては、本市に立地する量子科学技術研究開発機構那珂研究所の世界最大のトカマク型超電導プラズマ実験装置JT-60SAにおいて、昨年10月、始めてプラズマの生成に成功するなど、フュージョンエネルギーの早期実現に向けた大きな節目を迎えたところでございます。

令和6年度は、令和5年3月に策定した「第2次那珂市総合計画後期基本計画」に基づき、本市の発展のため、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいります。そのまちづくりの目標として、第2次那珂市総合計画で掲げる将来像の中にある、「住みよい」という本市の強みに加え、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、将来にわたって「いい具合に田舎なこの場所でのびのびと暮らし、いい時間を過ごしながら一人ひとりがそれぞれの幸せを感じて未来への希望を持てるまち」として発展するため、本市が持つ可能性を生かし、市民がにぎわい、活力であふれる市を目指し、各施策の推進に取り組んでまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、令和6年度予算でございます。

今定例会に提出する令和6年度当初予算であります。これまで市が進めてきた施策や事業などの重要性、行政の継続性に基づき編成しました。それでは、当初予算の概要について申し上げます。

歳入につきましては、根幹である市税については、軽自動車税や市たばこ税が増額となる

一方で、国の定額減税に伴う市民税の減などにより減収を見込みました。そのほか、建設事業に係る補助をはじめとして、国県補助金等を積極的に活用した上で、なお不足する財源については、市債の発行や財政調整基金等からの繰入金を増額し、必要な財源の確保を図りました。

一方、歳出につきましては、障がい者支援や子育て支援等の扶助費の増加に加え、人件費が増加する中、第2次那珂市総合計画後期基本計画に基づき、まちづくりの目標である「住みよさプラス活力あふれるまち」の実現に向け、SDGsや脱炭素化の推進などに対する取組や、地域経済の活性化につなげるための複合型交流拠点施設「道の駅」の整備推進、市民の生活環境向上に資する都市計画道路の整備や市道の改良・補修、老朽化している公共施設の長寿命化などへの効率的な配分に努めて、予算編成を行いました。

その結果、一般会計については、前年度比2.1%増の231億円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比1.5%増の54億8,000万円、公園墓地事業特別会計が前年度同額の1,300万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比6.9%増の50億8,000万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比7.1%増の9億1,000万円、那珂地方公平委員会特別会計が前年度同額の70万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.2%減の12億4,003万7,000円、収益的支出が前年度比0.1%減の11億9,205万8,000円、資本的収入が前年度比39.9%増の8億4,555万円、資本的支出が前年度比33.3%増の12億5,880万1,000円となりました。

また、下水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.3%減の17億1,967万6,000円、収益的支出が前年度比0.1%減の16億9,353万7,000円、資本的収入が前年度比3.1%減の10億8,340万7,000円、資本的支出が前年度比0.7%減の17億5,590万8,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、「第2次那珂市総合計画後期基本計画」に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章 みんなで進める住みよいまちづくり

協働によるまちづくりの推進につきましては、引き続き、自治会、地区まちづくり委員会及び市民活動団体が取り組んでいる活動を支援するとともに、市民自治組織や市民活動団体の活動内容を広く市民に紹介するなど、まちづくり活動に参加するきっかけを提供してまいります。さらに、「協働のまちづくり推進フォーラム」や「まちづくり人材育成カリキュラム」を開催し、協働への意識の醸成やこれからの地域活動を担う人材の育成を推進してまいります。

また、菅谷地区まちづくりの拠点施設となる「四中学区コミュニティセンター」については、名称を「ふれあいセンターすがや」として、令和6年6月の開館に向け、整備を進めてまいります。

シティプロモーションの推進につきましては、本市の持つ歴史、文化、伝統や食、科学技

術などの魅力を市内外に広め、シビックプライドの醸成や市の知名度向上、交流人口・関係人口の拡大につなげていくため、「那珂市シティプロモーション行動計画」に基づき、全庁的に取り組んでまいります。また、市内外の方で組織する「いい那珂暮らし応援団」、市の魅力をSNSで発信する「いい那珂宣伝部」とともに、市民が参画するスタイルを充実させ、引き続きシティプロモーションを展開してまいります。

移住・定住促進につきましては、お試し居住施設「いい那珂暮らしハウス」での市内居住体験の機会の提供と併せ、「いい那珂 I J U - L a b o」での移住支援員による移住相談を行ってまいります。また、国の移住支援金の活用に加え、市単独での住宅取得費の助成も実施してまいります。さらに、地方創生のさらなる充実、強化に向け、DXの推進により、切れ目ない取組を進めるため、「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定してまいります。

少子化対策につきましては、未婚化・晩婚化などに起因する少子化が進行していることから、県央地域9市町村で構成される、いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業において、本市を会場とした婚活支援のイベントを実施し、出会いの機会の創出を図ります。また、中学生を対象とした就学、就職、結婚、出産、子育てなど、様々なライフイベントの希望を叶える一助とするため、引き続きライフデザイン講座を実施してまいります。

那珂ふるさと大使につきましては、お住まいの地域や職場など、身近なところで市のPR活動を行っていただいております、引き続き各種イベントや市政の情報を積極的に提供して、その活動を支援してまいります。また、定期的に情報交換会を開催し、各大使の専門や見識を生かした有意義な提言等を聴取してまいります。

広報事業につきましては、より身近に、親しみやすく、手に取ってもらえる広報紙を目指し、色調への留意やユニバーサルデザイン書体の採用などに取り組んでまいりましたが、情報のバリアフリーをさらに目指し、市ホームページをリニューアルするとともに、市ホームページにもユニバーサルデザイン書体を採用するなど、充実を図ってまいります。あわせて、LINEやX、旧ツイッターでありますけれども、フェイスブック、Instagram等のSNSと情報メール一斉配信サービスを活用し、積極的・効果的な情報発信を行ってまいります。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ、市長への手紙、市民ボックス、市ホームページでの問合せ、「市長と話そう 輪い・和い座談会」による市民団体等との意見交換など、様々な手法により、広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。また、市の計画等の立案に当たりましては、引き続きパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を市政運営に反映してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人一人の人権が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「第2次那珂市男女共同参画プラン」及び「第2次

那珂市男女共同参画プラン後期実施計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、それぞれの個性や能力に応じて、あらゆる分野に参画できる環境づくりを推進してまいります。また、「女性人材バンク」などを活用し、市の審議会等の政策及び方針決定の場への女性登用を促進してまいります。

平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、引き続き原爆や戦争に関するパネル展等を開催します。戦争の悲惨さや平和の尊さは、特に若い世代に語り継ぐことが重要であり、学校などを通して児童・生徒に周知してまいります。

市制施行20周年につきましては、記念式典を開催するとともに、冠事業や記念ロゴマークを広く展開することにより、市民の間に今後のまちづくりを考える機運やシビックプライドを醸成し、市政に対する関心を高めてまいります。

第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり

災害に強いまちづくりを推進するため、「那珂市地域防災計画」に基づき、食料や飲料水等の非常用食料の備蓄を進めるとともに、防災行政無線や防災アプリにより、的確な情報を確実に伝達し、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。また、「那珂市国土強靱化地域計画」により、防災・減災及び迅速な復旧復興に資する施策を進めてまいります。

防災対策につきましては、地域防災の核となる自主防災組織に対して、継続的な支援を行い、組織の防災力強化を進めてまいります。また、地域防災のリーダーとなる防災士の資格取得と、その活動を支援してまいります。加えて、市民が災害を我が事として捉え、防災に関心を持ち、必要な備えができるよう、自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施してまいります。

原子力防災対策につきましては、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、防災体制の整備と充実に努めてまいります。また、広域避難計画につきましては、引き続き、避難訓練の実施により、計画の検証と実効性の向上を図り、策定に向けた取組を進めてまいります。

木造住宅等の耐震化につきましては、「那珂市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着手の木造住宅）を対象に、耐震診断、耐震改修計画及び工事に要する費用の補助を行うとともに、通学路や避難路に面した危険ブロック等の除去に要する費用について補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、近年、複雑・大規模化する各種災害に対応するため、西消防署の救助ボート及び消防団の消防ポンプ自動車（ポンプ車・積載車）を更新整備いたします。また、救助訓練施設を改修するとともに、多様な災害に的確に対応し、迅速かつ統制された災害・救助活動が行われるよう、さらなる訓練の充実・強化を進め、より確実な消防活動につなげてまいります。

予防業務につきましては、飲食店などの消防用設備等の違反是正を進めるとともに、火災発生時の初期活動の重要性について、消防訓練等を通じて防火管理者への指導を強化し、育

成に努めてまいります。

救急業務につきましては、救急車の適正な利用について市民への周知を図り、救命率の向上を目指してまいります。また、応急手当の普及のため、市内事業所等への救命講習会の開催呼びかけを積極的に行ってまいります。

消防団につきましては、全団員に対して装備品の配備を計画的に進め、団員の安全を確保するとともに、訓練指導者を養成し自主防災組織が行う防災訓練において訓練指導を行い、コミュニティ意識や地域防災力の向上に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、LED化を含めた防犯灯の設置補助など、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安心・安全なまちづくりへの取組として、警察や防犯協会などと連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。さらに、犯罪被害に遭われた方やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等の支援を推進してまいります。

消費者行政につきましては、近年の情報化や高齢化により、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも複雑かつ巧妙化しており、これらの消費者問題に適切に対応するため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供を行ってまいります。また、広報紙、ホームページ、回覧等による消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会などと連携し、季節ごとに交通事故防止運動を展開してまいります。また、広報啓発活動を継続的に実施し、交通事故の防止と交通マナーの向上を図るとともに、児童生徒に重点を置いた交通安全教育を実施し、併せて、高齢者の自動車運転事故防止対策に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、令和5年度に策定した「那珂市地域公共交通計画」に基づき、地域の公共交通ネットワークの基幹となるJR水郡線や路線バスの利用促進を図るとともに、ネットワークを補完するものとして、日常生活に不便を来している高齢者や障がい者等の市民の交通手段を確保するため、ひまわりタクシーの運行を実施し、土日の運行や、水戸市、ひたちなか市への乗入れなどのサービスを継続してまいります。また、高齢者の交通事故防止のため、運転免許返納者に対して、ひまわりタクシーの利用助成を行い、引き続き移動手段の確保を図ってまいります。

空き家等対策につきましては、「那珂市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理を促進するとともに、地域社会の活性化につながるよう、空き家バンク制度の運営や利活用の周知・啓発のほか、令和5年度に条例改正した市街化調整区域の空き家の流動性をより高める許可基準なども活用して、空き家等の利活用を促進してまいります。

公害の防止につきましては、騒音、振動、水質汚濁、大気汚染及び悪臭に関する認識や正しい理解について啓発活動を行うとともに、県や関係事業者など、関係各所と連携した監視や指導体制の強化を図ってまいります。

不法投棄の防止につきましては、不法投棄禁止の看板による抑止や監視カメラによる監視の強化、早期の除去による新たな不法投棄の防止を図ってまいります。

自然と生活環境の保全につきましては、市民や市民自治組織、環境に係る活動団体等による自主的な環境美化や景観保護活動に対し、ゴミの収集運搬などの支援のほか、活動の紹介などを行い、地域における取組の活性化を図ってまいります。

廃棄物の抑制とリサイクルの推進につきましては、ゴミの減量及び資源物の収集拡大を図るため、3 R活動の定着や分別収集の徹底について、広報紙や市ホームページ等により意識啓発を行ってまいります。

地球温暖化対策と脱炭素社会づくりにつきましては、市が率先して地球温暖化防止に向けた取組を行いながら、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、市民及び事業者に対して脱炭素に向けた取組の啓発を行い、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

再生可能エネルギーの導入につきましては、カーボンニュートラルの実現を目指す上で重要な位置づけとなることから、市民への理解促進を図るとともに、公共施設への太陽光発電設備の導入を促進することにより、再生可能エネルギー導入に対する機運の醸成を図ってまいります。

市道整備につきましては、各自治会と連携し、地域から要望が高い生活道路の整備を進め、安全で利便性の高い道路環境の向上に努めてまいります。

橋梁や交通安全施設につきましては、計画的な点検や補修により老朽化対策を実施し、快適で安全・安心に利用できる施設の維持管理に取り組んでまいります。

市街地の整備につきましては、「那珂市立地適正化計画」に基づき、市街地の骨格となる都市計画道路上菅谷・下菅谷線、下菅谷停車場線の整備や、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を、地区街づくり協議会と協議の上、進めてまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷・市毛線の全線開通に向け、引き続き整備を進めるとともに、県事業による国道118号4車線化の延伸に併せて、菅谷・飯田線的那珂インターチェンジから国道118号までをつなぐ区間の整備を進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、J R水郡線南酒出駅東側から常磐自動車道北側区域の地籍調査を実施し、登記完了に向けて業務を進めてまいります。

冠水対策推進事業につきましては、道路側溝や排水路の整備により、雨水排水能力を高め、台風や大雨による冠水被害の軽減に努めてまいります。

水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、浄水施設や配水管の更新を計画的に行うとともに、災害に備え耐震化を進めてまいります。また、既存施設を適正に維持管理し、水質検査を定期的に行うとともに、浄水過程を日々監視し、水質の保全に努めてまいります。

木崎浄水場更新工事につきましては、令和7年度の完成に向けて計画的に整備を進め、安

定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業ともに、経営戦略に基づき、効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。特に、公共下水道事業では、額田東郷・後台西・富士山地区の污水管布設工事を進めながら、公共下水道事業整備方針により選定した新たな区域の整備を開始いたします。

合併処理浄化槽設置補助事業につきましては、引き続き下水道事業計画区域外を対象に合併処理浄化槽の設置に係る助成を行い、汚水処理人口普及率の一層の向上を図ってまいります。また、使用を廃止する浄化槽を雨水貯留槽等として、再利用に係る助成を行い、雨水抑制対策を進めてまいります。

第3章 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり

母子保健につきましては、乳児家庭全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査により、健やかな成長を支える支援や育児不安の解消に努めてまいります。

子供を望む夫婦への支援につきましては、引き続き、不育症検査及び不妊治療に関する経済的負担の軽減のため、市独自の支援策の導入について取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、子育て世帯が安心して子供を生み育てられる環境を整えるとともに、一人一人の子供が健やかに成長することができるよう、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでまいります。また、国が定める保育基準の一部が76年ぶりに見直され、保育の質向上のために手厚い配置となることから、引き続き保育人材の確保に向けた取組を進めてまいります。

地域子育て支援センター「つぼみ」においては、子供や親同士が互いに触れ合う場を提供し、子育てに関する情報の発信とファミリー・サポートセンターの利用促進を図るなど、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めてまいります。

こども発達相談センター「すまいる」においては、発達の気になる子供や子育てに不安や悩みを抱える保護者を支援するため、関係機関との連携を図りながら、乳幼児から切れ目のない相談・支援体制のさらなる充実に努めてまいります。

令和6年4月に設置する「こども家庭センター」においては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能を組織として一体化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行います。また、これにより、母子保健と児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援について、さらなる充実と強化を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、「那珂市高齢者保健福祉計画」に基づき、介護のみならず、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に供給される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する理解促進、認知症予防、介護者を支援する取組の実施など、認知症対策を進めるとともに、医療と介護の両方を必要とする高齢者を地

域で支えていくため、在宅医療・介護連携体制の充実に努めてまいります。さらに、関係機関と連携しながら、フレイル予防に関する普及啓発や介護予防の取組を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、「那珂市障がい者プラン」に基づき、障がいの有無にかかわらず地域の誰もが安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする方に対し適切な福祉サービス等の提供を行うとともに、地域全体で支え合う体制を推進し、共生社会の実現を目指してまいります。

地域福祉につきましては、「那珂市地域福祉計画」に基づき、重層的支援体制整備事業を軸として、複雑化・複合化した問題や制度のはざまのニーズに対してつながり続ける支援体制で福祉課題の解決に取り組み、住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく地域共生社会の実現を図ってまいります。

生活困窮者への支援につきましては、様々な困難に直面した方に対し、相談場所の提供や住居確保の支援、就労の支援など、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、市民に寄り添った支援を実施してまいります。

国民健康保険につきましては、引き続き、県の国保運営方針や「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化や生活習慣病の発症及び重症化の予防を目的とした特定健康診査の受診率向上を図ります。さらに、受診結果に基づき適切な保健指導を行うなど、効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康の増進、健康寿命の延伸を目指すとともに、持続可能な安定した制度の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、医療費適正化事業や保健事業を推進してまいります。また、高齢者の心身の多様な課題に対して、きめ細やかな支援を行うため、介護・医療・健診情報などを活用し、市内関係機関と連携しながら、介護予防と保険事業を一体的に実施する「高齢者健康づくり推進事業」を進めてまいります。

市民の健康づくりにつきましては、「那珂市健康増進計画」に基づき、全てのライフステージ及び健康段階に応じた生活習慣病の発症予防及び重症化予防等の取組を実施するとともに、地域や関係団体と連携した健康づくりを進め、市民の健康寿命の延伸を目指してまいります。

心の健康につきましては、「那珂市いのちを支える自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会や環境の実現を目指し、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

予防接種につきましては、新型コロナワクチン接種の定期接種化への対応など、適切な情報提供に努め、接種機会が十分に確保できるよう医療機関と連携し取り組んでまいります。

そのほか、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンの下、初期救急医療及び高度医療サービス等の充実や医師及び看護師等の確保に向けた取組を継続するとともに、ICTを活用した健康づくりを推進するため、構成市町村と連携して取り組んでまいります。

第4章 未来を担う人と文化を育むまちづくり

学校教育につきましては、豊かな心を育む学校教育の充実を目標に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、将来に向けての「自分らしい生き方や自立」を図ってまいります。確かな学力を培うため、一人一人の発達の段階や教育的ニーズに応じた指導の充実、小中一貫教育講師による小学校における教科担任制のほか、学習指導員・生活指導員の配置により、児童生徒の能力・適性に合わせたきめ細やかな指導を行ってまいります。

英語教育につきましては、A L T（外国語指導助手）を積極的に活用するとともに、児童を対象としたイマージョンスクールの実施や指導者向けに作成した英語学習動画の活用などにより、グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を推進してまいります。さらに、児童生徒一人1台の学習用タブレットを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、情報を正しく効果的に活用し、自分の考えを形成することのできる資質・能力の育成を目指してまいります。

小中一貫教育につきましては、義務教育9年間における成長を見通した、系統的・連続的できめ細やかな学習指導や生徒支援に取り組んでおります。「学園の子は学園で育てる」という考えを教職員・保護者・地域が共有し、協働して実践することで、各学園における特色ある教育活動のさらなる推進を図ってまいります。

いじめ問題につきましては、いじめ防止に向け、いじめ問題対策連絡協議会や生徒指導懇話会等において、関係機関との連携を密にし、地域と一体になっていじめ問題の克服に取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童生徒のほか、保護者や教職員からの多様な相談に応じるため、心の教室相談員やスクールカウンセラー等、身近な相談体制の充実を図ってまいります。

教職員の働き方改革の推進につきましては、校務支援システムを活用した業務の効率化を図ることで、子供たちと向き合う時間を増やし、教育の質の向上を目指してまいります。また、学校の働き方改革及び少子化への対応を背景とした部活動の地域移行につきましては、那珂市部活動地域移行推進協議会における協議を通して、スポーツ団体やP T A等の関係機関と共通理解を図りながら、令和6年度は、本市の実情に応じた実証事業として、休日の部活動の地域移行を目指します。

幼児教育につきましては、市立ひまわり幼稚園にて令和6年度から3歳児保育を実施いたします。「那珂市幼稚園教育スマイルプラン」に基づき、専属のA L Tによる外国語活動や、外部の専門講師による体育指導等を進め、幼児期の発達の特性に応じた指導を通して、学習の基礎づくりや集団生活のルール獲得など、幼児教育のより一層の充実に向けて取り組んでまいります。

さらに、公立・私立、幼稚園・保育所を問わず、系統性・一貫性のある教育を推進するため、保幼小中連携協議会を核として、効果的な継続の在り方の実現を目指してまいります。また、保幼小の交流や中学生の保育体験など、子供たちの体験活動の充実を図り、幼児期か

ら小学校、そして中学校への円滑な接続を推進してまいります。

教育支援センターにつきましては、学校・家庭での様々な悩みを持つ子供たちの相談や教育に関する保護者の相談に応じるほか、適応指導教室での通級指導やスクールソーシャルワーカーを中心とした家庭・学校・地域・行政などの連携により、不登校の子供たちの学びの場を確保する取組を推進してまいります。

学校施設につきましては、個別施設計画に基づいた施設設備の長寿命化と教育環境の充実を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

学校給食につきましては、令和6年9月から学校給食センターの調理業務の民間委託を実施いたします。安全で安心な学校給食を継続して提供するとともに、市内産の食材を積極的に取り入れ、食に関する正しい知識や望ましい食習慣等を学ぶ教材として「食育」を推進してまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年健全那珂市民会議や青少年相談員、市子ども会育成連合会と連携を図りながら、学校・家庭・地域が一体となって、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

小学生を対象とした各種教室につきましては、子供たちが郷土の歴史や自然を学ぶとともに、社会性や創造性を養うことができるよう、学校や学年が異なる児童との交流の場を提供してまいります。

家庭教育支援につきましては、全ての保護者が安心して子育てを行うことができる環境の整備として、家庭の在り方や親の役割について、正しい理解を持つための学習機会の提供や、保護者が抱えた子育てに関する悩みの解決に向けた支援の充実を図ってまいります。

学校運営協議会につきましては、学校・家庭・地域が連携し、子供たちの成長を協働で支援してまいります。また、各地域や学校の実情に合った市オリジナルの学校運営協議会方式を推進してまいります。

市立図書館につきましては、地域を支える情報発信の拠点として、市民の様々な学習意欲に応えられる図書館を目指し、図書資料等のさらなる充実を図り、利用者が快適に学習できる図書館運営に努めるとともに、本市の文化、教育活動の成果を発信してまいります。

市民の読書活動の推進につきましては、令和5年度に策定した令和6年度から5年間の市の読書活動の指針となる「第4次那珂市読書活動推進計画」の基本理念である「本との出会い 広がる未来」の実現に向け、地域や学校等の関係機関と連携・協力しながら、子供から大人まで全ての人が自分の読みたい、自分の調べたい本に出会い、そして、読書を通して充実した人生が送れることを目指し、各基本施策に取り組んでまいります。

中央公民館につきましては、生涯学習へのきっかけづくりとして、幅広い年代が興味関心を持つ講座の提供に努めるほか、学習の成果を発表する場の充実を図り、市民が生涯学習活動を持続できる環境づくりに努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、市文化協会の活動を支援し、幅広い世代が芸術文化に触

れられる事業を開催し、住みよさを支える活力に寄与することを目指してまいります。

スポーツの推進につきましては、「那珂市スポーツ推進計画」に基づき、進行管理を行いながら、活力ある生涯スポーツの推進と健康で生きがいのある生活の実現を目指し、市民ニーズに対応した魅力あるスポーツ教室を開催します。また、スポーツを「する」だけでなく、「見る」「支える」といった形で、より多くの方が参加できるように、各種大会で積極的にボランティアを活用するなど、各基本施策に取り組んでまいります。さらに、市のスポーツ振興の中核を担っている市スポーツ協会をはじめ、スポーツ推進委員会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツチーム等との連携を図り、本市のスポーツを通じた活力あるまちづくりにつながる事業を促進してまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、市民の継続的なスポーツへの取組を支援するため、老朽化したスポーツ施設の計画的な修繕及び適切な維持管理に努め、各施設のさらなる利用促進を図ってまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、歴史民俗資料館を拠点に企画展や季節展、各種講座等の事業を展開するほか、市史編さん事業では、市内各地区の歴史・文化に注目した「那珂市史地誌編」を発刊いたします。また、額田城跡につきましては、本丸に続き、令和6年度は二の丸測量調査を実施いたします。市民の文化財保存・保護への関心を高めるため、積極的に歴史的・文化的遺産の発信に努めてまいります。

国際交流につきましては、市国際交流協会と連携を密にして、学習機会を提供するとともに、在住外国人との交流を促し、文化の違いを認め合い、互いを尊重し合いながら、共に暮らす多文化共生社会の理解促進を図ってまいります。また、姉妹都市であるオークリッジ市との交流に加え、新たに台湾・台南市との交流関係を構築し、日本とは異なる文化や価値観を持った方々との相互理解や国際的なコミュニケーション能力を持つ人材を育成してまいります。

友好都市交流につきましては、令和6年度中に秋田県横手市との友好都市締結20周年を迎えることから、本市において記念式典を開催するほか、様々な分野での市民交流を継続してまいります。

第5章 活力あふれる交流とにぎわいのまちづくり

農業振興につきましては、農業を振興する地域とその地域の営農推進計画を定めるため、「那珂市農業振興地域整備計画」を見直します。また、「那珂市アグリビジネス戦略」に基づき、食と農の連携によるアグリビジネスを推進して、農業の収益力向上を目指し、農産物・加工品の付加価値化、地産地消と販路拡大を推進するとともに、担い手の育成支援を図り、後継者・新規就農者の確保と定着の促進に努めてまいります。

農地につきましては、農業委員会と連携し、農地パトロールによる市内農地の利用状況及び遊休農地の調査を行い、農地の確保と有効利用に取り組んでまいります。また、将来の農地利用の姿を明確化するため、地域の関係者が一体となって策定する地域計画の座談会開催

や、農地中間管理事業の活用による農地流動化を促進し、農地の集積・集約を図ってまいります。

生産基盤の整備につきましては、飯田寄居地区、額田北郷地区、新木崎地区、瓜連地区、柳河中部地区における基盤整備事業について、さらなる事業推進を図るとともに、国営那珂川沿岸農業水利事業においては、令和8年度に工事完了となることから、事業で造成した基幹的水利施設の利用開始に向け、維持管理計画策定等を進めてまいります。また、既存施設の長寿命化や更新なども進めながら、多面的機能支払交付金による地域共同活動を支援することにより、農業生産基盤の適切な保全管理にも努めてまいります。

那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりにつきましては、土地利用の在り方や民間活力などを検討するとともに、産業拠点の形成に向けて社会経済情勢による需要の把握や周辺地域の調査などを実施してまいります。その拠点となる複合型交流拠点施設「道の駅」推進事業につきましては、那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」に基づき、令和4年度に策定した道の駅整備基本構想・基本計画を踏まえ、現在、管理運営体制の構築に向けた各種準備委員会を設立し、基本設計を見据えた検討を進めているところでございます。今後も議会をはじめとする関係者の皆様の様々な意見に耳を傾けながら、那珂インターチェンジ周辺の立地性を生かし、地域経済の活性化につながる拠点の創出を目指してまいります。

商工業の振興につきましては、企業支援コーディネーターを配置することにより、中小企業や小規模事業者の抱えている様々な課題に対応するなど、引き続き伴走型の支援を行ってまいります。また、いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村や商工会と連携し、創業支援や雇用の確保など、地域経済の活性化に努めてまいります。

企業誘致につきましては、那珂西部工業団地において、未分譲地をエッペンドルフ・ハイマック・テクノロジーズ株式会社が取得し、完売となりました。市内には、まだ工業専用地域の未利用地や那珂インターチェンジ周辺地域など、企業の立地が期待できる土地がありますので、引き続き本市の特徴である電気料金の補助や市独自の優遇制度である固定資産税の課税免除、雇用奨励補助金などを周知することはもとより、企業の立地動向の把握に努めるとともに、県や関係機関等と連携を図り、好機を逃すことのないよう誘致活動に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、各種イベントの開催などを通してにぎわいの創出に努めるとともに、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を生かし、交流人口の拡大を図ってまいります。

自転車の利活用推進につきましては、市独自のサイクリングイベント開催や、県が設定した「奥久慈里山ヒルクライムルート」などの広域サイクリングルートとの連携により、交流人口を増加させるサイクルツーリズムを推進するとともに、走行環境の整備や自転車の交通安全教育など、市民に根差した自転車活用の推進を図ってまいります。

地域おこし協力隊につきましては、地域の活性化に資する事業を推進するため、引き続き、

新規就農に向けた活動、静峰ふるさと公園の活性化に取り組んでまいります。また、任期が満了した隊員の今後の起業に向けた活動についても支援してまいります。

第6章 行財政改革の推進による自立したまちづくり

行政組織につきましては、重要施策を確実に推進していくため、今後も必要に応じた再編を図りながら、引き続き、緊急性、重要性が高い分野を重点的に人員を配置し、機動的で効率的な行政運営が実施できる執行体制の整備に取り組んでまいります。また、職員のワークライフバランスを確保するため、多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備してまいります。

人事評価制度につきましては、行政ニーズが複雑高度化、多様化し、また、急速に変化する中で、市民の期待に応え、良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくため、人材育成基本方針に基づき、各職責に応じて求められる能力やモチベーションの向上を目指しながら、公正公平な評価を実施し、職員の育成につなげてまいります。

職員研修につきましては、人材育成の観点から、各種研修を実施し、行政経営、危機管理など幅広い分野の人材を育成してまいります。特に、急速に変化する社会情勢から生じる課題や多様化する市民ニーズに対して、迅速かつ柔軟な対応を継続的に行うため、職員の政策形成能力の向上と意識改革に取り組んでおります。また、実務のスキルアップを図るため、他の公共団体への派遣を実施してまいります。

行財政改革につきましては、限られた財源の中で効率的かつ効果的に市政運営を行うため、引き続き、行政評価制度を活用しながら、取り組むべき施策や事業の改革改善を図り、行政のスリム化を推進してまいります。

産学官連携につきましては、これまで大学、金融機関、百貨店、プロスポーツチーム、製薬会社、保険会社、地元酒造企業及び鉄道会社等と連携協定を締結し、双方に有意義な取組について、相互協力を図っております。引き続き、連携団体の持つ情報や知的資産、人材や技術等を活用し、連携を図りながら、地域課題の解決や地域活性化につながる取組を進めてまいります。

広域連携につきましては、県央地域9市町村において、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、県央地域で取り組む共通課題である地域経済の活性化や都市機能の向上、生活環境の充実などの分野において、相互の役割分担の下に連携して、施策の展開を図ってまいります。

市税等につきましては、行財政運営の基盤となる自主財源を確保するため、収納率向上への取組を推進してまいります。

公共施設につきましては、「公共施設等マネジメント計画」に基づき、老朽化に伴う施設の修繕や長寿命化を計画的に行い、維持管理に係る財政負担の平準化を図るとともに、施設の適正配置と安全・安心な管理運営を推進してまいります。

行政サービスのデジタル化につきましては、国の自治体DX推進計画に基づき、市民の利

便性向上や行政事務の効率化を目指して、行政手続のオンライン化や市役所窓口での手続のデジタル化などに積極的に取り組んでまいります。また、D X推進に当たっては、令和5年度から配置した専門的な知識を有する外部人材である情報化統括責任者補佐官（C I O補佐官）の助言をもとに、本市の実情に適した施策の実現に向けて進めてまいります。

以上、令和6年度の市政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。

人口減少や高齢化の進展など社会情勢が大きく変化をする中、これからの10年先、20年先を見据えながら、市勢伸展の礎となる施策を積極的に展開をしてまいります。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◎報告第1号及び議案第1号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（木野広宣君） 日程第2、報告第1号及び議案第1号から議案第28号まで、以上29件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第1回那珂市議会定例会の開会に当たりまして、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が1件、議案として専決処分に係るものが1件、条例の一部改正が10件、条例の廃止が1件、条例の新規制定が2件、令和5年度各種会計補正予算が4件、新年度各種会計当初予算が8件、その他が2件の計29件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

報告第1号をお開き願います。

報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和5年11月2日に那珂警察署駐車場で発生した、市の職員が公用車の助手席からドアを開け降車しようとしたところ、隣に駐車していた相手方車両に接触し、右側ドアを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

議案第1号をお開き願います。

議案第1号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億8,946万8,000円を追加し、248億9,401万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、令和6年1月1日に発生した能登半島地震について、被災地への職員派遣に係る経費を計上するものでございます。

民生費については、国による物価高騰対策として、住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給する住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金事業、低所得者の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する低所得者世帯こども加算臨時給付金事業をそれぞれ計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第2号をお開き願います。

議案第2号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

令和6年6月に「ふれあいセンターすがや」が供用開始することに伴い、名称及び位置、使用料等の規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第3号をお開き願います。

議案第3号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用箇所に変更が生じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第4号をお開き願います。

議案第4号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法の一部改正により、令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。

改正の概要としては、会計年度任用職員に対する給与の種類に勤勉手当を加え、フルタイム、パートタイム会計年度任用職員に対して、那珂市職員の給与に関する条例の定めを準用

し、勤勉手当の支給方法について定めるものでございます。

続いて、議案第5号をお開き願います。

議案第5号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準についても一部改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第6号をお開き願います。

議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

那珂市高齢者保健福祉計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率及び減額賦課に係る保険料率について定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第7号をお開き願います。

議案第7号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第8号をお開き願います。

議案第8号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例。

水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され、令和6年4月1日に施行されます。これに伴い、本条例について必要な改正を行うものでございます。

続いて、議案第9号をお開き願います。

議案第9号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され、令和6年4月1日に施行されます。これに伴い、本条例について必要な改正を行うものでございます。

続いて、議案第10号をお開き願います。

議案第10号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

現在、本市の消防団員は、生活様式の変化から、市内に居住しながらも、日中は約半数近くが市外に勤務しており、即時招集に対応できる人員の不足が懸念されます。そのため、日中における災害に対応する消防団員の確保を目的として、市外に居住し、かつ、市内で勤務する者及び団長が必要と認める者を任用資格に加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第11号をお開き願います。

議案第11号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第12号をお開き願います。

議案第12号 水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条例を廃止する条例。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金について、滞納となっていた清算金が令和6年1月10日に完納となり、事業が完了するため、本条例を廃止するものでございます。

続いて、議案第13号をお開き願います。

議案第13号 那珂市まちづくり振興基金条例。

より厳しさを増す本市の財政状況において、不足する一般財源の確保を図るため、新たに合併特例債による基金造成を目的として、本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第14号をお開き願います。

議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例。

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第15号をお開き願います。

議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第9号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ6,190万7,000円を減額し、248億3,210万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容については、各事業における契約額、所要額の確定等により、事業費を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業は、総務費については、基金積立事業において、減債基金への積立金を増額し、地域公共交通活性化事業において、路線バスの運行維持に係る補助金等を計上するものでございます。

民生費については、地域生活支援事業において、相談支援事業に係る委託料を、病児保育補助事業において、利用児童数の見込み増に伴い補助金等をそれぞれ増額するものでございます。

農林水産業費につきましては、農地中間管理事業において、農地集積・集約に係る補助金を増額するものでございます。

商工費については、清水洞の上整備事業において、公園内未買収地に係る土地購入費を計上するものでございます。

教育費については、中学校の管理用備品購入事業において、国の補正予算に伴い校内フリースクールの設置に係る備品購入費等を増額するものでございます。

諸支出金については、国庫負担等返納金において、前年度の精算等による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、追加交付により地方交付税を増額し、交付見込額の減により、法人事業税交付金及び地方消費税交付金を減額するものでございます。その他、歳出補正予算との関連において、繰越金、諸収入をそれぞれ増額し、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、道路改良舗装事業ほか8事業において、各事業諸般の理由により、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第16号をお開き願います。

議案第16号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、54億2,011万3,000円とするものでございます。

歳出の内容として、保険給付費において、一般被保険者療養費の見込額の増に伴い負担金を増額するものでございます。

また、歳入については、国民健康保険税、繰入金をそれぞれ減額し、県支出金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第17号をお開き願います。

議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ5,772万円を追加し、49億767万8,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費については、高額介護サービスの給付見込額の増に伴い負担金を、基金積立金については、介護給付費準備基金への積立金をそれぞれ増額し、地域支援事業費については、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に係る委託料を一般会計からの組替えにより計上するものでございます。

また、歳入については、支払基金交付金、繰入金をそれぞれ減額し、国庫支出金、県支出金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第18号をお開き願います。

議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,242万6,000円を追加し、8億6,242万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、分担金及び負担金について、広域連合納付金において保険料納付

金の見込み増に伴い負担金等を増額するものでございます。

また、歳入については、繰入金を減額し、保険料、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第19号をお開き願います。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算。

令和6年度那珂市一般会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231億円で、前年度比2.1%の増となっております。

続いて、議案第20号をお開き願います。

議案第20号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億8,000万円で、前年度比1.5%の増となっております。

続いて、議案第21号をお開き願います。

議案第21号 令和6年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

令和6年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300万円で、前年度同額となっております。

続いて、議案第22号をお開き願います。

議案第22号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億8,000万円で、前年度比6.9%の増となっております。

続いて、議案第23号をお開き願います。

議案第23号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,000万円で、前年度比7.1%の増となっております。

続いて、議案第24号をお開き願います。

議案第24号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計予算。

令和6年度那珂地方公平委員会特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基

づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70万円で、前年度と同額でございます。

続いて、議案第25号をお開き願います。

議案第25号 令和6年度那珂市水道事業会計予算。

令和6年度那珂市水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案第26号をお開き願います。

議案第26号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算。

令和6年度那珂市下水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案第27号をお開き願います。

議案第27号 市道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により路線の認定をするため、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第28号をお開き願います。

議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用については、県央地域9市町村（那珂市、水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）において協定を締結し実施しているところではありますが、このたび、対象施設の追加に伴い、改めて協議し、協定を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時30分

令和6年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月14日）

令和6年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月14日（木曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	大和田 和 男 君
11 番	富 山 豪 君	12 番	花 島 進 君
13 番	寺 門 厚 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市民生活部長	平 野 敦 史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	小田部 茂 生 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事務局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の2日目に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に、一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は通告7番から9番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についてもご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 榊 原 一 和 君

○議長（木野広宣君） 通告1番、榊原一和議員。

質問事項 1. 学校現場における働き方改革について。2. 特殊ごみ排出について。

榊原一和議員、登壇願います。

榊原議員。

〔1番 榊原一和君 登壇〕

○1番（榊原一和君） 議席ナンバー1番、榊原一和でございます。

初めに、東日本大震災で犠牲になられた方々に哀悼の意を表します。

私ごとではございますが、長年野球に携わってまいりました。野球は3つの1が大事になります。それは、初回、先頭打者、初球でございます。バッターならば初球をクリーンヒット、自分のチームに流れを持ってこられます。ピッチャーなら初球に最高のボールを投げ、先頭打者を抑える、そして初回を切り抜ける、これで自分のチームに流れを持ってこられる。今回、一般質問1番として那珂市の未来へ流れを持ってくることを願い、通告に従い質問させていただきます。

最初に、大縄教育長、小橋部長はじめ教育委員の先輩方、そして教育委員会の職員の皆様には、教育委員在籍時に大変お世話になりました。皆様のおかげでこの場に立ち、異なる立場ではございますが、こうして再度教育に関し論議できることを、喜びを感じております。改めて那珂市教育委員会に感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

では、一般質問を始めさせていただきます。

平成28年度、教員勤務実態調査の集計でも看過できない教職員の勤務実態が明らかになりました。文科省では、教職員のこれまでの働き方を見直し、先生方の本業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、児童生徒に対し効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めていると聞いております。

では、お尋ね申し上げます。

本市では、学校現場における働き方改革はどこまで進んでおりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましては、令和2年度に学校長会の代表と学校教育課の職員とで構成する働き方改革検討委員会を立ち上げ、学校現場の現状に則して実効性のある取組を進めております。

具体的には、職員会議にかかる時間や回数の縮減の外、家庭訪問については自宅確認のみとする、あるいは、学校での二者面談に替えるといった見直しを行うことで、勤務時間を削減しております。また、校務支援システムの導入による業務の効率化や行事の削減、学校用務員の配置等により、教員の業務負担を軽減しております。

以上の取組を進める中で、例えば、過労死ラインと言われる月80時間以上超過勤務する教員は、本年度の現時点でゼロとなるなど、一定の効果が出ております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

教育委員サイドの日々のご努力、感謝申し上げます。今後もたゆまずのご努力をお願い申し上げます。

続きまして、働き方改革は勤務時間を短くすることばかりに主眼が置かれていて、業務量そのものに改革のメスが入れていないのではないのでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校における働き方改革の背景には、教職員の長時間勤務の問題があり、勤務時間の削減が成果目標の一つとなっております。

しかしながら、改革の本来の目的は、業務内容の見直しや効率化により子供たちに向き合う時間をつくり、教育活動を充実することにあります。そのためには、議員ご指摘のとおり業務量の適正化が重要です。本市におきましては、学校が担うべきもの、地域など学校以外が担うべきものというように、業務の内容を分類し見直すことで業務の削減を進めているところです。例えば、登下校時の放課後の見守りは基本的に地域が担うものとし、自治会のボランティアや青少年相談員等に協力をお願いしております。また、必ずしも教師が担う必要のない業務に分類される中学校の部活動につきましては、適切な活動時間を設定したり地域の人材を外部指導者として配置するなどしております。

勤務時間や業務量の削減といった働き方ばかりでなく、生み出した時間を教材研究や業務改善に充てるなど、教員の働きがいにつながる改革となるよう進めているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

私も毎週水曜日に、朝なんです、地元、額田十文字とバイパスの交差点で交互に立哨を行っております。特に小学校に関しては、地域の見守り隊、特に地域の高齢者の方、立哨や登下校の付添いなど多く見受けられます。昨年の菅谷、芳野、額田の150周年事業でも分かるとおり、小学校は各地域の地域のコミュニティのコア、核として愛される存在でありまして、地域住民が進んで協力体制、特に瓜連なんか私見していると非常にすごいんですが、協力体制があると考えております。

また、こちらに関しては、高齢者同士のコミュニティにも関連しています。まちづくり委員会等と通じ、遠慮なく学校サイドがお願いできる体制を地域でもっともっと確立するべきかなというふうに考えております。それでまた、生み出した時間でゆとりを持ってお仕事していただき、若い先生方は向上心を持って業務に取り組んでいただき、ベテランの先生方は若い教員を育てる、そういった環境ができればこの上ないことだと私は考えております。

中学校が主となりますが、先生方は部活動の顧問となります。本来の業務以外での業務と

なる部活動も合わせ、現在の市内の中学校では部活動顧問の教員の長時間労働化の改善についてはどうなっていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

部活動における働き方改革につきましては、市教育委員会及び各中学校において策定している部活動の運営方針の中に、2つの対応方針を明記しております。

1つは、適切な活動時間の設定です。具体的には、平日は2時間程度、休日は土日のいずれか1日で3時間程度、加えて、平日の1日を休養日としており、これにより指導にかかる時間を制限しております。

もう一つは、働き方改革を踏まえた部活動の運営体制の構築です。具体的には、複数の顧問が交代で指導する複数顧問制の導入や、外部指導者の活用を掲げております。既に全中学校で複数顧問制に対応しており、外部指導者につきましても、本年度は配置人数を従来の2倍、10人まで拡大しております。

以上のような取組を通して部活動指導の場面におきましても、長時間勤務の抑制と業務負担の軽減といった働き方改革を進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 私自身も中学生の娘がいます。上から下までもう十何年にわたり中学校とは携わってまいりました。

長年、部活動に関し、保護者サイドの視点から見ておりますが、少子化の影響で配置の先生方にも非常に限界を感じているなと思っております。こちら先ほどの件同様に、地域住民が協力体制、これを地域移行と言うべきかどうかちょっと分かりかねますが、地域のスポーツ指導者の方々と連携が取れたらこの上ないなというふうに感じております。

最後になりますが、学校現場の先生方の実務軽減にもつながると考えております。サポートの役割を持つ生活指導員、学習指導員の配置についてはどうなっておりますでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市では、配慮を要する児童生徒について、生活指導員や学習指導員を配置しております。

指導員は、教職員が授業に専念できるよう、ご指摘のとおりサポートする役割も担っておりますので、特別支援教育の充実と同時に働き方改革にも有効であると考えております。

配置の状況ですが、まず、生活指導員につきましては、本年3月1日現在で、小学校9校と中学校1校に合計25人を配置しております。小学校低学年を中心に、集団での行動や授業に集中するのが苦手な児童に対して、生活や活動の支援をしております。学習指導員は、特別支援学級を中心に学習支援を行っており、小学校8校と中学校1校に14人を配置しており

ます。配置人数の推移としましては、10年前の平成25年度と比較し、生活指導員は8倍、学習指導員は2倍となっております。配慮を要する児童生徒の状況に応じた適切な支援体制となっているものと認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

こちらについては、配置のみならず管理職の先生方、学校現場のマネジメントが重要なというふうに感じております。民間企業においても、マネジメント能力、設定した目標に組織の運営を問われる能力が重要となっています。業界相違とはいえ、学校現場の社会は民間企業から比べ、アップデートがちょっと遅い、そういう気がします。やはり管理職の先生方も忙しいがゆえに本来のマネジメント能力が発揮できない環境なのかもしれません。

そこで提案があります。市立学校の用務のパートタイムでお勤めの方、額田在住の方なんですが、パブリックコメントのほうを頂戴しました。教職員用のプライベート空間の設置ということ。少子化により、どの小中学校も空き教室があると思います。ここを利用した可能な限りのコーヒープレイクでも、一息つく場所でも、そういう場所の確保はどうでしょうか。ベテランの先生方と若手の先生方の意識の差、職員室の中の意識の差はありませんか。黄色と黒のドリンク剤の時代、24時間闘えますかと、それを生き抜いた先生方は休憩を取るなんてという意識。現代の若手の先生方は休憩を取るのが当たり前。こちらが今の時代の考えであることは明確だと思っております。ベテランの先生方の意識が、若手の教員が休憩を取りづらい環境にしていませんか。現場の意識が重要なのではないかなと感じております。個人主義の現代社会の若い世代は、プライベートな時間や空間を大切にする傾向がございます。労働環境の改善で教員のストレス減を促し、精神的な安定につなげられる。教員の余裕が生まれ、ベテランが若い教員の指導、若手を育てる仕組みを促す。教員が良い仕事ができるようになれば、結果、本市の児童生徒の学力向上に向かうのではないのでしょうか。教員は子供の人生に深く関わる重要なポジションであると考えております。

続きまして、発泡スチロール、蛍光灯、電球、ガスライター、乾電池、有害ごみの特殊ごみの排出について、市内全域にわたり間違った排出が見られます。特殊ごみの排出について、行政側の現状をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員お話しの特種ごみについてですが、本市では、発泡スチロールは資源ごみとして、蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計、ガスライターなどは有害ごみとして収集しております。

電球、乾電池、水銀体温計などは、市販のレジ袋などに入れて、袋に「有害ごみ」と書いて指定の日可燃ごみの集積所に出すように案内しています。ガスライターについては、発火の危険性があるため、ガスは出し切って袋を別にして、袋に「ライター」と書いて同じく

指定の日に可燃ごみの集積所に出すよう案内しております。発泡スチロールは、市の指定の黄色の袋に入れて地区指定の場所に出してもらうよう案内しております。蛍光灯は、発泡スチロールと同じ地区指定の場所に回収箱が備えてあります。そこに入れて出してもらうよう案内しています。この地区指定の場所については、例えば地区の公民館など、地元の方々が分かる場所が各地区では指定していることが多いようです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 仕事柄なんですが、市内の特殊ごみ集積所を多々拝見させていただいております。

ほとんどの場所なんですが、特に発泡スチロールコンテナについては、黄色いビニールに入れることなく裸で残っていることが多いです。蛍光灯回収箱には、白熱球やらLED、ナツメ球まで無造作に回収されずに残っております。乾電池なんかも関係なしに入っていた場合もございます。私は、長年集積場所でございます額田中央公民館運営委員のほうを、隣の家というだけ仰せつかっておるんですが、ボランティアで片づけることが多々ございます。

お尋ねします。排出場所の責任の所在はどこにあるか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、可燃ごみの集積所については、その集積所を設置して利用すると届けられた方々に責任を持って管理をお願いしております。

地区指定の場所については、その地区の方に責任を持って管理をお願いしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

時にして、発泡スチロールなんかきれいに片づいていることなんかあるんです。多分、地域の誰か、私のような公民館運営委員であつたりとか、ボランティアで片づけていただいているまちづくり委員会の環境部会の方なのかなというふうに思っております。自治会組合とかそういう方々が、その地域地域、過去から伝わる地域地域の取決めで片づけているのかなというふうに思っております。この件については、環境課主導でまちづくり委員会と連携して常に管理体制を地域でもっと確立すべきかなというふうに考えております。

しかしながら、まだまだ排出する市民の方々が排出方法を認識していないようなケースが感じられます。本日もコンテナのほうにペットボトル、黄色い袋に入ったペットボトルが置かれておりました。幸いにちょっと名前が書いてあつたものですから、私、業務中にちょっとピンポン鳴らしまして、すみません、これこれこういうわけですよというご説明をしてまいりました。

では、行政側では市民への特殊ごみの排出方法のアナウンスはどのように行っているか伺

います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市民へのごみの出し方のアナウンスにつきましては、毎年、資源物収集日程表の中に記載して全戸に配布しています。

また、ごみの種類や出し方を一覧にした家庭ごみの分け方・出し方というものを、令和4年3月に全戸に作成して配布しております。こちらは、それ以降、新たに転入する方や、紛失したので改めて欲しいと希望する方などへは環境課の窓口のほうでお渡ししております。

これら紙によるお知らせに加え、市のホームページでもご案内しています。資源物収集日程表に記載されたQRコードからスマートフォンで見ることができますし、市の公式LINEからもたどって見るできるようになっています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

確かに資源物収集日程表、こちらになります。小さく明記されていますね。ペットボトル、黄色い指定袋に入れて出してください。有害ごみ、透明の袋にと書いてありますけれども、しかしながら、発泡スチロール、蛍光管、電球、ガスライター、乾電池、有害ごみ、ここに排出方法が非常に細分化されていて、市民の方々も排出方法がぱっと分からないと感じております。ましてや高齢者の方がこのQRコードを読み込んで排出方法を確認するって、やはり考えづらい。額田地区では5年前から、独自になります、特殊ごみ排出の手引き、こういうものをまちづくり委員会主体で発行させていただいております。排出方法を促しているような感じです。継続は力になります、5年間、今やらせてもらっております。徐々にではございますが、マナーというか意識というか、非常に改善してきたような感じが目に見えて分かります。この特殊ごみ排出の手引きを資源物収集日程表と同時に年に1回、つい近日、回覧板でこういうような形、挟んで、額田地区のみ配布、市のほうでしていただきました。大体ご家庭で冷蔵庫の側面なんか貼っておいてくれたりして、排出日程と方法が即座に分かる仕組みになっております。市全域に配布しても、こちらはちょっと大きな予算にはならないと思いますので、環境課主導で考えてみてくれたらいいかなというふうに感じております。

今回の一般質問の事項ですが、ともに大きな予算は不必要なんです。どちらかというと、意識の改革、最初の質問であれば、職員室先生方、管理職の先生方の意識の改革。次の環境の話であれば、市民の排出の方の意識の改革。ここが最重要なのかなというふうに思っております。もちろん、予算が必要な事項も重要なこととは思いますが、しかしながら、こういう小さな案件も政治と行政主導で変えていくということが可能じゃないかなというふうに私は思っております。どうかこれからの那珂市のため、執行部の皆様にもご尽力賜り、お願い申

し上げ今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告1番、榊原一和議員の質問を終わります。

◇ 富 山 豪 君

○議長（木野広宣君） 続いて、通告2番、富山 豪議員。

質問事項 1. 有機農業について。2. 難病支援について。3. いい那珂暮らしについて。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔11番 富山 豪君 登壇〕

○11番（富山 豪君） 議席番号11番、富山 豪、新たな議席番号と3期目として臨みます質問となります。

今回は短めな3項目とはなりますが、通告に従いまして順次質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、有機農業について伺ってまいります。

皆様方もご存じのとおり、有機農業とは、有機栽培、有機農法とも呼ばれ、科学的に合成された肥料や農薬を使わずに、自然由来の肥料や農薬を使い栽培を行う農法であるとされております。

また、近年では、SDGsの認知の拡大に伴いまして食の安全、さらには農業環境の負荷軽減の観点からも注目や関心が高まってきている農法であるともされており、最近では、その認証の有無に多少の違いがあるものの、オーガニックという言葉のほうに耳にする機会があるのかもしれません。そのメリットとしては、口にいたします食材から余計な化学物質を体に取り入れれないという健康面に配慮いたしましたメリット、また、それにより、安心感の高い作物を消費者に提供ができ、さらには従来の慣行農法でつくられた作物との違いが明確にアピールできるというビジネス面での付加価値も同時にあると考えられております。

そこで、近年注目や関心が高まっている有機農業、本市における現状はどのような状況なのか。作付農家の件数、面積も含めて伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の現状でございますけれども、前提としまして、有機農産物として販売するためには、一定の基準をクリアした有機JAS認証を受ける必要があります。令和5年3月時点で、有機JAS認証を受けたほ場で作付を行っている農家は1軒で、パパイアを作付しており、面積は265アールとなっております。また、現在、認証を申請している農家が1軒で、カンショ、ニンニク、長ネギを作付しており、面積は50アールとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 昨年の3月現在で耕作を行っております農家さんは1軒であり、作付面積は265アールということなので、2.65ヘクタールとなりますので、東京ドームでイメージしますとおよそ4.6ヘクタールと言われておりますので、東京ドームのおよそ半分を超える作付面積であると理解いたしますとともに、わずか1軒という農家ではありますが、その面積の作付を行っておられることを考えますと、大変に頑張っておられる方がおられて、さらに、それに続こうという方も出てきているということは、大変うれしく思うところでございます。

もう一方の考えといたしまして、本市における農業は基幹産業という位置づけから見ますと、新たな消費ニーズに応え、有機農業へ取組を始めようとする方々がもう少しあってもいいのかと感じるところであります。有機農業が普及しない理由を本市はどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

普及しない理由といたしまして、一般的に言われることとしまして、主に4つの要因が挙げられます。

1つ目は、日本の高温多湿な気候です。高温と雨などで雑草や害虫などの活動が活発になり、農薬を使わないと病気や食害で作物の生育に支障を来しやすくなっております。

2つ目は、労力や収入です。雑草や害虫対策など労力がかかる割には販路が確保しづらく、見合った収入に結びつきにくくなっております。

3つ目は、消費者の厳しい要求でございます。買い手となる消費者からは、いびつなものよりきれいで形の整った野菜が好まれています。

4つ目は、有機JAS認証の手間や時間です。有機農産物として販売するには認証を受ける必要があります、その申請には手間と時間、費用がかかります。

これら複数の要因が関係していると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 普及の進まない要因は4つあり、1、無農薬による生育への支障、2、労力に見合わない収入、3、見た目を気にする消費行動、4、有機認定の手間と時間であるとのことであり、そのようにしっかりと現状の把握と分析ができているのであれば、普及拡大に向け何らかの打つ手だてはあると考えますが、今後本市はどのように考えてどのように対策していくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市としまして、国の「みどりの食料システム戦略」の制度をはじめ、環境に調和し持続可能な農業を目指していく必要があると認識しております。

今年度は、その取組の一つとしまして、昨年11月に常陸農業協同組合との共催によりまして、「環境にやさしい農業推進セミナー」を開催しました。このセミナーでは、環境をめぐる昨今の情勢や、国・県の動向及び環境負荷低減の取組などにつきまして理解促進を図ったところでございます。

今後も引き続き有機農業をはじめとした環境負荷軽減の農業の取組拡大に向けまして、セミナーの開催や有機 J A S 認証取得に係る支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 国が推し進めますSDGsや農林水産業のCO₂ゼロミッション化等々を踏まえたみどりの食料システム戦略を柱として、認証取得の支援を含めた各種セミナーを実施して普及への理解促進を図ってきており、今後も努力していただけるという答弁であると理解するところでありますが、本市の現状を見まして、果たしてそれだけで普及拡大につながるのかという思いを感じるところであります。もっと具体的といいますか、実務的な支援策がこの普及拡大には不可欠であると考えております。

そこで、お隣であります常陸大宮市の取組を見てみますと、子供たちへの食の将来の健康を見据えて、また、最高の給食を提供したいとの思いから、昨年度からJA常陸とともに市内水田3.9ヘクタールに作付を行い、有機米の生産に取り組み始めております。約13トンを収穫し、まだ一定の期間とはなりますが学校給食への提供が始まり、4年後には作付面積を約3倍に拡大し、市内全校の米飯全てを有機米で賄う予定であるとされております。

また、常陸大宮市は、県内初となります有機農業推進計画を策定し、モデル地区で収穫されましたコマツナ、ハウレンソウなどの野菜は既に給食で提供され、さらには、こちらも県内初のオーガニックビレッジ宣言を行い、生産から消費まで一貫して行う取組を開始しております。

これらのことを踏まえますと、すぐ近くのお隣であります常陸大宮市は、間違いなく県内において有機農業を推し進める先進自治体であり、この取組などを参考にすべきであると強く感じるところでありますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、常陸農業協同組合と一体となりまして取組を進めていくことも有効であると考えております。まずは、生産者と消費する側の多くの方が正しい知識について理解しまして、取り組む機運を高めていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ただいま答弁にありましたよう、まずは生産者と消費者側に正しく理解していただき機運を高めることが必要であることは、殊さら重要であることは私も容易に理解いたします。

ですが、さきにも申し上げましたとおり、有機農業の普及拡大には何らかの形での具体的な対策が必要であると考えております。そして、その対策となり得ると思える一つには、安定した消費場所の確保がまずは大事であり、常陸大宮市はそれを学校給食として既に実践していることは、大いに参考になると考えております。

国においても、2006年、有機農業促進法をつくり、自然環境や生態系を守りながら食の安全へとつなげる有機農業を推奨しております。事実、取組を始める農家数も若い従事者を中心に少しずつ増えてきている現状もありますが、先ほどの答弁にありましたよう、様々な課題があるのも、これもまた事実であります。どうか本市におかれましては、慣行栽培に対する協力体制はもちろんのことですが、この機をビジネスチャンスと捉え新たな取組を始める農家数がさらに増えますよう、J A常陸等関係機関と連携強化をしていただき、さらには常陸大宮市などの例を参考にし、進めていただきますようお願い申し上げます。

ここから先の質問は、後に行います鈴木議員さんとの質問と重複する質問となりますので、私のほうからは控えさせていただきます、この項の質問を閉じます。

続きまして、難病の支援状況について伺ってまいります。

まず初めに、本市では難病患者と言われます患者の数の把握はできておられるのか。また、その中で、18歳未満の子供の数はどれくらいなのか。なお、その数はどのように把握しているのか、3点合わせて伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

難病とは、原因が不明で治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患です。

その難病のうち、国が定めている指定難病は、現在338疾病となっております。令和6年4月1日からは、3つの疾病が追加され341疾病となります。

難病につきましては、指定難病と診断された方で、重症度分類等に照らして病状の程度が一定以上の場合には、茨城県において、指定難病特定医療費受給者証を交付し医療費を助成しております。

そのほか、県では、小児慢性特定疾病患者の医療費負担軽減として、小児慢性特定疾病医療受給者証を、先天性血液凝固因子障害等患者の医療費負担軽減として、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を交付してございます。

本市の難病患者数につきましては、県が認定しているところであり、本市におきましては患者数を把握しておりませんが、県に本市の受給者証の交付状況を確認したところ、令和5年3月31日現在460名で、そのうち18歳未満は、指定難病特定医療費受給者証1名、小児慢性特定医療受給者証33名となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 難病の対応窓口は茨城県であり、その認定も県が行うため、本市のみならず市町村ではその数の把握をしておらず、今回県に確認した結果、昨年の3月現在、全体で460名、そのうちの18歳未満の子供の数は、指定難病特定医療費受給者が1名、小児慢性特定医療受給者が33名であるとの答弁であると理解いたします。

率直な感想とはなりますが、本市においても大変たくさんの方がご苦労されているんだなと感じたところであり、また、指定されている難病だけでも合わせて341疾病、こちらにおいても大変な数であると認識を新たにしたところでもあります。

そして、この難病は、共通した特性として、正確な診断までに大変な時間を費やしたり、長期にわたる治療や高額な治療費、また、様々な心理負担など、患者となられました方にかかります負担は相当なものがあると言われており、何らかの支援が必要であると考えますが、現在の支援策にはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

県が行っている難病患者への支援につきましては、先ほど説明した医療費助成の外、ショッピングセンターや公共施設などにある障がい者等用駐車場利用証の交付、県立施設の入館料金及びひたちなか海浜鉄道の運賃の減免がございます。難病患者の方を対象とした鉄道会社の運賃割引としましては、全国で初めてとなります。

そのほか、難病の患者さんやご家族の相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援など様々な相談に対応しております。

また、本市におきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援としまして、障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援などを行っている外、難病患者福祉手当を支給しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 一番大きく分かりやすい支援として、病状の程度が一定以上とされた場合、医療費の助成があり、身障者等用駐車場の利用証の交付、県立施設への入館料及びひたちなか海浜鉄道の運賃の減免、そして、市が行う支援としては、各種相談支援、難病福祉手当があるとのことですが、県が行う支援制度が大半を占めており、そこには当然ながら口出しはできませんので、さらにメニューを充実させて増やしていただけたらと素直に感じるところであります。

そこで、先ほどの答弁にありました本市の独自支援であります難病福祉手当とは、一体どのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

先ほどご説明しました本市における難病患者福祉手当についてですが、この事業は、難病患者の心身の安定と福祉の増進を図ることを目的として、県が交付する受給者証をお持ちの方に対して年額1万5,000円を支給しております。

その外、難病の受給者証の所持者を含め、障がいのある方に対して、タクシー利用助成やひまわりタクシーの料金割引などを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 難病福祉手当とは、県が交付する受給者証明書をお持ちの方に年額で1万5,000円の支給と、障がいを持たれている方々も含めてタクシー利用助成やひまわりタクシーの料金割引を行う支援であるということで、本市独自の支援策があるということで大変ありがたいことだと思います。一方、物価がこれだけ高騰する昨今において、全ての皆様がその助成や支援だけで事足りるとは思えない現実があると強く感じております。例えば、答弁中にタクシーの助成や割引とありましたが、その利用範囲内に治療に通える病院があれば幸いです、大きな大学病院等での治療通院ともなれば、そのサービスは受けられず、経済的な負担だけ見ても大きなものがあると考えます。

そこで、まず、冒頭の質問で伺った18歳未満の34名から保護者の負担軽減、さらには、子育て支援の観点からも、通院のための交通費の支援を考えていただきたいと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の通院の交通費の支給についてですが、茨城県が交付する指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方は、タクシー利用助成券が利用できます。

この制度は、障がい等の特性により自動車による医療機関等の往復が困難な方が通院等の目的でタクシーを利用する場合、料金の一部を助成するものでございます。医療機関等の往復に要するタクシー料金として、1回の乗車につき1,200円まで助成券が利用でき、年間2万8,800円が限度となっております。

また、ひまわりタクシーを利用する際には、タクシー利用助成券と同様に、指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方は、料金の割引が受けられ、通常、1人1回の利用につき300円のところ、100円で利用ができます。

難病等で通院されている方の交通費の支援につきましては、年齢にかかわらず必要となることから、現在実施している助成制度をご活用していただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在実施しております助成制度を活用していただきたいとの答弁で

ありますが、1回の乗車につき1,200円の補助で年間の上限額2万8,800円のタクシーへの助成、移動範囲に制限がありますひまわりタクシーでは、通常300円が100円となることで本市においても対策は講じていることはよく分かります。ですが、先ほども申し上げましたとおり、事が足ります支援には届いていないと強く感じております。

本市においては、現状34名、その数から見ても、何らかの形での支援は可能であると思っており、子育て支援の観点から見ていただいても結構ですので、ぜひもう一度再考していただきますよう心よりお願い申し上げますとともに、指定難病の枠から出てしまい極めて難病に近いであろう方々も、おそらくでありますが大勢おられることと思います。その線引きが難しいのは十分に承知しております。しかし、その線引きにより、支援の有無が決まります。せっきくの質問の機会でありますので、そのような方もおられますことを心に留め置いていただきますようお願い申し上げ、この項の質問を閉じます。

最後の質問は、「いい那珂暮らし」について伺ってまいります。

まず初めに、本市のキャッチコピーであります「いい那珂暮らし」とは、どのようなものなのか。確認の意味を込めまして伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

国では、地方の少子高齢化、人口減少対策といたしまして、地域で住みよい環境を確保し、活力ある日本社会を維持していくことなどを目的としまして、平成26年に、国のまち・ひと・しごと総合戦略を策定いたしました。

これを受けまして、当市でも平成27年度に、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、今後の目標や具体的な施策をまとめまして、那珂市に住んでよかった、那珂市に戻ってきてよかったというように思えるような取組を進めてまいりました。

そして、この相互戦略をより効果的にPRするため、平成28年に「いい那珂暮らし」というようなキャッチフレーズをロゴマークとともに作成をいたしたところでございます。

それで、平成29年からは、那珂市のシティプロモーションとして、高速バスのラッピング、水戸駅でのデジタルサイネージ、水郡線車両のポスター掲示、常磐自動車道や北関東道のサービスエリアなどでポスターを掲示、それから那珂市のPR動画、あとはラジオCMなどをいたしまして、「いい那珂暮らし」のPRをし、認知度の向上を図ってまいったところでございます。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 人口減少のため策定された那珂市まち・ひと・しごと総合戦略により、より効果的にPRをするために平成28年につくられたキャッチフレーズであると理解いたします。いい田舎といい那珂をしゃれた親しみやすいキャッチフレーズであり、最近では、市内外にも随分と浸透してきているのではと感じております。

ただ、もう一方の思いといたしまして、その親しみやすいキャッチフレーズに隠れ、肝腎

なその中身であります人口減少対策への施策の理解は、広まりを見せているのかが少し心配になるところです。

そこで、この「いい那珂暮らし」によりますPR効果と実績はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

この「いい那珂暮らし」のPRの効果によります首都圏を含む他市町村からの移住の実績を全体的に把握することは、困難になっております。

具体的な数字があるものとしては、住宅取得助成事業というのがございます。那珂市に新たに住宅を求めて転入した世帯には20万円、那珂市内で、那珂市内のアパートなどから市内に家を建てた場合には10万円を支給する制度でございます。

この事業の過去3年の転入の実績ですが、転入というのはほかの市町村から那珂市にきた方の実績でございますけれども、令和2年度が90件、令和3年度が110件、令和4年度が82件となっております。今年度は現時点で75件というふうになっております。

その外、首都圏での移住セミナーなどからつながって那珂市に移住してきた方として把握しているのが、カフェをオープンした方、開業医の方、あと、農業で生計を立てようとしている方などもいらっしゃいますので、一定の効果はあったのかなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 確かに転入の一つ一つを個別に、それが「いい那珂暮らし」のPR効果によるものなのかを判断することは困難であると理解いたします。

市外からの転入実績としては、令和2年が90件、令和3年が110件、令和4年が82件、そして今年度が75件と、各年多少のばらつきがあるもののおおむね順調な推移にあり、首都圏からの移住としての実績としては、カフェをオープンされた方、開業医の方、農業を行う方と、一定の成果が見られるということですが、遠方よりの移住と近隣からの転入を比較した場合、近隣市町村からの転入が圧倒的に多いのが分かります。この「いい那珂暮らし」、それを狙いますターゲット層があると思うところですが、首都圏から移住と近隣の市町村の転入、また、子育て世代からお年を召した方までと、幅が広すぎてぼやけてしまっているのではと感じております。

そこで、本市の目指している方向を分かりやすくするために、ある程度ターゲットの絞り込みを行ったほうがいいのではと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

基本的な総合戦略の目的といたしましては、首都圏からの地方への移住定住を推進するこ

とでございます。基本的には首都圏をターゲットにした市内のバスツアー、宿泊を伴う農業体験ツアー、学生が那珂市の企業を取材して紹介するインターンシップの事業、東京での移住定住イベントへの出店など実施してきたところでございます。

しかしながら、現実的には、那珂市に転入される方、移住されている方の多くは、圧倒的に近隣市町村の方が多いという傾向がございます。しかしながら、今後とも首都圏一極集中を是正するという観点からも、首都圏からの那珂市への移住を狙いながらも近隣からの移住定住も進めていくようなPRなどを努めているというところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 総合戦略の目的である東京の一極集中の是正のため、引き続き各種PR活動を行い、首都圏からの移住促進を狙いながらも、しっかりと近隣市町村からの転入にも対応していくという従来どおりのスタイルで行っていくとの答弁であると理解いたしますが、皆様もご存じだと思いますが、「母になるなら流山」という有名なキャッチコピーがございます。ターゲット層の絞り込みもよく分かり、また、これだけで行政がどこを向いて施策の展開をしようとしているのか、簡単にイメージできることだと思われまます。単純に流山市と比較してはどうかという思いもありますが、やはり分かりやすさとターゲットの絞り込みは、シティブロモーションを行うに当たって非常に大切であると感じますので、なかなか難しいとは思われますが、再考の際にはぜひとも参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

そこで、最後に、この「いい那珂暮らし」、今後どのような展開を考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、那珂市の大きな魅力といたしましては、これまでも水戸市やひたちなか市、日立市といった商業、工業地帯のベッドタウンとして発展してきた経緯もございます。やはり住みよさに優位性があるというふうに感じております。これを、先ほど言いましたように「いい那珂暮らし」ということで全面的にPRすることとともに、生活インフラや子育て政策の充実など、一つずつ図りながら那珂市への移住を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ただいまの答弁にありましたよう、ぜひとも本市の魅力であります住みよさの優位性を全面的に前に押し出していただき、また、子育て施策を中心に各種施策の充実を図っていただきまして、人口減少の時代においてもそれに耐え得る那珂市を目指していただきますよう心よりお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、富山 豪議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 寺 門 勲 君

○議長（木野広宣君） 通告3番、寺門 勲議員。

質問事項 1. 本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みについて。2. 大雨による災害に備えた危機管理体制について。3. 国際交流事業の推進について。

寺門 勲議員、登壇願います。

寺門議員。

〔7番 寺門 勲君 登壇〕

○7番（寺門 勲君） 議席番号7番、寺門 勲でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、本年2月18日執行されました那珂市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支援により当選させていただき、再び那珂市議に就任いたしました。1票を投じていただいた市民の皆様に深く感謝すると同時に、皆様の思いを重く受け止め、引き続き市政の発展に尽力してまいります。本日は、環境問題並びに災害に備えての体制、また、国際交流推進事業について質問をさせていただきますので、先崎市長並びに執行部の皆様のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

まず初めに、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組についてでございます。

近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動に伴い、極端な高熱や熱波、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的で突発的な、かつ予想の難しい豪雨や、積乱雲が带状に連なって同じ場所に強い雨が継続して降る線状降水帯の発生など、今までに経験したことのないような、危険性が高い気象状況の発生が増加して、私たち人類の全ての生き物にとって生存基盤を揺るがす気候危機が進行しています。

そこで、気候変動などによる災害や環境問題への迅速な対応が地方自治体に求められる今日、自然環境と共生するライフスタイルを将来の世代へ引き継ぐため、今、私たちには将来

に向けた責任ある行動が求められています。

私は、自然と環境の調和の取れたこのまちが大好きです。先人から引き継いだこのまちを、今を預かる我々みんなと一緒に手を携えて、この先もずっとすばらしい那珂市を守っていきたい。そして後世に引き継いでいきたいと思っております。

そのためにも、行政だけでなく、市民、事業者等でしっかりと連携した脱炭素社会の実現に向けた取組が大変重要になってまいります。

ゼロカーボンシティ宣言をする自治体は、2024年3月1日時点で1,020自治体へと急増しております。

そこで、地球温暖化対策を積極的に推進するために、本市として2050年度温室効果ガス排出実質ゼロを実現するための施策と推進体制はどのようなになっているのか、また、現在の施策の推進状況について伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

温室効果ガス排出実質ゼロを目指す施策につきましては、省エネルギー設備や機器への更新など、省エネ化を促す情報提供や普及啓発、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入やその利用、温室効果ガスの排出につながる製品の使用削減など、様々な施策がございます。

この推進体制ですが、取組の主体は、市民、事業者、市民自治組織、環境に関わる市民活動団体、市などが主体となります。

これから決めることではありますが、市民の代表、事業者の代表、有識者などによる組織を設けて、計画の進捗、調整及び点検などについて評価、協議いただきたいと考えています。

これら施策や体制については、次年度に策定する那珂市地球温暖化対策実行計画、ここにおいて定めてまいります。

推進状況につきましては、数値で示せるものはまだありませんが、例を挙げますと、来年度3回目となる市民団体による環境フェスの開催の支援や、なか環境市民会議が作成した市民、事業者など各主体の具体的な取組を示したなかアジェンダ21の広報、市の主な公共施設照明のLED化、こちらが今年完了いたします。また、公用車の電気自動車の導入を始めております。これら脱炭素に資する取組を推進しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 引き続き、関係団体と緊密に連携し、積極的に進めていただきたいと思います。

次に、本市の地球温暖化対策実行計画について、今後どのような予定になっているのか伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

地球温暖化対策実行計画は、省エネ対策や再生可能エネルギーの活用などの取組を進め、2050年度までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す計画です。

今年度は市役所としての計画を示し、来年度に市民、市内事業者など市全体としての実行計画、こちらは区域施策編と申しますが、というものを策定する予定です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

ただいまご答弁があった、来年度に策定予定の地球温暖化対策実行計画区域施策編はどのような内容なのか伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編につきましては、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減などを推進するための総合的な計画となります。

例えば、再生可能エネルギーの導入拡大、リサイクルによる資源循環の推進など、様々な施策の中から本市の地域性や現状課題に対応した施策を取組内容として挙げてまいります。

この施策は、先ほども説明したとおり、市民、市内事業者、住民自治組織、環境に関わる市民活動団体などが主体となります。

市全体で連携しながら具体的な取組を推進して、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） ぜひ、市民全体で力を合わせて、共にゼロカーボン化への歩みを進めていただきたいと思います。

次に、2030年度を節目とした、本市の温室効果ガス排出量の数値目標はどのくらいを設定しているのか伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市の温室効果ガス排出量の数値目標につきましては、先ほど述べましたが、来年度策定する区域施策編において目標値を示す予定となります。

市内の温室効果ガス排出量の現状や産業構造、市内の再生可能エネルギーのポテンシャルなどを調査し、検証して算定してまいります。

国が示している2030年度の温室効果ガス排出量は、2013年度との比較で46%削減を目標に掲げています。本市としましても、この数値を参考に策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

そこで、目標の達成には何が大事だと考えますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

目標の達成に向けては、市役所だけでなく、市民、事業者が自らのこととして取り組んでいくことが大事であると考えます。

例えば、家庭における省エネの取組、再生可能エネルギーに関心を持つこと、資源の効率的な使用やリサイクルに配慮した生活スタイルへ変えること、これらを各主体が理解し、意識して取組の行動に移すことが目標達成には大事なことであると考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。まさに市全体で目標に向かって取り組む必要があると考えます。

次に、今後、市民に対してどのような取組を考えているのか伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市民に向けた取組につきましては、家庭における省エネ対策や再生可能エネルギー設備の導入を促す制度など、先進事例も参考にし、本市の状況に合う制度や情報の提供などに取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。引き続き、子供から大人までの多くの市民に地球温暖化の問題意識を共有し、理解をしていただき、事業者も含め広く協力をしていただき、脱炭素社会の実現に向けて、市民、市民団体、事業者、行政が一体となってオール那珂で取り組んでいき、実践していくことが大変重要だと考えております。

次に、大雨による災害に備えた危機管理体制についてでございます。

昨年9月8日の台風第13号の影響により、茨城県では猛烈な雨や非常に激しい雨が降りました。

県の北部から南部にかけての沿岸部では線状降水帯が発生し、北茨城市及び高萩市では河川の氾濫が発生しました。日立市では、日立市役所近くを流れる2つの川の合流地点で水があふれて、地下が浸水したほか、駐車場や道路も水につかりました。

本市といたしましても、激甚化、頻発化する自然災害から生命と財産を守るためには、あらゆる関係者が協働し、総合的かつ多層的な対策が必要であり、関係機関が連携して対策に取り組まなければなりません。

そこで、市内の河川や水路のある地域において、どのような危険があるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市は、久慈川、那珂川に接しており、この河川に属する県管理河川や水路があります。

久慈川、那珂川につきましては、令和元年東日本台風を契機に、流域全体を見て、国、流域自治体、企業などのあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、流域治水を推進していくことが必要と考えられ、久慈川水系及び那珂川水系流域治水プロジェクトが策定されました。

このプロジェクトに基づき、河川掘削や堤防整備などのハード整備、マイタイムラインの普及促進やアプリを利用した情報発信の強化などのソフト整備を推進しています。

これらの流域治水対策により被害軽減を図っていますが、近年の気候変動により、これまでに経験のない降雨に見舞われる可能性があります。

また、河川などの周辺は、低地で水が集まりやすい場所となっています。ハザードマップは、このような浸水の危険性がある地域を示したものとなります。これまでは、久慈川、那珂川流域がハザードエリアに指定されていましたが、令和5年度には新たに大井川がハザードエリアに追加されました。

大雨の際には、これらのエリアを中心に、河川などを管理する関係機関などが見回りを行い、早期の対応に向けて情報の収集と共有を図っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

引き続き、地域の状況をよく把握していただき、体制を進めていただきたいと思います。

次に、大雨による災害の危険が予測される場合において、本市と水戸地方气象台との連携体制は整っているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市と水戸地方气象台との連携につきましては、大雨や台風接近時など災害が起こる危険が予想される際には、水戸地方气象台より情報提供がなされます。

大雨や台風などの予報が出ると、气象台は、まずオンラインによる説明会を開催し、今後の気象状況の進展などの説明を行います。

その後に、気象状況が悪化し、災害の危険性が高まった場合など、状況に応じて市長と气象台長が電話により直接情報交換を行う、いわゆるホットラインも構築されています。

災害が迫る状況においては、水戸地方气象台などの情報を基に、高齢者等避難や避難指示などを発令することを判断し、防災行政無線やホームページ、SNSなどにより住民周知を

行います。発令した際には、避難所の開設についても、同じように広報、案内を行います。

これらの手段を使い、住民が適切かつ迅速な避難が実施できるようにしているところです。
以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。引き続き、関係機関としっかりと連携を取っていただきたいと思います。

一定の基準で整備されたインフラが私たちの生活を守ってきましたが、気候危機はその想定を超えるもので、いかに命を守るかの行動が必要になっております。

自然災害等の備えの一步は、災害に関心を持つことです。そして、正しく知ることだと思います。

逃げ遅れゼロを目指して、引き続き、総合的な防災対策の強化をお願いいたします。

最後の質問でございます。

国際交流事業の推進について伺います。

かつて日本は、技術などにおいて世界との差はなかったが、近年では残念ながら世界のトップとの差があり、これ以上差を広げられないためにも、グローバルな人材育成は必要不可欠であると考えます。

そのため、海外との距離を詰めていくため、文化や風習が異なる国の人との交流は、グローバル人材を担う一つ的手段であり、国や県がではなく市が推進し、人材を育てることが、市の将来につながると思います。

国際交流事業は、各市町村において様々な取組がなされております。

本市においても、ここ数年はコロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされておりましたが、姉妹都市であるオークリッジ市との中学生の交換交流を来年度から再開すると聞き、安心しました。

そこで、前回の定例会で報告を受けた、台湾の台南市との友好交流協定締結に向けては、先崎市長自ら台南市に出向き、子供から大人までが文化、教育、スポーツ及び経済など幅広い分野で交流を図り、両市の資源を最大限に生かし、地域経済の発展につなげる目的とお聞きしております。

今後、早期に国際社会に対応できる人材の育成に積極的に取り組んでいただきたいので、国際交流事業の推進について質問をさせていただきます。

まずは、台湾の台南市と協定締結時期は、いつ頃協定締結するのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市と台湾台南市、こちらの経緯を少し触れますと、平成27年に東京幕張メッセで開催されていた国際食品・飲料展において、台南市長と那珂市国際交流協会会長が顔を合わせたことがきっかけとなり、台南市に飛虎将軍として祭られている旧日本軍パイロットの本籍地や

母の出生地が那珂市であったことから、交流が始まりました。

現在、協定締結時期などの最終的な調整を行っている段階ですが、現在のところ、今度の5月には、本市と台南市との友好交流協定を締結する予定となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

そこで、協定の締結式はどこで調印するのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市と台湾台南市との友好交流協定に係る調印式については、台南市において執り行う予定となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 次に、協定締結後はどのような事業を実施する予定なのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市と台湾台南市との友好交流については、新型コロナウイルスの影響などにより中断しておりました。昨年5月の規制制限の緩和に伴い再開したところです。

昨年10月に渡航した際には、台南市長から「まずは協定を締結してから、その後具体的な事業内容を協議して交流しましょう」との前向きな提案がありました。

これを踏まえ、台南市との協議を進めていますが、具体的な実施事業などは、現在のところは決まっておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

本市として、友好交流事業の展開をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市としては、まずは日本との文化や歴史、ライフスタイルの違いを肌で感じてもらう、人と人との交流を考えております。

例えば、子供を含む全ての年代が参加できるスポーツでの交流や、台湾において日本の京都とも呼ばれている古都である台南市との歴史での交流などとなります。

これら様々な分野での交流を一つ一つ実施し、将来的には両市の資源を活用した交流により、地域経済の発展につながる事業展開ができればと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 国際交流事業は、一日では成らないと感じております。また、過去の交流からの積み重ね、新たな事業への挑戦により、その一つ一つが人材の育成につながり、地域、市の変革への可能性を秘めているのではないのでしょうか。今後も積極的に取り組んでいただきたいです。

姉妹都市であるオークリッジ市との中学校の交換交流の継続に併せて、新たな取組、台湾の台南市との友好交流協定締結による事業の推進、取組について、先崎市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 国際交流についての寺門 勲議員からの質問、ありがとうございます。た。

部長から答弁があったように、これまでの経緯については、議員さん、皆様方ご承知のとおりであります。

国際交流事業は、言葉や歴史だけでなく、社会の仕組みの違う国の人たちとの交流により、地域の未来を担うグローバルな人材の育成において、とても重要な要素であると考えております。

私も昨年10月に訪台し、黄台南市長と面会した際には「様々な交流を進めましょう」という言葉をいただきました。

今後、共同事業を展開することにより、那珂市の発展につながれば、そのような思いを強くしたところでございます。

先月も、台湾中央政府主催の2024ランタンフェスティバルに招待を受けまして、再度台南市を訪れてまいりました。今回は、台南市が既に友好協定を締結しているアメリカ合衆国トーランス市長、韓国慶州市長、山口県など15にわたる自治体の方々と交流することができました。ほかにも仙台市などが開催していたフェアの会場、台南市農協組合によって経営されている、敷地120ヘクタールにもなる農業がテーマの施設を視察したほか、以前から交流のある台南市台日文化友好基金会とも、今後の友好交流推進に向けて意見交換をしてきたところでございます。

さらに、台南市サッカー委員会会長と面会した際には、「那珂市内の小学生や中学生の年代で試合ができれば、子供たちにとっていい国際交流の経験になる」という話をしましたところ、「すぐにでも各年代で交流をしましょう」といううれしい言葉もいただきました。

今後は、私や執行部ばかりではなくて、議員の皆様にも足を運んでいただいて、本市の国際交流事業の推進に共に取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。日本への旅行意識の高い台南市において、インバウンド事業の取り込みが期待されます。

情報通信技術の発展等によりグローバル化が進む中、経済、産業、教育等において国際性豊かな人材育成、スポーツ、文化、経済交流など多方面にわたる国際交流の展開が求められています。

本市として、国際交流を通じた多文化共生社会の実現と地域経済の活性化を目指し、那珂市の特性を生かした国際交流の推進や、国際化社会で活躍できる人材育成等を図っていただきたいと思います。

最後に、本市がこれからも輝きを放ち、魅力あふれる都市であり続けられるよう、新たな時代の潮流を捉えながら、世界に輝く人、まち、那珂の実現に向け、各分野の施策を着実に推進していただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告3番、寺門 勲議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

この後、集合写真の撮影を行いますので、議員各位並びに市長におかれましては、正面玄関脇にお集まりください。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 鈴木 明子 君

○議長（木野広宣君） 通告4番、鈴木明子議員。

質問事項 1. 中学校制服や、体操服について。2. 学校給食について。

鈴木明子議員、登壇願います。

鈴木議員。

〔5番 鈴木明子君 登壇〕

○5番（鈴木明子君） 議席番号5番、立憲民主党の鈴木明子です。

那珂市議会議員の中で女性1人ではございますが、先輩議員の方々に教えていただきながら、また、同期の議員の方々と切磋琢磨しながら、市民の皆様の期待を重く受け止め、那珂市のために尽力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

近年、社会のあらゆる場面で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が行われています。

その中で、子供たちが毎日通う学校においても、多様な性への理解として、公立中学校でも男女共通のブレザーやスラックスなど、生徒自身の判断で自分のスタイルを選択できる取組が、徐々にではありますが広がっております。

選択肢が広がる制服の採用については、性差を意識しなくていいという点だけでなく、生理的な体の変化や機能面、防寒面でも利点があるものです。

そのような観点から、那珂市の中学校制服について質問をしてみたいです。

現在の那珂市の公立中学校の制服はどのようになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市では、市としては統一しておらず、中学校ごとに男子と女子、それぞれ夏用・冬用の2種類を標準服として定めております。

学生が着用するものを一般的に制服といいます。例えば警察官など、職業上厳密に規定された制服とは異なり、標準服は学校で着用することが望ましいとされる服装です。

今回の答弁に当たりましては、分かりやすく制服と表現したいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

各学校ごとに決めているということですね。

では、現在制服への違和感を持つ生徒からのご相談はありますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

詳細は控えますが、今年度は数件の相談がございました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 数件の相談があったということですが、その場合、どのように対応していらっしゃいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ジェンダー平等や性自認といった多様性の観点ばかりだけでなく、例えば活動のしやすさや冬場の防寒対策など、日常生活の中で、既存の制服では不便や不都合があったり、さらには、選択の自由を求めたいといった気持ちがあるのは自然なことです。

学校教育では、教師の側が、子供たち特性や個性を尊重することはもちろん、子供たち自

身も自分の考えを持ち、自分の意思で行動できるよう育成をしております。

このような教育の方針も踏まえ、着用する制服の選択について相談があった場合には、生徒の気持ちに寄り添った対応をしております。

実際、数年前に相談を受けた際には、学校では、生徒自身の判断に任せる対応をいたしました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 学校では、生徒の気持ちに寄り添った対応を取っておられるということですが、市としてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在本市の各中学校においては、相談があった場合に個別に対応しているという状況ですが、牛久市や小美玉市、守谷市など県内の公立中学校の中には、新設校を中心に女子のスラックス着用を認めたり、そもそも性別による指定をしないという学校も出てまいりました。

こうした流れは、物事を男女で区別する考え方を見直す時期に来ていることを示しているように思います。

今回議員からのご質問を受けまして、本市でも相談を受けてから対応するという受け身や待ちの姿勢ではなく、理由や事情にかかわらず、それぞれが自由に選択できるような制服の在り方について検討を始める時期にあるものと認識を新たにしたところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 子供たちの中には相談することをためらってしまう方も少なからずいると考えられます。そのため「受け身、待ちの姿勢ではなく」という言葉をいただけたこと、とても心強く思っております。

では、今後の方向性は、市としてどのように行っていくのか、教えていただけますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

冒頭に申し上げたとおり、制服は各学校で決めております。また、校則は生徒会も関わって話し合い、見直しなど行っております。

このようなことを踏まえれば、例えば学校において、多様性やジェンダー平等、また、ルールを守るといった規範意識を学ぶ際に、制服をテーマに取り上げてみることも考えられます。

現在の制服の在り方に改善の余地があるならば、生徒の側から保護者や先生に問いかける、そして、共に考える。その過程の中で、一人一人が自分らしく生きる意味やその重要性を理解することができるのであれば、意義のある取組になるものと思います。

まずは、今回議員から制服に関する質疑があったことを学校長会と共有し、問題提起をすることから始めたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

ぜひ那珂市に暮らす子供たちが、自らが選択し、自分で考え、判断する力を身につけていくためにも彼らの意見を尊重し、自分らしく伸び伸びとした学生生活を送ることができる環境づくりを市が率先して行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、小中学校の体操服についてです。

私は小中一貫教育を進める那珂市だからこそ、各学園ごとでの体操服の統一が行えるのではないかと考えております。

というのも、子供が生まれてから多くの親が一度は悩むのが、服のサイズのことです。そして、ちょうど今、3月、4月、学校の卒業・入学時には、たくさんのお金がかかります。入学に関わる概算の費用は、小学校で約10万円、中学校で約17万円と言われております。そのような中で、体操服を選ぶときには、少しでも長く着られるように。それでもあまり大き過ぎると危険なのではないかなどいろいろと考えることです。

そして、思春期の年齢では、成長する速度が急速に早くなります。この成長速度がピークに達する年齢は、男子が13歳、女子が11歳と言われております。もう少しで小学校卒業からと、なかなか小学校高学年になって基本的に体育のときのみに必要な体操服を購入するという選択というのは、一式約1万5,000円以上、半袖、ハーフパンツだけでも6,000円から7,000円という出費は親としてはとてもハードルが高いものです。学校で行われるバザーでも多くの高学年が着用できるようなサイズの体操服というのは、なかなか出てまいりません。実際我が家で小学5年生のときに購入した体操服は、現在も代々引き継がれ、現在は3代目のお子様の家庭で活躍しているということです。

さて、質問をさせていただきますが、現在の那珂市の小中学校の体操服は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各小中学校において、半袖・半ズボン、長袖・長ズボンの体操服を指定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 現在は各小中学校において指定されているのですね。

では、中学校区で体操服を同じにするということについて本市の考えをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、体操服の決定は各学校が行っておりますが、本市では、議員ご指摘のとおり、10年前から小中一貫教育を推進しており、中学校区ごとに学園制を敷き、小中学校の一体感の醸成を図っております。

このようなことから、今回の議員のご提案はその一体感を可視化できる取組であると、その可能性を感じるところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

私も家庭的な面からだけでなく、小中一貫教育の推進、一体感の可視化という意味でも体操服の統一化は意義があると考えておりますが、では、体操服を統一することに課題はありますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

課題をお答えする前に、一部ではありますが、体操服を統一した事例がありますので、経緯をご紹介します。

五台小学校で、本年度夏の体操服を取扱う販売店が閉店いたしました。こうした事情により学校では、保護者に確認した上で、令和6年度の新1年生から今後購入する半袖・半ズボンと同じばら野学園の第一中学校に合わせていくこととしました。

このように体操服の選択については、学校側に裁量がありますので、統一すること自体は特段問題はありません。

その上で、課題として2点考えられます。

1点目は、ただいま申し上げました流通上の事情です。特定の体操服を扱う事業者が決まっており、常に一定の在庫を抱えていることから、方針を決めるに当たって早い段階から丁寧に説明を行う必要があります。

2点目は、統一までの手続です。児童生徒や保護者に対して、まずは提案をし、説明や話し合いを通して、共通理解を図ることが大切と考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 理由は異なりますが、既に小中学校で統一した学校があるということですが、今後本市における導入のお考えはありますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現時点で私どもにおいても、また、各小・中学校においても体操服の統一に関して明確な考えはありません。

しかしながら、今回議員からのご提案をいただき、また、五台小学校の事例もあることか

ら、体操服の統一化に関しましては、学校長会を通して、各学園と共有してまいります。
以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

昨年開催された議員と語ろう会の中でも、体操服の統一化について保護者よりご意見があったと伺っております。子供の成長、そして、新たな学校への入学は、親として何事にも代えられない喜びであると同時に経済的な負担もとても大きいときです。その負担を少しでも減らしていくこと、限られた財源の中、市としても工夫次第で子供たちの成長や子育て世代の応援となることはできます。子育てを那珂市でしたいと選ばれる那珂市となるため、ぜひ前向きにリーダーシップを持って行っていただければとお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

学校給食についての質問をいたします。

学校給食における地産地消の推進については、徐々に増えているということで、そして、地場産会議が立ち上がり、より推進してきているということ、子供を持つ親として顔の見える安心した食材を使用している学校給食に力を入れていただけていること、誠に感謝を申し上げたいと思っております。

そして、先ほど富山議員からありましたように、現在は地場産のオーガニック給食が全国で広がりを見せております。

学校給食は、子供たちの体をつくるだけでなく、健康教育の一環でもあります。日本では世界に比べてオーガニック食材に対する認知が遅れているのが実情であります、しかし、それらが学校で学べるとなれば、さらなる普及が見込めると考えます。

では、まず、本市の学校給食における地場産品の活用状況を教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましては、学校給食の安全・安心を確保するため、使用する食材料につきましては、市内産、県内産、国内産のものを優先的に使用しております。そのため毎年度、納入事業者と契約する際には、契約書の中に優先して地場産食材を納入するといった規定を入れております。また、毎月納入事業者に食材料を発注する際にも、その都度、那珂市産、県内産といった条件を明示しております。

本年度の地場産品の活用状況につきましては、納入事業者の努力もあり、主食の米や卵のほか、野菜類では、本市の特産であるカボチャやゴボウをはじめ、タマネギ、キャベツ、ジャガイモ、ニンジン、白菜、キュウリなど13種類において市内産のものを使用しております。

なお、野菜類は、県内産、県外産も含めると、全部で30種類の品目が国内産になっております。また、精肉は全て国内産です。豚肉は茨城県産、鶏肉は岩手県産のものが納入されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

では、地場産品の使用率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本年度の那珂市産の使用率につきましては、令和5年度12月現在の状況で申し上げますと、主食の米、卵、野菜など食材料全体では51.6%です。

使用率の高いものとして、米、コマツナ、ナスが100%、次いで、長ネギが99.4%、ニラが93.4%、ゴボウ50.3%、トマト40.3%となっております。

ここ数年の推移としましては、全体的に増加傾向にありますが、夏の高温や冬の大雪といった気象条件により、野菜の生育に影響があった年は使用率が下がっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ここ数年間で増加傾向になっているということですが、地場産品の使用率を上げるため、どのような取組をしていच्छいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

那珂市産の野菜の使用率を向上させるため、農政課の協力の下、冒頭議員からご紹介のありましたとおり、平成30年度に那珂市地場産会議を立ち上げました。

委員構成としましては、学校教育課、学校給食センター、農政課といった行政の職員をはじめ、市内の生産者、常陸農業協同組合、茨城県農業改良普及センター等の農業関係者のほか、学校配属の栄養教諭や農政課所属のアグリビジネス専門監にも参加してもらっております。

会議の中では、カボチャなどの特産品の活用策をはじめ大量の食材を調達するため、どの時期にどの野菜をどれくらい作付するかといった計画生産の体制構築など具体的な取組を協議しております。

先ほど使用率が増加傾向にあるとお答えしましたが、この地場産会議を通した農業関係者との連携の成果であると認識しております。

また、学校給食センターでは、那珂市産の食材を使った「ナカマロちゃん給食」を学期ごとに年3回提供しております。児童生徒の食育はもとより、生産者の皆さんの意欲の向上にも貢献できているものと認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 様々な取組を行っているということですが、地場産品の活用の取組に

ついて市内外へのPRはどのようなことをしていच्छやいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほどもご紹介しました地場産会議を立ち上げた後、数年間は広報なかに特集記事を掲載したり、新聞等のメディアに情報提供をして基準にしてもらったりといった広報活動を実施しておりました。しかしながら、その後情報発信ができていなかったのは、議員ご指摘のとおりです。

今回ご質問いただいたことから、改めて広報紙や市ホームページ、SNS等を活用して、情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） すばらしい取組をされておりますので、ぜひ市内外のより多くの方々に広く強く届くよう那珂市の魅力を発信していただきたいと思いますと思っております。

では、続きまして、学校給食において、オーガニック食材はどのように活用されておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

一般的にオーガニック食材、有機野菜などと言われておりますが、正式には、有機JAS認証を受けている農産物になります。

学校給食への活用における全国的な状況から申し上げますと、任意の団体が昨年の夏に実施したアンケートがありますので、参考までにその結果で申し上げてみたいと思います。

関東近県では、東京都武蔵野市、千葉県いすみ市、山梨県北杜市、遠くは、北海道帯広市、愛媛県今治市、高知県四万十市といった30の自治体が活用していると回答しておりました。全国で少なくともこれだけの導入実績があることが分かります。

また、調理方式は、本市のようなセンター方式と回答したのが、21自治体で7割を占めておりました。学校ごとの自校調理方式が4自治体、残りの5自治体は両方式の併用と回答しております。

食材料に占める割合ですが、米100%という自治体もある一方で、多くは野菜で数%程度というのが現状のようです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 既に30の自治体がオーガニック食材を活用していて、そのうち7割が本市と同じセンター方式ということですね。

では、県内または近隣におけるオーガニック食材の導入状況はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

県内では9自治体が、そのうち近隣では、水戸市、常陸大宮市、城里町が有機栽培の米や野菜を使用した給食を提供しております。

近隣の3市町ですが、まず、水戸市は、センター方式ではなく、自校調理の小学校1校において、地域の生産者から有機野菜を調達しているようです。

常陸大宮市は、本市と同様センター方式ですが、調理食数の規模は本市の6割程度です。また、1年分の有機米を確保するため、市が農地所有者と耕作者をコーディネートし、学校給食専用として栽培しているとのこと。

城里町につきましては、食数は約1,200食で、農業協同組合を通して有機野菜を優先的に調達し、不足分は地場産品で補填するという方法を取っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

近隣でも徐々に進んでいるということですが、本市におけるオーガニック食材の利用状況はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましては、食材料を調達する際にオーガニック食材を指定、あるいは優先するといった取組はしてございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 現在本市としては取り組んでいないということですが、オーガニック食材を導入する上での課題というのは、何がありますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

課題として大きく2点あります。

1つは、量の問題です。

本市の学校給食はセンター方式で、1日に4,200食を提供していることから、日々大量の食材を調達しております。仮に一部の野菜からオーガニックを導入するにしても、ある程度まとまった数量が必要です。

しかしながら、本市において認証を受けて有機農法に取り組んでいる生産者は、まだ1軒しかないという現状でございます。

2つ目は、規格の問題です。

限られた時間で調理するため、センターでは、野菜は手切りではなく、切裁機という機械で切ります。その際、規格がそろった野菜でないと一定の形と大きさに切ることができず、

火の通りにむらが出るなど調理に影響が出ます。

有機農法では、農薬の使用を低減させていることから、形がふぞろいになりやすく、規格がそろったものを調達することが困難です。

現在の本市の状況を踏まえて、以上の２点を課題と捉えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○５番（鈴木明子君） 困難な課題があるということですが、今後本市における導入のお考えはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

県内外の自治体において学校給食にオーガニック食材を取り入れる事例が出てまいりました。

先ほど先進事例として、常陸大宮市の有機米の調達方法についてご紹介しましたが、本市で導入する場合も農政部局との連携や市内生産者の協力が不可欠です。

また、導入している自治体では100％オーガニックということではなく、可能な種類と量の中で活用を始めているという状況のようです。

本市においてすぐに導入することは、現時点では困難と考えますが、今回の議員からのご提案を機に、先ほど答弁申し上げました地場産会議の中で、先進事例について情報提供することから始めたいと思います。

議論を通して、本市の生産者の状況や調理作業への影響といった農業者側、センター側双方の課題を共有し、できることは何か、どこから始めればいいのかといった将来に向けた展望を見通してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○５番（鈴木明子君） ありがとうございます。

未来をつなぐ子供たちの体と心を育てる上で、地場産のオーガニック給食というものは、とても大きな役割を果たします。近隣でも徐々に進められている取組ですが、本市の規模のセンター方式で行っている地域はまだ多くはありません。全て100％から始めるのではなく、少しずつでもできることからぜひ取り組んでいただき、那珂市の魅力でもある豊富な農作物を作っていただいている農業への支援、そして、那珂市の未来でもある子供たちへの支援の一つとして重ね重ねとなりますが、ぜひ前向きな議論となりますようお願い申し上げます、以上で私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告４番、鈴木明子議員の質問を終わります。

◇ 原 田 悠 嗣 君

○議長（木野広宣君） 通告5番、原田悠嗣議員。

質問事項 1. 市政運営について。2. 「道の駅」建設について。3. 郷土教育について。

原田悠嗣議員、登壇願います。

原田議員。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 議席番号3番、参政党、原田悠嗣です。

このたびは初めての質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。まだまだ未熟者ですが、先輩の議員の皆さんからしっかりと学ばせていただきまして、この那珂市の発展に尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年第1回定例会通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、市政運営について質問をさせていただきます。

本市は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例を制定し、行政運営の柱に協働のまちづくりを掲げています。協働のまちづくりの理念についてどのようにお考えかを改めて教えていただきたく伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

協働のまちづくりの協働とは、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者が自己の果たすべき役割と責任を自覚し、相互の信頼関係に基づき地域の課題解決に対等の関係で連携協力して取り組むことを言います。

那珂市協働のまちづくり指針において、市と市民が、地域や市の課題解決に共に力を合わせて取り組むことを協働のまちづくりとして位置づけております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

本市の協働のまちづくりという理念、大変すばらしいものだと思います。おっしゃるとおり、市民と市が相互の信頼関係に基づき対等の関係で連携協力しながら課題解決に取り組むことは、那珂市協働のまちづくり推進条例にもしっかりと記載されておりますので、那珂市の市政運営においても遵守すべき条例であります。

市民との信頼関係を構築し、課題解決に対等の関係で連携協力して取り組むためにも市民生活に大きな影響を与える事業や施策に関して、市民に対してしっかりと情報公開を行った上で、市民の声を聞きながら連携協力して進めていっていただきたいと思います。ぜひ今後の市政運営も那珂市協働のまちづくり推進条例に基づいて運営していただきたいと思います。

ります。

それでは、この協働のまちづくりというすばらしい理念を各部署にどのように徹底しているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

協働のまちづくりについては、庁内の連絡ツールのグループウェアの掲示板を活用し、周知しています。

新規採用職員への研修のプログラムや協働のまちづくりに関するイベントへの参加呼びかけの際など、機会を捉え、市民自治組織などが協働のパートナーである旨を職員一人一人に説明し、周知をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

協働のまちづくりの基本は、対話と参加のまちづくりであると私は考えております。デジタル化が進んだ世の中であっても、行政については、SNSやホームページによる一方的な発信のみで終わらせるのではなく、直接市民と接して、市民としっかりと対話をし、市民の理解と信頼を得て進めていくことが重要であると私は考えております。

その点につきまして、先崎市長は「輪い・和い座談会」という市長と市民が直接対話するすばらしい取組をされていらっしゃると思います。

「市長と話そう輪い・和い座談会」とは、こういった内容のものです。また、現在までの実施状況について教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

「市長と話そう輪い・和い座談会」は、開かれた市政の実現と市民参加によるまちづくりの推進を図るため、市長と市民団体等が意見交換をする場として令和元年度から実施しておりますのでございます。

座談会は、市民団体等から申込みを受けて開催しております。申込みの際に、例えば市民と協働のまちづくりや環境などテーマを2つ選んでいただきます。要望や苦情ではなく、建設的な意見交換の場となるように取り組んでおるところでございます。

これまでの実施状況につきましては、令和元年度に5回、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催に至りませんでした。令和4年度はコロナ禍ではありましたが、感染症対策を講じて1回実施しております。また、令和5年度は申込みがなかったため、現在のところまで未実施となっております。

なお、開催されました座談会のテーマの主なものにつきましては、「教育・生涯学習・生涯スポーツ」、「市民と協働のまちづくり」、「防災・防犯・交通安全」、「産業・観光」

などが多くなっているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

市民と市長が直接対話をして、那珂市の未来を考えていくことは、とても大切なことだと思っております。また、協働のまちづくりの観点からも非常に重要な取組だと感じております。

新型コロナウイルスの影響によりまして、開催件数が減ったとのことですが、昨年度から5類に移行したことにより、開催しやすくなっていると思います。

今後の座談会の開催の方向性につきましてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが5類に移行したことによりまして、人が集まる機会が多く見られるようになってきました。座談会なども開催しやすくなっていると思われます。

座談会は、市民と市長が直接意見交換できる貴重な場であると考えております。広報紙やホームページなどで周知を図るとともに、まちづくり委員会等の市民団体へも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

現在瓜連支所組織配置再編や道の駅建設など、市民生活に大きな影響を与える事業の話も出てきております。那珂市協働のまちづくり推進基本条例第8条2項に「市は政策を形成するに当たって市民の意見を広く反映させるため、市民参画の確保に努めなければならない」とあるように、「輪い・和い座談会」を積極的に周知していただき、市民と市長の有意義な対話の場としていただきたいと思います。

私も先崎市長を見習いまして、積極的に地域住民の皆様と対話をして協働のまちづくりに貢献できるよう努めてまいりたいと思っております。

ここで、続いての話題に入らせていただきます。

私、市民の皆様との対話の中で、道の駅建設につきましていろいろなご意見をお伺いしております。ですので、道の駅建設につきまして質問をさせていただきます。

今回、道の駅建設についての説明を受けた際に、建設に前向きな根拠の一つとして、令和2年度に実施されたアンケート結果を提示されました。私自身市民として、当時のアンケートに回答した記憶がございます。

しかし、当時のアンケートは、私を含めた市民の中に、道の駅建設の現実味がない中で行

われたものであり、質問の内容も道の駅建設に対する賛成・反対を直接問うようなものではありませんでした。実際市民の方々からは、道の駅建設に対して、批判的な意見も多くお聞きしております。

アンケートを実施した令和２年度に比べまして、道の駅建設が、現実味が出てきてまして、市民の関心も高まり様々な意見が出てきているところです。

道の駅建設に関して、市民との信頼関係を築くためには、協働のまちづくり推進基本条例第５条「市はまちづくりに関する情報を収集し、市民に提供することにより市民との情報の共有に努めなければならない」の条文に従って、市民にしっかりと道の駅建設に関する情報提供をした上で、那珂市協働のまちづくりの理念に従いまして、道の駅建設に関して、市民の関心が高まっているこのタイミングで、改めて道の駅建設に対して賛成か反対かのアンケートを実施することが必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。ご回答をお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅の整備につきましては、令和２年度に策定しました那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針に基づき令和４年度に基本構想及び基本計画を取りまとめ、今定例会全員協議会において事業の進捗状況についてご報告をさせていただきました。

まちづくりの方針の策定に当たりましては、広報なかを用いた市民アンケートを実施しており、結果としまして、約８割の方から那珂インターチェンジ周辺地域におけるまちづくりを進めるべきとの回答をいただき、進めるに当たっては「道の駅など、観光・地域振興施設の整備が望ましい」といった回答を約７割の方から得られたことから、市民代表や市内の事業所、有識者で構成します「活力あふれるまちづくり検討委員会」を設置しまして、那珂インターチェンジ周辺地域における道の駅整備の実現に向けた検討を始め現在に至っているところでございます。

これまでも事業の実施に当たりましては、各年度、事業内容や進捗状況について議会や市ホームページ等におきまして、その都度ご報告をさせていただきながら継続的に事業を進めているといった経緯もございますので、現時点におきましては、議員のご提案の市民アンケートの実施については考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○３番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

答弁の中にありました広報なかを用いた市民アンケートというのは、私が先ほど申し上げた令和２年に実施されたアンケートのことだと思います。先ほども申し上げたとおり、当時と現在では、市民の意識も大きく変わっておりますので、当時のアンケート結果を根拠にこのまま道の駅建設事業を進めることは、市民の信頼を大きく失いかねないことだと思ってお

ります。答弁の中で、現時点ではという文言がございましたので、市民から信頼される市政運営を行うためにも市民の声にしっかりと耳を傾けて協働のまちづくりを行っていくためにも、今後執行部の皆さんの考えが変わりまして、もう一度しっかりと道の駅建設に関する是非を問うアンケートを実施されることを願っております。

また、私も議員として、市民の皆様に選んでいただいたという責任がありますので、この件に関して市民の皆さんの声をしっかりと集めていきたいなと思っております。

さて、道の駅建設について市民の方々からいただいた声の中で、道の駅建設、道の駅運営によって将来にわたって財政負担がのしかかり、教育・福祉などの市民生活に直結した政策の予算減額などほかの政策にしわ寄せが来ないのかと、市民の意向に反しての行政施設の取り壊しなどにつながらないかと、そういった強い心配の声をお聞きしております。

また、子育て世帯の方々からは、子育て支援に関してほか市町村と比較をして、那珂市に引っ越してきて失敗したとの厳しいご意見も多数伺っております。

他市町村の来年度予算の発表を見ますと、茨城町などいくつかの市町村が子育て世帯の経済的負担を減らすための予算を打ち出しております。このような状況の中で、他市町村のような積極的な予算を本市で編成できないのは、道の駅に多大な財政負担が見込まれることからかと懸念しているところであります。

そこで、多大な財政負担が生じる道の駅建設、道の駅運営が子育て政策やデマンドタクシーの増設などの市民生活に直結した予算にしわ寄せが来ないのかということをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

道の駅に整備につきましては、大変なビッグプロジェクトでございます。施設の建設に当たりましては、国の補助金や地方債を有効活用するとともに、なお不足する財源につきましては、現在積み立てております特定目的基金を積極的に活用するなど、通常事業とは別枠で財源確保を図ってまいりたいと考えております。

また、施設の建設に係る地方債の元利償還金、または運営経費について後年度の財政負担となることを踏まえまして、引き続き市として持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

おっしゃっていた中で、後年度の財政負担となることを踏まえてのことですので、通常事業とは別に市民生活に直結した新しい積極的な政策を打ち出すことに関しては、今後何かしら継続して、影響があるものと理解いたしました。

おっしゃるとおり、道の駅に関しては非常に大きな予算をかけて行われ、30年、40年と

これからの未来にも長く残っていくビッグプロジェクトであります。市民の方々の関心も非常に高くなっております。

そこで、道の駅建設の目的の一つに那珂市への人口還流があるかと思えます。那珂市の人口は今後さらに減少していくことは明白ですので、この人口還流という考え方、私も大賛成ですし、それに向けての施策を実行していくこと、これは非常に重要なことだと考えております。しかし、全国ランキングでも上位の道の駅を擁する群馬県川場村や宮崎県大崎市、静岡県富士市、山形県米沢市などのこういった市町村も人口は全て減少傾向にあります。また、道の駅がある近隣の常陸大宮市であったり、常陸太田市も人口は減少しております。そういった実態からも道の駅が人口還流につながるという根拠は乏しいかと考えております。

また、食料自給率の低さであったり、農業従事者の高齢化、若い世代の農業への成り手不足など、那珂市の農業が抱えている問題も深刻であり、そこに対して行政で農業支援を行っていくことも私は非常に大切なことだと考えております。私自身も農業支援に積極的に関わっていききたいと考えております。その一環として、農作物や特産品の新しい販路をつくること、これも非常に重要だと考えております。ただ、農作物や特産品の新しい販路をつくるのであれば、現在予定している那珂インター付近への道の駅建設よりも市内の直売所がない地域に新しく直売所をつくるほうが市の財政負担もリスクも少なくて済むかなと考えております。

また、子育て支援という面で見まして、市民の方から子育て支援として、子供たちの遊ぶ場所や保護者同士が交流する場所の確保として公園施設の充実を求める声が上がっているのも事実であります。ただ、そういった声は五台地域など子育て世帯が多いにもかかわらず近隣に公園が乏しい地域で、小さくてもいいから身近で気軽に行ける公園が欲しいというもので、そういった地域に小さい公園を多く設置するほうが市民のニーズに応える形になるかと考えております。

また、皆様もご存じのとおり、今から30年後の社会状況というものはこれまでと全く違ったものとなっていきます。日本の人口は1億人を切り、平均年齢はおおよそ55歳、人口の4割が高齢者となる世界でもトップクラスの超高齢化社会を迎えます。その中で当然、那珂市も近隣市町村も人口減少、超高齢化社会といった社会状況を迎えます。

そのような厳しい未来に備えて、少子高齢化を少しでも止めるために子供を育てやすい環境を整えるための子育て世帯への経済的負担を軽減したり、今後ますます増える高齢者の生活の支援をしたりと様々な施策に予算をかける必要がある中で、それでも今回多額の予算をかけて行われようとしている道の駅の建設は今後30年後の那珂市にとってどのような影響を与えるのか、どのようなビジョンをもって建設されようとしているのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 原田議員の質問にお答えをいたします。

たくさんの市民の方々のご意見を伺ってという説明がありました。先ほど担当部長のほうからもありましたけれども、産業部長のほうから答弁があった那珂インターチェンジ周辺地域における道の駅の整備につきましては、国道118号の4車線化、そして、ご存じの県植物園のリニューアルなど様々な機会をチャンス、好機と捉えまして、道の駅の整備を核としたまちづくりを進めることとして検討を始め、産業振興や地域活性化につながる拠点の創出に向けて現在事業を推進しているところでございます。

那珂市は、これまで住みやすい環境や利便性の高さといった本市の魅力を「いい那珂暮らし」というキャッチコピーで訴求をしまして、地方創生に資する取組を進めてまいりましたが、この「いい那珂暮らし」を体現する拠点が道の駅であり、まさに私が掲げる「活力あふれる那珂市」に直結するものであると認識をしているところでございます。道の駅の整備により、市内の産業を活性化させ、さらには企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回していく、そしてそこから得られた財源を福祉や教育などに還元していく、言わば次世代の子供たちや未来の那珂市に向けた投資でありまして、そのためには20年後、30年後も市民が誇りを持ち、一緒になって成長し続ける持続可能な道の駅でなければならず、那珂市の魅力を世代を超えて育みながら未来の子供たちにつなげていきたい、そんな思いが本市が目指す道の駅の理想の姿、いわゆるビジョンであると考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

市長が考える道の駅が目指す理想の姿、大変よく分かりました。

他方、私の中では、先日の全員協議会で行われた進捗状況報告の中では理想の姿を実現するための具体的なプラン、裏づけがまだしっかりと定まっていないように感じました。市民としては道の駅的具体像、道の駅建設による具体的なリスクであったり、リターンであったり、そういったことが分からない状況で、行政のほうで一方的に道の駅建設の話を進めていくことに関しては大きな不安を感じております。市長の理想の実現のためにも道の駅的具体像、道の駅を運営している他市町村の状況などから、那珂市でそういった理想を実現させられることができるというしっかりした裏づけであったり、根拠、あとは那珂市民にとって道の駅建設に関する投資が我々那珂市民にしっかりと今後未来最低でも30年間はメリットがあるという、そういった具体的な根拠を示していただき、私たち市民を納得させていただきたいと願っております。繰り返しになりますが、市民が納得していることが分かる、その一つの指標として市民への再度のアンケート調査というものを私のほうでは要望したいと思っております。

それでは、道の駅に関しましてはここまでにいたしまして、ここからまた次の話題で、子供たちの郷土教育についてお伺いいたします。

那珂市は、古代からの歴史に加え、由緒ある神社、仏閣、城跡や国・県・市指定の文化財など数多くの誇れる文化遺産が存在しております。また、根本 正や岩上二郎などの名誉市民を輩出しております。これらの歴史文化資産を子供たちに伝えていくことは那珂市に愛情と誇りを持って次の時代を担っていく人材を育成することにつながるものであり、本市の重要な取組であると思っております。

そこで、郷土歴史の小中学校での教育についてどのようなお考えかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

小中学校において郷土の歴史を学ぶ意義は、先人の偉業やその生き方、また、歴史的・文化的遺産や伝統などについて理解を深めることでふるさとに対する誇りや愛着心を育成することにあります。

本市の教育方針として、那珂市小中一貫教育グランドデザインを策定しております。この中で教育の基本理念として掲げているのが本市の名誉市民にもなっている、ご紹介のありましたとおり、郷土の偉人、根本 正の生き方です。根本 正の生き方の根底にある明確な目標を持ち、忍耐強く困難を乗り越えながら自らの道を切り開く、そういう姿勢を学ぶことで、本市の教育目標である「強い意志と豊かな感性で、たくましく生き抜く児童生徒の育成」、これを目指しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

今後、これまでにない厳しい時代を迎える我が国日本、それに伴って厳しくなっていく我々が那珂市の未来を切り開くためにはおっしゃってくださったとおり、郷土や祖国に対する誇りや愛着心を育成することは何よりも大切なことだと思っております。

私は、先人の生き方から学び、祖国や地域の未来を切り開くために人生をかけられる、そういった人材を育成することがこれからの教育で非常に重要なことだと考えております。郷土教育に関する熱い思いを那珂市教育委員会さんのほうで持っていていただくことを知りまして、非常にうれしく思っております。那珂市の学校教育においてはぜひとも名誉市民である根本 正の生き方を子供たちの中に育んでいっていただきたいなと思っております。

それでは、郷土歴史の小中学校での教育について実際どのように取り組んでいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたグランドデザインの中では、「確かな学力」「健やかな体」「自分らしい生き方」とともに「豊かな心の育成」を教育の柱として掲げております。

心の育成の第一は道德教育です。本市の小中学校では自ら考え議論する道德を実践するた

め、郷土の歴史や文化財、先人の伝記、民話などに題材を取った本市独自の教材「那珂市道徳郷土資料集 ひまわり」を活用しております。また、特に小学校では社会科において本市の歴史民俗資料館や茨城県立歴史館への校外学習を行うほか、地域の人材を講師に迎え、昔遊びなどを通して伝統文化を学ぶといった郷土学習を実施しております。見学したり、直接話を聞くといった実体験を伴う学習は郷土愛の育成に有効と考えております。これらの取組を通して、子供たちには自ら生まれ育った郷土に誇りを持ち、進んで友達との協働関係を築く姿の実現、さらには自分たちも伝統を受け継ぎ、歴史の担い手になるんだという意思の涵養を目指しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 大変すてきな答弁をありがとうございます。

私は、教育において豊かな心の育成ほど重要なものはないと考えております。答弁の中でおっしゃっていた自ら生まれ育った郷土に誇りを持ち、進んで協働関係を築く姿の実現、伝統を受け継ぎ、歴史の担い手となるという意思の涵養を目指す、そういった思いはとても私自身も胸が熱くなりました。那珂市の子供たちのこのような姿を実現させるために、私も共に尽力させていただきたいと思っております。

また、「那珂市道徳郷土資料 ひまわり」に関しましては、私自身も教員時代に活用させていただきました。このような郷土教育の副読本の作成、とても素晴らしいことだと思っております。しかし、道徳が教科化されてからは学校現場のほうでは「ひまわり」を活用するという余裕がどうもなくなってしまったという、そういった印象を受けております。せっかくの素晴らしい副読本ですので、「ひまわり」の有効活用についても今後教育委員会さんとぜひご相談させていただければなと思っております。

さて、学校現場における郷土教育に関してですが、郷土の古い歴史や数多くの歴史資産、偉人などを小中学生に学校で教え伝えること、これは定期的な異動もあり、ふだんの業務で忙しい学校教員では私の経験でも限界があります。そこで、歴史民俗資料館の学芸員を増員し、出前授業などを積極的に行っていただくことが大切と考えますが、現状はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

郷土の歴史や伝統文化を後世に引き継ぐ上で、学芸員の役割は非常に大きいものがあります。歴史民俗資料館における学芸員の配置ですが、議員ご提案のとおり、既に令和5年度から1人増員し、本年度は4人体制となっております。歴史、民俗、埋蔵文化といった各自の専門性を発揮し、資料の収集や保存、展示の企画など資料館運営の充実に尽力をしております。

児童生徒に対する郷土教育ですが、ご指摘のとおり、小中学校の要請に応じて学芸員によ

る出前授業を行っているほか、校外学習として来館してもらい、展示品や昔の暮らしなどについて説明をしております。出前授業や校外学習につきましては、毎年度各学校に対し、テーマの種類や申込方法について周知をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

学芸員の増員や出前授業など、郷土教育に力を入れていただいて、とても頼もしく感じております。

それでは、今後の取組について教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど申し上げました出前授業や校外学習の受入れは、郷土の歴史について児童生徒に関心を持ってもらう第一歩としてとても大切な機会です。特に、本年度増員した学芸員は年齢的にも子供たちに近く、出前授業では額田城跡について動画や写真を多用したプレゼンテーションで紹介したことで大変分かりやすく、子供たちに好評だったようです。

このように、学芸員の側でも学校や子供たちのニーズや関心に応じられるよう、学術研究による知識の充実はもとより、ITを活用した説明スキルの向上を図ってまいります。あわせて、多くの学校から出前授業や校外学習の申込みを得られるよう、こまめな周知と資料館のPRを充実してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

今回の答弁で、本市が歴史教育、郷土教育に非常に力を入れていることを知ることができ、大変うれしく感じております。皆様ご存じのとおり、アーノルド・トインビーや中條高德が唱えたと言われている「民族滅亡の三原則」の一つに自国の歴史を忘れた民族というものがあります。その観点からも私は歴史教育、郷土教育は非常に重要なものであると考えております。那珂市は歴史文化資産も豊富な上に職員の方々の思いが熱く、非常に高い向上心をお持ちなので、歴史教育、郷土教育に関して本当に頼もしい限りです。

そして、本市は茨城県立歴史館や国立公文書館建設に力を注いだ岩上二郎の出たところがあります。1月に組織配置再編を行うとの発表があった国道118号線沿いの瓜連支所を利活用し、数多くの誇れる歴史資産を持った郷土の歴史をパネルや映像など新たな媒体を使って市内外に発信するとともに、子供から大人まで分かりやすく学べる歴史民俗資料館を拡充、整備すること、公文書法による公文書館を整備することで、瓜連地域を歴史文化の薫るまちとして発展させていくことは今後の那珂市のまちづくりとしても有効な施策だと考えております。先人の英知を次世代にしっかりと引き継ぐ教育、まちづくりを今後もしていきたい

だきたいなと願っております。

今回は、市民の皆さんとの対話の中でいただいた声を中心に質問させていただきました。先ほども申し上げましたが、今後、我が国日本も我々が那珂市も非常に厳しい時代を迎えていくことになります。そんな時代の中で2000年以上という世界で最も古い歴史を持つ我が国日本の先人たち、我々の生活の土台を築き上げてきた那珂市の先人たちの英知を受け継ぎ、これからを生きる子供たちの未来を守りたいという思いで私は今回立候補して議席をいただきました。これからの議員活動、子供たちの未来を守るという思いで、しっかりとこのベッドタウンとしての本市の強みを生かしまして、特に子育て・教育・福祉、あとは農業といったそういった面で、他市町村をリードする那珂市づくりのために尽力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、質問のほうを終わりにさせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を14時15分といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（木野広宣君） 通告6番、花島 進議員。

質問事項 1. 東海第2原発問題について。2. 高等教育への支援について。3. 学校給食費について。4. 物価高騰対策と市内中小事業者の経営について。5. 国民健康保険税について。6. 水道事業の県事業への統合について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔12番 花島 進君 登壇〕

○12番（花島 進君） 早速質問に入らせていただきます。

まず、東海第二原発問題についてお伺いします。

本年1月1日の能登半島地震で、志賀原発を規制基準による想定地震動を上回るか、それに近い地震動が襲いました。私はかねてより「地下深くのことは分かっていないことが多く、

近い将来もそれは変わらない。プレートがせめぎ合う地震国で、現在の規制委員会が認める地震動基準は不十分過ぎる」と言ってきました。

今回、志賀原発は1号機、2号機共に2011年度から停止した状態にあり冷えていたため、大量の放射能放出という事態には至りませんでした。一部の外部電源の喪失、トランスの大量の絶縁オイル漏れなどが起き、周辺の放射線量モニターも18か所が一時データ収集できなくなる被害があったと聞いています。

これらの事実は、第1に、現在の規制体制では十分な地震想定はできていないということ。次に、想定されている揺れに対してさえ、原発設備が十分対応できていないことを示しています。規制委員会が認めたからといって、安全とは言えないことが明らかとなりました。

ところで、東海村の東海第二原発についても1009ガルの最大加速度見積りでは不十分と考えています。執行部としてどのように考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

原子力規制委員会が定める新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、地震や津波の想定を強化するとともに、安全機能の喪失に対する対策や原子炉などの設計を審査する基準を新たに示したものとなっています。

これまでに東海第二発電所が原子力規制庁から認可を受けた安全対策工事は、これらの基準を満たすものと認識しております。

しかしながら、今回の能登半島地震では、地震の揺れによる加速度が志賀原発の設計基準を上回った事例が起きたことや、原子力規制委員会が原子力安全対策指針の見直しを表明していることなどから、福島第一原発事故で従来の規制基準が見直されたように、新たな見直しが行われることも想定されます。今後の国の動向を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島 進議員。

○12番（花島 進君） 規制基準というものが、福島第一原発の事故の教訓を踏まえてということなんですが、要はその教訓の捉え方がちょっと違うと私は思っています。残念ながら、私も原子力関係の機関に勤めていて、さらに残念に思うのですが、これまでの国の規制の在り方とか、原子力関係の学会・研究機関の中の権威のような人々の能力とか誠実さを信用することができない状態です。那珂市の住民と地域の安全のために国の動向などを厳しい目で見てほしいと思っています。

次の質問に移ります。

茨城県は日本原電に計算させた東海第二原発事故時の放射能放出シミュレーションを公表しました。そして、その結果を広域避難計画の根拠にしようとしています。ですが、このシミュレーションを避難計画の作成に使うのは無理があります。

理由は、第1に事故時の放射能放出量について、全く甘い見通しを基にしていることです。

最低でも福島第一でメルトダウンした原発の放出量に、原発の出力に比例した放出量、これは大体54%になりますが、それを想定したシミュレーションでなければならないところですが、大変過少な放出量を想定しています。

第2に、放出後の空気の流れに対して、風向きの不都合な変化などを考慮していないということです。このことは、県の思惑以上に大きな放射能の汚染被害を考えるべきことを示しています。

執行部としてはどう考えますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県が公表した放射性物質拡散シミュレーションは、大きく2つの前提条件に分けて行われています。

まず、原子力発電所で事故が発生した際に、新規制基準による安全対策設備が機能した場合と、それらの設備が機能しなかった場合に、原子力発電所から30キロメートル周辺まで避難の対象となる区域が生じるように、条件を設定した場合のものとなります。

今回のシミュレーション結果による放射性物資の拡散状況は、様々な事故想定の一つのパターンと捉えており、広域避難計画の実行性を検証するための一つの材料に活用できると考えています。

本市としましては、広域避難計画の策定を進める上では、これまでの原子力防災訓練による検証結果や、国の定める防災基本計画、原子力災害対策指針、本市の地域防災計画との整合性を図って進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 様々な事故想定の一つのパターン、1つじゃないんですけれどもね、報告されたのは。そういうふうに捉えているということはいいと思うんですが、とにかくはっきり頭に入れておいてほしいのは、今回のシミュレーションというのは最悪を想定したものより、はるかに緩いということです。先ほどの回答の言葉を言い換えれば、様々な想定の中の例にすぎないということ。これをしっかり認識してほしいと思います。

残念ながら、もとより原子力規制委員会の規制姿勢というのは、市民の安全を優先に考えたものではなくて、いくつかの原発は動かすことを目的にしたかのような基準づくりでした。これは十数年前も既にそうでした。

近年はさらに原発再稼働優先になりつつあります。2011年から13年たち、13年前に何が起き、それがなぜ起きたのかを考えなくなっているように感じています。国の思惑に惑わされずに、市民と社会のための姿勢を忘れないでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

県はさきに述べたシミュレーションの結果を広域避難計画に使おうとしています。それは

先ほど言いましたように、重大事態が生じた場合、まともに避難することはできません。

加えて、能登の地震では交通網などが破壊されましたけれども、東海第二が地震によって大きな被害を受けた場合、程度の差はあれ、交通にも大きな障害が生じることは、2011年の地震でも経験済みのことです。日本の場合、原発事故の原因として、大きな地震が真っ先に考えられているにもかかわらず、県や一部の自治体では複合災害を考えない避難計画で当面よしとする考えのところがあります。那珂市ではどうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

広域避難計画の策定については、昨年度末に地域防災計画を改定し、避難所の1人当たりの居住面積の変更を行ったことで、筑西市、桜川市の既存の避難所では、収容人数に不足が生じることになりました。現在は新たな避難所の確保を最優先事項として、国・県が調整を行っている状況です。

今回の能登半島地震では道路の損壊が多発し、避難に困難を極めた事例が多く見られ、複合災害に対する対応が課題であることは認識しております。

現時点で策定を進めるに当たっては、まずは単独災害に対する避難計画を策定することが第一であり、それを基に複合災害に対する対応の検討に進むものと考えています。

また、被害対策は常にブラッシュアップが必要不可欠であり、広域避難計画についても策定して終わりではなく、継続して課題の解決や見直しを実施していかなければならないものと考えています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 一見まともふうな答えなんですけれども、ブラッシュアップで一定の水準にできることと、できないことがあるということを忘れないでいただきたいと思います。東海第二が動かされる可能性を考えると避難計画はないよりましですが、現在の延長では原発事故で最も懸念される事態に対して対応できる計画ができるとは思いません。

また、忘れてならないのは、たとえ避難できたとしても、広範囲が放射能で汚染されれば、なりわい、生活の場、人間関係など多くが破壊され、損害は莫大になることです。ぜひ、このことを忘れないでいただきたいと思います。

次の質問です。

東海第二原発では、防潮堤工事の一部の基礎の施工不良が見つかりました。また、頻発する小火災などのトラブルが多い状況です。これは大きなシステムを万全に管理することの難しさを示しています。

防潮堤の基礎の施工不良については、私が属する共産党への内部告発から広く知られるようになりましたけれども、通報者は下請などが隠そうとしていたものを日本原電に訴えたけれども、対応が悪かったので共産党に話をしたと言っていました。

この件については、勇気ある通報者が1人いたから明らかになったものですが、このほかにも隠された問題があり、公にされていないことも起きるのではないかと考えます。システムの管理、安全管理として執行部はどのように見えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

東海第二発電所では、昨年10月に安全対策工事中である防潮堤の基礎部分に、コンクリートの未充填を確認したと公表しました。6月に事実を確認してから公表まで4か月かかったこともあり注目される事態となりました。

11月には相次ぐ火災の発生により、茨城県などから嚴重注意を受けるなどの事案が発生しています。このようなことは、本市の住民にとっても、原子力事業所への信頼を大きく損ねる事態であり、社会的にも影響の大きい問題と認識しています。

本市としましては、原電に対して、原子力発電所の安全対策工事や、火災・事故の発生は住民の関心・注目の高い事案であることを認識し、徹底した再発防止に努めることと、開かれた情報提供を行うよう求めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 開かれた情報提供を行うように求めるということは、ぜひお願いしたいのですが。この中身、実は今日は私が長年関わってきた原子力職場の差別是正訴訟の判決が下される日です。今、2時半ちょっと前ですが、3時に判決の予定だそうです。

この件では、動燃ですね、若い方はご存じないかもしれませんが、今は原子力機構に変わっていますけれども、大洗にある、東海にもあるか、そこの職場で安全問題とか仕事の進め方について意見を述べた人、あるいは意見を述べる人を支持した人たちが長年ひどい抑圧を受けた事件です。日本の原子力には公開原則があるはずですが、都合の悪いことを違法な手段を使ってまで隠す体質があります。そのようなことを頭に入れながら、那珂市の政策を進めていただきたいと思います。難しいでしょうがよろしくお願いします。

次の大きな課題に移ります。

高等教育の支援についてお伺いします。

我が国では多くの方が教育は重要であると考えていますし、そのように発言もしています。にもかかわらず、大学の学費などは高いままです。学ぶ意欲のある者が経済的な理由で高等教育を諦めれば、社会としての大きな損失と言えるんじゃないでしょうか。

少子化対策として、幼児や児童の育成に目先の補助をしても、その先の高等教育の費用がさらに高額であれば、だまし討ちに近いと私は思っています。高等教育にかかる費用を少なくすることを国へ要請していただきたいと思います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

子育てや教育にお金がかかり過ぎる。特に、大学・短大・専門学校など、教育にお金がかかり過ぎることから、理想の子供の数を断念するなど少子化の要因の一つになっていると言われております。

そこで、国では令和7年度から、子供が多い家庭であっても経済状況にかかわらず、子供を大学等に進学させ、理想の子供の数を持てるように、3人以上の多子世帯において所得制限を設けず、大学・短大・専門学校など高等教育の授業料や入学金を無償化するという制度の実施を予定しているようでございます。このようなことも踏まえまして、これから国の動きを注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 国の政策で3人以上の世帯の補助というのは、やらないよりは実施したほうがよいのは当然ですけれども。ただちょっと違うなと思うのは、そもそも1人の子供さえ、きちっと高等教育を受けるのが難しい家庭が非常に多いんじゃないかと思います。さらに言えば、稼ぎ手として期待されてしまう家庭も多いと思いますね。ですから、3人以上だからという基準はちょっと違うんじゃないか。むしろ所得制限を設けてでも、全ての子弟を教育で受けるようにすべきだと思っています。ぜひ、そういう視点で国へ要請していただきたい。

次の質問に入ります。

那珂市では、かつて奨学金制度を設けたと聞いていますが、今はほとんど動いていないと聞いています。どのような問題があったんでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

当市では、人材育成の目的から経済的理由により就学が困難な高校生を対象に学資を貸与しておりました。高校の授業料の無償化などに伴いまして、平成19年度を最後に、現在、貸与の実績はございません。

なお、現在2名の方が分割納入による返還中でございます。両名とも完納まで当初の予定よりも遅れる見込みでございますが、本人と定期的に連絡を取っており、納付勧奨を実施していることから、着実に収入未済額は減少しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 何か不都合なことが起きたというよりは、むしろ公の制度がよくなったから必要が減ったというふうに聞き取りました。

次の質問です。

現在多くの若者が奨学金の返済で大変な思いをしていると聞いています。那珂市で一定の基準の下、奨学金返済を補助する制度をつくってはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

当市では、現在、高校卒業後の教育資金の支援は実施しておりません。経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点からは、経済的支援を行うことは公共の福祉に沿うものであるというふうに考えております。

このような観点から、支援の制度設計は様々でございますけれども、一部の自治体ではそういう奨学金制度を実施しているというところがあるようでございます。

当市でも、若者のUターン対策、低所得者対策など、総合的な市の施策として取り組む必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今は実施していないけれども、何か今後検討していただけると聞き取りました。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

ですが、一定の基準は必要だと思うのですが、その中で那珂市に帰ってこなければ駄目などの了見の狭い制度ではなくて、視野の広い制度になるように、ぜひお願いしたいと思います。

むしろ考えなきゃならないのは、例えば高等教育を受けても、平均的に給与が低い職場にいたらそれを補助するとか、そういうふうにちょっときめ細かい制度の立案をお願いしたいと思います。今後の発展を期待します。

次の質問です。

学校給食費について伺います。

まず、小中学校の給食費はどのように徴収していますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校給食費徴収の基本的な流れを申し上げます。

毎月の給食費は、各学校が指定した日に保護者の口座から自動引き落としになり、学校が管理する口座へ振り込まれます。

学校では、納入状況を確認し、納付書により市の口座に振り込みます。残高不足により、保護者の口座から引き落としができなかった場合は、学校において未納通知書を作成し、学校口座への振込を依頼します。納付を確認した時点で、その都度、市へ納付をしております。

以上が、学校における給食費徴収の基本的な流れです。

なお、未納通知によっても納付がない保護者に対しましては、学校給食センターから学校を通して、児童手当からの振替による納入についてご案内をしております。保護者のご理解もいただけておりますので、徴収率はほぼ100%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 徴収はほぼ100%ということで少しは安心なんだ。一方で、でも取られて苦しい人も多いですよ、残念ながら。

じゃ、今、学校が給食費の徴収に関わっているということなんですが、徴収の負担を教育現場に課さないようにはできないでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本来、学校給食費は市税と同じように、市が徴収すべきものです。また、学校給食費の徴収に係る業務負担の軽減は、学校における働き方改革の推進項目の一つにもなっておりますので、市が直接給食費の徴収と管理を行う公会計化に向けて、現在準備をしているところです。

具体的には、給食費の徴収管理システムの導入に必要な予算につきまして、既に本年度の実施計画に計上し、令和8年4月の開始を目指しております。もっと早い時期に実施したいところではあるんですが、国におけるDX推進の一環として、地方自治体の各種システムを標準化するという方針が出されております。それなので、本市におきましても国が指定する標準システムとするため、時期を待っているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 教育現場に負担させないようにするという計画で進んでいるという回答でした。令和8年というのはちょっととは思いますが、全体のシステムのことを考えたら若干やむを得ないかもしれません。ただ、いろんな国絡みの各種コンピューターシステム、ITシステムのトラブルって結構多いですよ。

ですから、那珂市から何やれるかという疑問なんですが、気をつけてやっていただきたいと思います。

次が、給食費を無料化すれば徴収負担というのはなくなりますね。だから、逆に市の財政負担が非常に大きくなると思います。

ご存じだと思いますが、近隣の自治体では給食費の無償化あるいは一部無料化が急激に広がっています。那珂市でも無償化してほしいという声は多々あります。私もそろそろ要求しようかと思っていまして、いかがでしょうかということです。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、本市において無償化するために必要となる予算額ですが、保護者から徴収する学校給食費の総額に相当します。令和6年度当初予算ベースで申し上げますと、小・中学校の合計で約1億8,200万円、これが市が新たに負担するものになります。学校給食費の無償化につきましては、現時点で実施は考えておりません。

理由につきまして、本質的な観点から申し上げますと、教育施策は本来、児童・生徒を対

象とするものです。一方、学校給食費の無償化は対象は保護者、事業の目的は子育てに係る経済的負担の軽減です。子育て支援あるいはまちづくりの施策に位置づけられるものであり、政策的判断が必須と考えておりますので、全庁的な課題であると捉えております。

なお、学校給食費は本来、食材料費、いわゆる喫食する実費分をご負担いただくものです。経済的に支援が必要なご家庭には、就学奨励事業により無償となっていることから、公正な対価の負担であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 就学援助事業があるというのは私も重々承知しています。また、この給食費に関しては、私は教育4分の1、子育て4分の3ぐらいに思っていまして、どちらかといったら、子育てか一般福祉政策に近いかと思っています。ですから、今回の質問に教育部ではなく、ほかの部署から回答をいただきたいと思っていました。

でも、いきなりこういうことを言って、すぐに全庁的な対応をできるとは考えていませんので、今後、市長にお願いしたいのですが、教育部門だけじゃなくて、全体的に考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

物価高騰対策と市内中小事業者の経営について伺います。

一見収まりつつあるように見える新型コロナによる経済の混乱の影響、また今の物価高騰、さらにインボイス制度の導入などで経営が難しくなっている中小企業が多いのではないかと懸念します。那珂市内の中小事業者の経営状況はいかがでしょう。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

中小企業の経営状況を正確に把握することはできないことから、参考としての数値になりますが、市内の法人市民税の徴収率については、令和元年度が99.25%、令和2年度が98.27%と新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和3年度が98.97%、令和4年度には99.28%となっていることから回復しているようにも見えます。

しかしながら、帝国データバンク調べによる市内の倒産件数は、令和3年が1件、令和4年が2件、令和5年が3件と、若干ではありますが年々増加しています。

また、中小企業庁が推進しますセーフティーネット保証制度という制度がございます。この制度は、中小企業信用保険法で定める要因によって、経営の安定に支障が生じている中小企業に対し、信用保証協会を通じて保証限度額を別枠化することにより、資金調達の円滑化を図ることを目的としております。市内におけるこの制度の認定件数も、令和3年度が53件、令和4年度が72件、令和5年度は2月現在で146件と増加している状況にあります。このことから、中小企業を取り巻く環境は依然厳しいものであると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 状況をお伺いしました。

1件、2件、3件というのは統計的にいったらどう考えていいかわからない少ない数字ではありますけれども、ゼロじゃないというところをやっぱり考えなきゃいけないと思います。那珂市としてどのような対策を考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、市内の中小企業の経営は厳しいものと推察しておりますが、市としましては信用保証協会や金融機関と連携しまして、中小企業向けの自治金融制度を通じて、利子補給や信用保証料の補助を行っております。実績としまして、令和3、4年度がおのこの19件、令和5年度が2月末現在で22件の申請を受け付けております。

また、それ以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、市の独自支援としまして、新型コロナウイルス感染症等支援事業や、貨物自動車運送事業者等支援事業などに取り組んでまいりました。中小企業を取り巻く環境は依然厳しいものと思われまので、今後も引き続き動向を注視しまして、関係機関と連携して必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 経済状況の激動というのは今後も続くかもしれませんので、ぜひ広く目を配って、施策を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

昨年の12月議会で、国民健康保険税の課税基準を、令和6年度はどうするつもりかという質問をしたところ、課税基準を据え置く見込みとの答弁でした。実際、現在、予算提案が出されていますが、来年度はどうなるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

国民健康保険の税率改正についてですが、昨年の12月議会で答弁したとおり、令和6年度につきましては、現行の国民健康保険税の税率では歳入が不足することが見込まれますが、国民健康保険支払い準備基金を取り崩して賄えることから、税率は変更せず据え置くこととしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） このことに関連しまして、茨城県は国民健康保険税の課税基準を県内で統一することを考えていると聞きます。各自治体ごとに実際は受けられやすい医療が異なり、かかる医療費も異なります。それを無理やり統一するというのは不当と考えますが、

那珂市の考えはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、国民健康保険は加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いほか、所得水準が低く、特に小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合に、保険料が変動し、財政運営が不安定になるという課題があります。そのため、国保財政の安定化を目的に、平成30年度から都道府県と市町村が共同で運営する仕組みが構築されております。

また、受益と負担の公平性の観点から、令和5年度に策定された保険料水準統一加速化プランの中で、都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めていく必要があると記述をされました。

さらに、令和6年4月に施行される国民健康保険法の改正では、保険料水準の統一に向けた取組を進めるために、都道府県が策定する国民健康保険運営方針に保険料水準の平準化に関する事項を追加することが必須とされ、茨城県におきましても、現在、運営方針の見直しを行っているところでございます。

本市としましては、年々、被保険者が減少する中、国保財政の安定化のため、都道府県単位での支え合いを目的とした保険料水準の統一は必要であると考えますが、統一を行うまでには、住んでいる地域によって環境に違いがあり、医療の受けやすさや医療費に格差があること、保険者で実施している事業に違いがあることなど、課題も多くあると考えております。そのため、今後、茨城県より示される国民健康保険運営方針に基づき、統一に向けた問題に対し、県や他の市町村と協議や調整を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 答弁にありました国の方針で、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担という中に、同じ医療水準であればというのが入ってないんですね。やっぱりおかしいので認識していると思います、それは。ぜひ、頭に入れて今後向き合っていたきたいと思います。

どうも国や県とかいうのは、各自治体の事情を考えずに大ざっぱで行政の都合のいいことだけを考える方針が多いと思いますので、慎重な対応を求めます。

次の質問に移ります。

水道事業の県事業への統合について伺います。

茨城県の水道事業は、霞ヶ浦導水事業を見ても過大な事由を想定して無駄な投資があると考えています。そして、その歳入不足を自治体の水道事業を巻き込んで進めようとしているかのように見えています。

その中、県は水道事業の県単位での統一を目指しているのですが、各自治体が持っている水源や施設のいくつかは削減されてしまい、災害などに弱くなる懸念があります。那珂市は

どのように見えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答え申し上げます。

茨城県においては、将来の理想像とその実現のための方向性を示した茨城県水道ビジョンを令和4年2月に公表しております。

この茨城県水道ビジョンでは、改正水道法第5条の3水道基盤強化計画に基づく広域連携方針1県1水道が30年計画で示されておりますが、各事業体の経営格差や災害時の緊急対応などの課題もあります。

本市においては、那珂川及び久慈川の水利権や、地下水などの水源を有効活用し、水源の多様性をもって安定供給を行える状況でもあり、広域連携については動向を注視してきたところでございます。

その中で広域連携の手段の一つとして、災害時における給水体制の強化や、各種業務委託の共同発注と、浄水場で使用する薬品等の共同購入によって、営業費用のコスト削減が図られることは大きなメリットであると捉えているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 那珂市の対応方針はいかがでしょうか。また、ほかの周辺自治体はどのような動向でしょうか。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

本市においては、老朽化した浄水場を統合し、経営の合理化・安定化を図ってきたところであります。これを踏まえて、経営統合ではなく広域連携の手段の一つとして、災害時における給水体制の強化や共同発注・共同購入による営業費用のコスト削減を図りながら、住民サービスの向上に努め、水道水の安定供給を進めてまいります。また、周辺自治体においても、本市と同様に広域連携については動向を注視していることを伺っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 広域連携については反対どころか賛成ですけれども、県経営への一本化には反対です。水戸市は独自経営でいくと決めていると聞いています。

また、答弁のように県の失政の負担のツケを払わされないことがないように、よろしくお願いします。

私は2011年の大きな地震のときになかなか水道が来なかったんですね。だけど、木崎浄水場が直らなかつたわけですが、ほかのところは給水できていたと聞いています。そのように何かあったときに、全部オール・オア・ナッシングじゃなくて、復旧できるところから復旧できるということは災害に強くするためには大事なことだと思っていますので、よろし

くお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告 6 番、花島 進議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日 3 月 15 日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時 5 1 分

令和6年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月15日）

令和6年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年3月15日（金曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 1 号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

議案第 1 号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））

議案第 2 号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第12号 水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条例を廃止する条例

議案第13号 那珂市まちづくり振興基金条例

議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例

議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第9号）

議案第16号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算

(第3号)

- 議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算
議案第20号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
議案第21号 令和6年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
議案第22号 令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
議案第23号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和6年度那珂市地方公平委員会特別会計予算
議案第25号 令和6年度那珂市水道事業会計予算
議案第26号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算
議案第27号 市道路線の認定について
議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について

日程第3 議案の委員会付託

日程第4 陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊荘一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君

保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	小田部 茂 生 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈織美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の2日目に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせします。

会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（木野広宣君） 通告7番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 市長の令和6年度施政方針「活力あふれる交流とにぎわいのまちづくり」について。2. 那珂市防災体制について。3. 「こども家庭センター」について。4. 太陽

光発電設備設置及び管理について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔13番 寺門 厚君 登壇〕

○13番（寺門 厚君） おはようございます。

本日1番バッターということで務めさせていただきます。

議席番号13番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭なるご答弁のほどよろしく願いをしておきます。

議題に入る前に、夕べ地震がありました件について、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

ちょうど草木も眠るうし三つ時といいまして、午前1時過ぎだと思えますけれども、震度4ですね、こちらは、地震がありました。最近にはないちょっと強い揺れで、3.11の再来かと思わせるほど、これはやばいなというふうに思いました。やはり、災害はいつ来るか分かりません。備えはしっかりしておくべきだなと改めて感じた次第であります。

ここで改めまして、東日本大震災、そして能登半島地震で亡くなられた方へお悔やみを申し上げますとともに、被災された方へお見舞いを申し上げます。さらに、一日も早い復旧復興を祈念いたします。

それから、明日あさって3月17日は、那珂市原子力防災訓練が8時から12時、午前中行われます。PAZ地区は避難行動確認訓練、UPZ地区は屋内退避訓練ということで、住民避難訓練が神崎・五台地区で行われます。ぜひご参加のほどお願いをしたいと思います。参加の際には、ぜひ配布しております原子力災害に備えた避難ガイドマップですね、こちら。全戸が配布されておりますので、原子力災害から身を守る基本的な行動、こちらをぜひとももうしまい忘れてどこにあるか分からないという方もいらっしゃるかと思えますけれども、ぜひ探し出してご参照の上、ご参加のほどよろしく願いをしたいと思えます。

では、本題に入ります。

最初の質問は、市長の令和6年施政方針「活力あふれる交流とにぎわいのまちづくり」についてであります。

令和6年度は那珂町と瓜連町が合併し、市制施行20周年の節目の年になります。未来へ向けてさらに発展するよう、将来の那珂市を考えるよい機会でもあるというふうに思えます。

市長は、令和6年度の施政方針として、第2次那珂市総合計画後期基本計画に基づき、住みやすい、いい具合に田舎なこの場所で伸び伸び暮らし、いい時間を過ごしながら一人一人がそれぞれの幸せを感じて未来への希望を持てるまちとして発展する。本市が持つ可能性を生かし、市民がにぎわい活力であふれるまちを目指すというふうに述べております。さらに、人口減少や高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、これからの10年先、20年先

を見据えながら市政発展の礎となる施策を積極的に展開していくとも述べております。

今回は、第5章にありました「活力あふれる交流とにぎわいのまちづくり」について、市長は10年先、20年先を見据えて本市を具体的にどのようにしていきたいのかをお聞きしていきたいと思います。3つほどお聞きしたいと思います。

最初に、那珂インター周辺の活性化のまちづくりについて、10年後、20年後について、市長はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員の質問にお答えさせていただきます。

まずは、この期の議員活動のスタートとして、私の施政方針を受けていただいて、将来に向けてのまちづくりについてご質問いただいた、感謝を申し上げます。

市長就任時から、那珂市の資源を最大限に生かして「活力ある那珂市へ」を目指してまいりました。昨年3月に策定した第2次那珂市総合計画後期基本計画では、「住みよさ+活力あふれるまち」をまちづくりの目標に掲げて各施策を進めているところでございます。

那珂市は平たんで自然豊かな土地に、国道が3本縦断し、JRの駅や商業施設、学校、病院などもほどよい距離にあり、利便性が高く、住みよさは十分すばらしいものがあります。この住みよさを生かしながら、さらに那珂市の発展には活力も必要だと思っております。

特に、那珂インターチェンジは「県北の玄関口」であり、交通の結節点として、また那珂市の魅力を発信する拠点として可能性がある地域だと思っております。そこで、農産物や地場産品の販売、世代間・地域間交流の拠点、市の情報発信などの機能を持つ道の駅の整備を一つの契機として、「那珂市」ブランドの発信による波及効果を高めながら、産業を誘致していきたいと考えております。

また、道の駅の検討に併せて、都市計画道路菅谷飯田線の整備も進めております。国道118号の4車線化も進んでまいりますので、事業が完了すれば那珂インターチェンジから常陸大宮、あるいは大子方面へのアクセスもさらに良好になると期待をいたしております。

このように道の駅の整備や企業誘致等を積極的に進めていき、産業を活発にすることで財源を生み出し、教育や福祉などにも投資をしていき、市民サービスを高める好循環をつくっていききたいと考えております。

那珂インターチェンジ周辺地域は、人が集まり交流が生まれるところだと考えております。都市と自然をつなぎ、来訪者と市内の観光施設や県北地域をつなぎ、人と那珂市の農産物や特産品をつなぎ、また、そこに産業による雇用がある、にぎわいがあり活力を生む地域として発展させ、次世代につないでいきたいとそうように考えております。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

那珂インターチェンジ周辺は、人が集まり交流が生まれるところ、都市と自然をつなぎ、来訪者と市内の観光施設や県北地域とつながる、人と那珂市の農産物や特産品をつなぐとこ

ろとの答弁をお聞きしまして、じゃ10年先、20年先のインター周辺の姿を描いても、なかなかはっきりとまだイメージできていない。商業地区と産業地区プラス住宅地区がうまく混在しているんだろうなということで、いまいち、ちょっとまだはっきりはしておりません。やはり、ここは今後はっきりさせる必要があるなというふうに私は感じておりますし、市民の方も道の駅だけだよねと、造って終わりだよねという話が非常に多く承っておりますので、その辺がちょっと心配なところがあります。

やはり道の駅、道路、それから産業団地等もこれからできるということでございますが、ハードだけ造ってそれで終わりということでは、まちにはなりませんので、にぎわいのあるまちづくりですから、やはりそのためにはどういうまちになるのか、具体的なやっぱりイメージが必要であります。それをきちんと描いていただきたい。

それから、まちづくりについては、いろんな仕掛けが必要であります。ソフト面、特に都市と自然をつなぐ仕組み、来訪者と市内の観光施設をつなぐ仕組み、あらゆる乗り物の利用者につながる仕組み、そして、本来の最初のスタートだと思ふんですけども、県植物園の利用者につながる仕組み、これが非常に大事になってくるなというふうに思います。

加えて、それらと今度つながる手段、これも非常に重要であります。交通システムや情報通信手法、これらもやっぱりきちんと見える化していただきたい。市民が分かりやすい具体的なイメージを提供してほしいし、市民の理解を得られるよう、市民への説明会も実施するよう強く要望しておきます。

そのためには、令和3年3月に2名体制で発足しておりますインターチェンジ周辺開発推進室がございます。こちらも一生懸命、今は道の駅ということでいろんな構想をつくっていただいていますけれども、やはりまちづくりをどうしていくんだというところをきちんと取り組んでいただきたいなというふうにお願いをしておきます。

次は2つ目になるんですが、もう一つ、活性化の必要なところということで、那珂市中心街の活性化についてであります。

那珂市の中心街ってどこなの、シンボルは何、那珂市のランドマークはって、何にもないよね。那珂市と言えば、建築物、公園、人がにぎわう何々商店街、子育てと教育の児童館、日がな一日過ごせる場所、那珂市の顔となる何か欲しいよねと言われてもう20年がたちました。駅前の開発は一応されました、きれいになりましたけれども、やはり市制施行後20年目の今だからこそ、いま一度考えてみる必要があると私は強く思っております。

そこで、那珂市中心街の活性化（上菅谷駅周辺、イオン計画跡地）について、市長はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員の質問にお答えをいたします。

那珂市の中心街の活性化ですが、私はまず安全な住居、そして買物、医療、教育、交通、娯楽など日常生活の場としての利便性もあり、さらに人が集い、にぎわいがあり、触れ合い

の場がある安心して生活できる空間を形成していくことが最大の活性化であると考えております。

上菅谷駅周辺は、上菅谷駅舎が完成し、駅前からバイパスへの上菅谷停車場線も整備されました。想定していた理想とする町並みとしては、駅前や道路沿いに買物や飲食など様々な店舗が立ち並び、にぎわいのある場所をイメージしております。

現在は、人気があり魅力がある店舗もいくつか出店されておりますが、なかなか理想とするにぎわいのあるような町並みにはなっていないと感じております。

唯一、年に数回、カミスガのイベントや、昨年から産業祭も合同で開催され、たくさんの人でにぎわいを見せております。これは、この上菅谷駅前ならではの大変素晴らしいことであると考えております。

また、寄居地区の市街化区域は、未利用地が残っており、地域の活性化のためには、民間企業の進出が重要であると考えております。以前は大規模集客施設の出店計画がありました。現在もその事業を継承した事業者が、開発計画を進めていると伺っております。

菅谷市毛線が全線開通すれば、もっと魅力のある地区となると考えており、民間開発に対して市でできることは協力をしていくとともに、できれば、地域活性化のための施設などを取り込めないかと要望もしていければと考えております。

特に那珂市にない宿泊施設などの建設などをPRしていきたい、そのように考えております。

市街地の活性化には、魅力ある民間企業の参入が必要だと感じております。

今後も、市街地の整備を進め、住民が安心して生活できる空間を形成して人口が増加し、それに伴い、民間企業の進出意欲が出てくるような魅力ある市街地の形成を目指してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 市長から思いを述べていただきましたけれども、今回、選挙戦で私も18名当選することができましたけれども、選挙運動期間中って菅谷市内は人が集まるところってイオン周辺だけなんです。そこに皆さん、それぞれ集中してそれぞれの思いを述べてきたということで、ほかにないのかなということいろいろやっぱり回ってみましたけれども、そこ以外はなく、今、市長がおっしゃったようにいろいろと今後開発が必要だなというふうに思います。

特に上菅谷駅周辺、それから349沿線についても、これから本当ににぎやかになるんだろうかという心配があるんですけれども、住居系の市街化が増えるだけで、寄居地区も民間事業者が土地の転売で終わりだよということも懸念があるんですね。やはり、そうするとあまり今後望んでも、なかなかにぎわいづくりができないなという危惧がございます。

そこでやはりこの際、那珂市中心街にぎわいづくり協議会、仮称ですけども、立ち上げていただいて、やはり市民総出で、この将来の那珂市を考え議論していく必要があるんじゃない

ないかというふうに私は考えております。これもぜひそういう検討会を設けていただいて、市民総出で考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

市長には、やはりトップセールスの実践をいただいて、民間の開発協力事業者の確保にご尽力をいただければなというふうに思います。ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、瓜連地区の活性化についてでございます。

国道118号線4車線化が中里地区まで終わり、供用が開始されております。道路はできたけれども、素通りが大変多いなという印象がありますし、開発のための区域見直しはしないということでもあります。本当にこれでいいんでしょうか。本市は将来コンパクトシティーを目指しておりますが、全て菅谷地区への集合を含めた都市機能の維持は困難であります。瓜連地区は瓜連地区で市街化の維持発展をしていく必要があるのは明白であります。いつまでも手をこまねいているだけでは時間だけが進むばかりであります。

そこで市長にお聞きします。

国道118号線拡幅沿線地域を含めた瓜連地区の活性化はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問にお答えします。

この課題については、議会で他の議員さんからもいただいています。それを踏まえて回答を申し上げます。

瓜連地区は、国道118号の4車線化が進み、車の通行は大変スムーズになってきました。道路がすばらしくなったことで、通過するだけでなく、道路沿線に商業施設などの進出による活性化について、大変期待を持っている方がたくさんいらっしゃると思います。

現に、沿線の一部の地域においては、民間事業者による開発について、地元の瓜連地区の皆様と検討を進めているところもございます。

やはり、活性化については、民間企業の進出によるところが大きいと考えており、積極的な民間企業の進出に期待をいたしております。

もちろん、私も、民間企業に対して、積極的に那珂市の瓜連地区をアピールするなど、事業者の目にとどまって進出してもらえようような努力を今後も続けてまいります。

また、瓜連地区の市街化区域について、瓜連駅周辺や旧瓜連商店街地区については、医療・福祉系の施設の立地もあり安心して生活できる環境にあると思いますが、残念ながら人口は減少傾向にある、そういう事実を重く受け止めているところでございます。

常磐自動車道から西側では唯一の市街化区域であり、木崎地区、芳野地区、戸多地区とのネットワークやつながりによりにぎわいの拠点になるべき地域、瓜連地域であると思っております。

地域の活性化は、人が集まりにぎわいがあることから始まります。瓜連地区には貴重な歴史・観光資源や元気な事業者の方々も数多くいらっしゃいます。そのつながりやソフト事業などの取組など工夫を凝らして、瓜連地域全体の活性化につながるよう、職員と共に知恵を

絞って汗をかいていきたいと考えております。

人口減少が進んでいく中でなかなか難しいところでもありますけれども、瓜連地域に対しては、そのように感じているところでございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 市長の思いはよく分かりました。

活性化には5年、10年と時間がかかるものだと思います。答弁にありましたように、瓜連地区の宝であります歴史・観光資源を生かす事業等の工夫を凝らし、瓜連地域全体の活性化につながるよう、職員と共に知恵を絞って汗をかくということでございますので、市長の率先垂範と市民の皆様のご協力をいただきながら、しっかりと進めていただくことを強く要望しておきます。

以上でこの項の質問を終わります。

次は2つ目、那珂市防災体制についてであります。

令和6年1月1日、能登半島地震が発生し、13年前の東日本大震災を思い起こしました。大地震は、大災害はいつ起きるか分からないこと、明日かもしれないことを痛感いたしました。そして、できる得る備えも改めて見直していくべきだということも強く感じた次第であります。

この項の最初の質問ですが、能登半島地震被災地への災害復旧や支援について本市からも職員が派遣されております。派遣された職員の方には、被災地での支援活動、大変お疲れさまでした、ご苦労さまでしたと申し上げておきます。

それから、被災地で体験したこと、学んだことについて、どういうものがあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市から被災地への職員派遣につきましては、輪島市へ住民の健康支援業務などに当たる保健師を1名、応急給水支援業務に当たる職員を2名、能登市の罹災証明発行支援業務と避難所支援業務に当たる職員をそれぞれ2名ずつ、計7名の職員を派遣しています。

派遣した職員からは、地震災害のため道路状況が劣悪で、移動に多くの時間がかかり大変だったとは聞いています。

避難所では当初、電気、上下水道が使用できないことから、住環境は厳しい状況であった。その中でも避難者同士が協力して避難所運営に携わっていたということでありました。

このため、派遣者は主に荷物運びやトイレ掃除、配食の補助などのサポート支援に当たっていたと聞いています。

1つの避難所の例ではありますが、避難者同士のコミュニティができていて、避難所運営に大きな支障はなかったということから、常日頃からのコミュニティの関係性が大切であるとのことでした。

また、避難所で生活する上での環境を整えることの難しさを感じたようです。特に生活用水、トイレの確保などを挙げておりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 避難所では避難者同士のコミュニティができており、支障なく運営がされていたこと、一方では避難所で生活する上での環境、特に生活用水やトイレの確保を整えることが非常に難しかったというふうに感じたことと答弁にありました。

さらに、能登地震被災地へ支援派遣された職員の方からも、本市の防災体制の強化に生かせることなどもお聞きされているかと思いますので、その点も加味して、改めて本市の防災体制強化について伺っていきます。

今回、能登半島地震被災地の様子をテレビ等で何度も目にしましたけれども、避難所の風景については、体育館らしき場所で雑魚寝、段ボールベッドやパーティションテントなどの使用など、東日本大震災後の改善例が非常に少なかったのは印象に残っております。

では、本市の避難所運営の改善点についてどういうものがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市が県内市町村、茨城県と共に支援に入った能登町の避難所では、インフルエンザや新型コロナウイルスなど異なる感染症に対して、それぞれに避難スペースを確保する対応を取ったこと、チャットなどの機能を用いて各避難所間の情報共有を行っていたことなど、避難所運営の参考になると感じました。

また、一部の避難所では、住民が主体となる自主運営に移行してきています。災害発生から時間がたつにつれて、復旧に向けての動きに移るようになると、避難所では公助によるマンパワーだけでは足りなくなります。

自治会、自主防災組織などが主体となり自主運営ができるよう、平時から自助、共助の意識づけに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 能登町の避難所では、感染症の対策をしたスペースが取られていたことや、チャット機能を活用して各避難所間の情報共有を行っていたこと、これについては、東日本大震災後の改善点がしっかりできているのではないかなというふうに私は思っております。

それから、避難所運営については、自治会、自主防災組織などが主体となり自主運営ができるよう、平時から自助、共助に真剣に取り組んでいると答弁がありました。

今後、本市においても、自助、共助の意識づけはしっかりと行ってほしいと思いますし、さらに地域の各防災組織での防災訓練で強化をしてほしいなというふうに思います。

次は、避難所となっておりました小中学校等の電源、本市ではこれから避難所になる小中学校ですけれども、こちらの電源や食料、そして水、段ボールベッド、パーティションテント、仮設トイレなどの備蓄というのはどれくらいあるんでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

小中学校につきましては、現在、資機材は備蓄していません。必要に応じて市役所本庁舎などに備蓄している資機材を搬入いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 資機材は置いていないということですが、たしか本市では備蓄については倉庫のある拠点避難所のみということだと理解しておりますけれども、市役所本庁舎で必要の備蓄はされているという理解もしております。

しかしながら、今回の能登半島地震では各所での道路寸断が発生しております。各避難所への水や食料、防災資機材の支給、搬入が大変困難な状況でありました。本市においても、市役所本庁舎だけの備蓄では間に合わないのは明白であります。分散化と補給路の再検討を含め、今後見直しをぜひお願いしておきます。

それから、真冬の被災となりますと当然暖房が必要であります。真夏については冷房が不可欠となります。災害時、避難場所となる小中学校体育館の空調整備はされているんでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

小中学校体育館の空調設備につきましては、いずれの学校においても設置はされていません。冷暖房機器が必要と判断される場合には、災害時応援協定を締結している事業所から扇風機やストーブなどを調達し、対応を取ることとしています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 空調機器は電気がないと動かないというデメリットもございますので、そういう場合には、災害時応援協定事業所からの調達体制があるということは安心できることだなというふうに理解をいたします。

能登半島地震の避難所の映像をテレビ等で何度も見ましたけれども、やはり避難所については、混雑しているなと印象が強く残りました。

本市での災害時避難場所の1人当たりスペースはどのようになっていますか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

避難所の1人当たりのスペースにつきましては、災害の規模などによって変わってくると

考えております。そのため、避難所担当者が避難者数に応じたレイアウトを設定できるよう、避難所運営マニュアルにレイアウトの参考や注意点などを示しております。

避難所を開設する際には、パーティションtentを利用して一定の間隔を取ることで、居住スペースにおけるプライバシーの確保や感染症対策を講じることとしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 災害の規模等により避難所運営マニュアルにレイアウトの参考や注意点等を示していること、避難所を開設する際には、パーティションtentを使用して一定の間隔を取ることで、居住スペースにおけるプライバシーの確保や感染症対策を講じることになっているということでありました。

職員の避難所担当者及び各自治会、防災組織の方を対象に、避難所開設運営訓練を今後ぜひとも実施していただきたいと思います。できれば、複数回の開催をお願いをしておきます。

それから、能登半島地震では多くの家屋が倒壊し焼失もしておりますし、道路も寸断されました。この地域にあります北陸電力、志賀原発で事故が、原発事故が起きていれば被爆を避ける屋内退避の避難することも困難でありました。原発事故は大きな自然災害とともに起き、13年前に起きた東京電力福島第一原発事故が事実を証明しております。住民の命を守るために防災の在り方、特に原発事故等の避難計画は自然災害と同時発生の複合災害を想定したものへと抜本的に見直すべきだと考えております。

よって、本市の広域避難計画は、原子力災害時のみの想定で現在策定中でございます。自然災害との複合災害時を想定した計画へ見直しを考えているのかどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

今回の能登半島地震では、道路の損壊が多発し、避難に困難を極めた状況が多く見られ、複合災害に対する対応が課題であることは認識しております。

現時点で広域避難計画の策定を進めるに当たっては、まずは単独災害に対する基本の避難計画を策定することが第一であり、それを基に複合災害に対する対応の検討に進むものと考えています。

また、避難計画策定後は東海第二地域において、各自治体の避難計画を基に緊急時対応が取りまとめられますので、その中で複合災害への対策も整理されると認識しています。

いずれにしましても、災害対策は常にブラッシュアップが必要不可欠であり、広域避難計画についても、策定して終わりではなく、継続して課題の解決や見直しを実施していかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 原子力災害時の避難計画が策定後に、緊急時対応の取りまとめを行う中で複合災害時への対策も整理されるという回答をいただきましたけれども、原子力災害時の避難計画の完了後、これ東海第二原発周辺6市村の首長懇談会の中で、次の段階のその複合災害時の対策を協議していくんだということになっているのでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

各市村において、広域避難計画を策定する上で、複合災害対策について、それぞれ考えを持っているかと思われませんが、現時点で首長懇談会の場において、複合災害について議論をするといった話はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 現段階では、首長懇談会での場においては、広域災害について議論の場はないということであります。

では、今後については議論の場を設ける必要がありますので、ぜひとも先崎市長にも議論の場づくりと国・県への複合災害に備える要請をしっかりとお願いをしたいと思います。

広域避難計画については、東海村が昨年12月に策定完了している。それから、日立市も3月6日に策定完了したという報道もされております。能登半島地震で住民の避難が困難だった実情を鑑みれば、複合災害はいつ発生するか分かりません。それは明日かもしれないのであります。

能登地震から策定中の計画においてどのような課題が見えたのか、また策定する上で複合災害を想定する必要性について、市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

これまで部長が答弁しましたので、重なる部分もあると思いますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

今回の能登半島地震では、道路の損壊により避難経路が寸断されたり、家屋の倒壊などにより屋内避難が事実上できないなどの状況があり、複合災害への対策が課題であることは私も認識をいたしております。

複合災害対策につきましては、市単独では対応も限られますので、国や県と連携していく必要がございます。

本市は現在、広域避難計画を策定中ではありますが、先ほど部長答弁でも申し上げましたとおり、まずは単独災害に対する基本の避難計画を策定することが第一であり、それを基に複合災害に対する対応の検討に進むものと考えております。

いずれにしても、広域避難計画は、策定して終わりではなく、必要に応じて修正、見直しを実施していかなければならない、そのように考えております。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今回の能登半島地震では複合災害への対策が課題であると、市長は認識されているということは分かりました。

先崎市長には、現在策定中の広域避難計画の実行性ある計画への課題克服を行い、策定を進めていただきたいと思います。その後、複合災害時への見直しをしていくということになるかと思いますが、その辺もよろしくをお願いをしたいと思います。

既に広域避難計画を策定した東海村の山田村長は、複合災害に備えるのに村単独では難しい、周辺自治体や国・県も入った議論が必要であると強調をしているという報道も、これ3月13日付の茨城新聞ですけれども、されております。ぜひ先崎市長にも、山田村長共々、複合災害に備えた広域避難計画の策定に向けて、国や県とテーブルを囲んでしっかりと議論を行っていただくようお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この項についての質問は以上で終わりにします。

次は3番目になりますが、「こども家庭センター」についてであります。

令和6年4月1日から那珂市の全ての妊産婦と子育て世代、子供への支援体制をより充実・強化するために、こども家庭センターが設置されると、こども課のホームページに掲載され、回覧でも告知されています。

こちらがホームページのコピーであります。この中には、これまで総合保健福祉センターひだまり健康推進課及び市役所こども課内にあった子育て世代包括支援センターの機能と、市役所こども課内にあったこども家庭総合支援拠点の機能を一体化し、連携を強化することにより、市民の皆様の妊娠時から、お子様が成人するまでの子育て期間を切れ目なく支えますと。相談場所はこれまでどおり、母子保健に関することは総合保健福祉センターひだまり健康推進課、児童福祉に関することは市役所こども課となっておりますので、どうぞご利用くださいということで案内がされております。

既にチラシも作成されて、ホームページこども課のほうには載っておるんですけれども、これが内容、チラシでございます。これはもう既に回覧板等で皆様のお手元に届いて、既にお目にされたかと思います。

この内容について、今回はいくつかお聞きしたいと思います。

最初の質問ですけれども、改めて令和6年4月に設置され活動します「こども家庭センター」についての目的、役割は何なのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

「こども家庭センター」は、先ほど議員からご説明があったとおり、令和4年の児童福祉法などの一部を改正する法律に基づき、これまで母子保健と児童福祉に関する相談先として別々に設置されていた「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を、それぞれの設立の意義や機能を維持した上で、さらなる連携強化のために組織を見直し、一

体的な相談支援を行う目的で設置されます。

その役割としましては、地域の全ての妊産婦・子供・子育て家庭の実情の把握や相談などの対応、特に支援が必要な家庭に対するサポートプランの策定、関係機関との連携や継続的なマネジメント、地域全体の子育て支援に関するニーズの把握や新たな地域資源の開拓など、子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制の整備となります。先ほど議員がおっしゃったとおり、「こども家庭センター」では、妊産婦及びゼロ歳から18歳までの全ての子供とその家庭に寄り添った、切れ目のない支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。

では、新組織の構成人員、設置場所はどのようになるのでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

「こども家庭センター」の設置場所ですが、議員からご紹介いただいたとおり、実際の対応窓口としましては、これまで同様、総合保健福祉センターひだまり及び本庁こども課となります。

職員の配置につきましては、専門職として母子保健部門を担当する保健師、助産師、保育士と、児童福祉部門を担当する保育士を配置するほか、新たにセンター長と統括支援員を配置いたします。センター長は組織全体のマネジメントを行い、統括支援員は母子保健及び児童福祉における双方の業務について、十分な知識を有し全体を見て物事を判断することができる管理職を充てます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 場所と機能、役割はよく分かりました。

では、実際の窓口は2か所ということになりますけれども、新組織の人数はどのようになるのでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在の人員体制は、子育て世代包括支援センターの職員が保健師、助産師、保育士のほか、事務職を含め6名、子ども家庭総合支援拠点の職員が保育士に事務職を含めた4名で合計10名となっております。このたび設置する「こども家庭センター」においては、2部門において配置することが求められてきた職員を継続して配置し、一体的な相談支援のための職員体制を十分に確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 10名体制で臨みますということでございますけれども、専門職の方々がそれぞれ配置されておりますので、10名体制で十分かと言われると、今後の運営によって変わってくるなというふうに思いますので、多分これでは足りないとは思っておりますので、必要な場合にはぜひ相談支援の増員ということも考えて確保していただきたいなというふうに思います。

今回、こども家庭センターはこども課内に設置されまして、組織は一本化されますけれども、実態は2か所での対応となります。市民の利用サービス性の向上を考えるならば、同一の場所に対応すべきであり、1か所同一場所でのサービス体制を実現する必要があるというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

「こども家庭センター」の設置につきましては、こども課及び健康推進課から相談支援部門のみを分離して組織化し、同一の場所でも実施することも検討いたしました。しかし、妊産婦や子供、子育て家庭に関する様々な制度上の手続と相談支援を切り離して対応するとすると、支援の切れ目や漏れが生じる可能性があるなど、市民サービスの低下につながるのではないかと考え、手続場所・相談場所は現状のままとし、2部門を統括する管理職を配置することで1つの組織とし、運営面で一体的に対応することとしたものです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 現状の子育て世代包括支援センターの機能も現在2か所で対応しております。市民の皆様には満足のいくサービスになっているかというのと、どうでしょうか。相談窓口も子供さん連れで安心して相談できる場所になっているのかどうか、現状はつい立てや仕切り板のみで個室がない環境であります。ということからしますと、まだまだ改善の余地があると考えております。子育て、教育、福祉と子供に関するサービス窓口場所の一本化も至急検討すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

議員のご指摘や、さきの教育厚生常任委員会からご要望いただきました、「福祉・医療・教育分野の所管部署が1か所にまとまること」、「同一建屋内でのワンストップ窓口の実現」につきましては、子供・子育てに関する支援として非常に重要なことであると認識をしております。

しかしながら、こども課と健康推進課、加えて教育委員会を同一建屋に配置するということは、全庁的な議論や検討、配置換えが必要となる大きな問題となります。このたびの「こども家庭センター」設置のタイミングで実施できるものではなかったため、今後、部署の配置の全庁的な検討が行われる際には、「同一建屋内のワンストップ窓口の実現」につしまし

でも、視野に入れて議論をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 同一建屋内でのワンストップ窓口の実現については、子供・子育てに関する支援として非常に重要であるということは認識しているということでございます。

今後、部署の配置の全庁的な検討が行われる際に、同一建屋内のワンストップ窓口の実現も視野に議論していくということでありました。

今まさに市では瓜連支所庁からの上下水道部、教育委員会の本庁中央公民館への移動、中央公民館機能を一部菅谷コミセンへ移動という事案を抱えております。このことについて、これから検討がされていくわけで、建物の維持管理上の経費節減、組織改編等については、今後、人口減少に伴い事業の見直しや業務効率化の促進、広域連携、市民へのサービス性向上等、あらゆる点で見直しが検討が必要であります。この機会にぜひとも庁議に上げ、全庁的に考えてほしいと私は思っております。

窓口一本化についてはいつ、どのような検討をされるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

令和6年度は「こども家庭センター」を、これまでどおり2つの窓口で運営することとしましたので、今後センターを運営していく中で見いだされた課題とともに、子供に関する窓口の一本化の必要性や可能性について検討を続け、一本化の方向性が固まった時点で、タイミングを逃さないよう部署の配置換えなどについて、全庁的に議論してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 令和6年度4月から組織はスタートするとしまして、本市の魅力は何といたっても子育て支援及び環境の充実、それから教育の充実及び教育環境の充実が魅力であるというふうに考えております。移住者、定住者増への最大の武器となると私は考えてもおります。

ちょうど瓜連支所庁舎からの組織移転、検討のこのタイミングで、ぜひとも全庁に関わる検討課題として取り上げていただきたく、市長の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。

寺門 厚議員におきましては、前期も教育厚生常任委員会をリードしていただき、この課題の先進地等にも視察を行っていただき、市のほうにも提言をいただきました。そういったことを踏まえての質問と受け止めさせていただきました。

お答えを申し上げます。部長の答弁と重なる部分もございます。

子育て支援は国の重要施策であり、本市としまして、那珂市総合計画後期基本計画において、市の重要施策の一つとして位置づけ、様々な事業を展開しております。令和6年度はまちづくりの目標の一つとなっている「もっと子育てしやすいまちへ」の実現に向けた取組として、「こども家庭センター」を掲げ、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援により子育て世代が安心して子供を産み育てられるまちづくりを推進することといたしております。

このように、私自身も、子育て支援は非常に重要な施策であると認識しておりますので、「こども家庭センター」が相談支援機関として機能するように、様々な機会を通して得られた意見や課題の検討を重ねた上で、必要な時期に組織体制の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 先崎市長には、子育て支援は本市の重点政策との認識をいただいているということはよく分かりました。少子化対策の一丁目一番地であります子育て支援の充実により、移住定住者の増が図れると私は確信しておりますので、全庁挙げて子育て支援に取組をいただきたいというふうに思います。その意味でも、必要な時期とおっしゃらずに今から検討委員会等を設置していただいて、ぜひとも検討を始めていただくよう強く要望をしておきます。

では、子育て支援のさらなる充実、推進についてどのように考えているかの質問でございますが、「こども家庭センター」の業務の一つとして、「多様な家庭環境に関する支援のための地域資源の開拓を担う」ということでございますけれども、どのような地域資源をどのように開拓していくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本年1月に国から示された「こども家庭センターガイドライン（案）」におきまして、妊産婦及び子供とその家庭の健康保持・増進や福祉に関する支援については、行政が提供するサービスに加え、民間団体等による多様な支援が重要な役割を果たすとされております。このことから、地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、民間団体などと連携しながら、多様な家庭環境等に対する支援体制の充実・強化を図っていく必要があります。

このためには、まず地域全体のニーズ及び既存の地域資源の把握を十分に行い、ニーズに対して不足している資源については、活用できる国庫補助事業などの財政支援を確認しながら行ってまいります。新たな担い手としては、市内や近隣市町村に事業拠点のある社会福祉法人やNPO法人などの発掘・育成を行っていく必要があると考えております。これは、本市において新たな取組となりますので、まずは「こども家庭センター」において、様々な相談支援を実施しながら、地域全体のニーズを把握することから始めたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 行政からのサービス実施については、これからは従来の体制では十分な実施フォローができない、ニーズに対して地域のきめ細かなサービスが実行できる新たな担い手として市内や近隣市町村に事業拠点のある社会福祉法人やNPO法人等の発掘・育成を行っていくということは理解いたしました。

では、子育て支援のさらなる充実・推進についてどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

今回の児童福祉法などの改正により、新たな事業として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3つの事業が新設され、これに既存事業の子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業を加えた6事業が家庭支援事業と位置づけられ、実施に当たっては国の財政支援が受けられます。本市におきましては、実施済みの3事業の推進に加え、新規の3事業の実施につきましては、地域全体のニーズや類似サービスの実施状況などを確認しながら、必要性を検討してまいります。

このほかの子育て支援につきましては、「こども家庭センター」の相談支援の中においてだけでなく、様々な機会を通し、既存の支援の実施状況や新たに必要とされる支援の把握を行いながら、施策を検討し、さらなる充実・推進を目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今回新しく取り組む事業は、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業ということで、地域のニーズを確認しながら進めるということでありました。しっかりと推進していったほしいなというふうに思います。

それから、次の質問ですけれども、「こども家庭センター」は「妊産婦及びゼロ歳から18歳までの全ての子供とその家庭に寄り添った切れ目ない支援を行います」とうたっております。本市の魅力である充実した子育て支援体制強化のために重責を担っていただくことになります。

改めてお聞きします。

「こども家庭センター」が行う「妊産婦から18歳までの全ての子供とその家庭に寄り添った切れ目ない支援」とはどういう支援なのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

家庭に寄り添った切れ目ない支援とは、子供や保護者の思いを受け止め、一緒に考えていくこと、そして、個々の家庭の支援を丁寧に継続して行っていくことだと捉えております。今回「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の相談支援部門を一体化するこ

とにより、支援が必要な家庭の情報をセンター内で共有し、ライフステージに応じた課題の変化にも対応して、必要な支援が途切れることのないよう、各家庭の事情に寄り添い、きめ細やかな対応をしまいたいと考えております。

また、課題を抱えた家庭の支援が漏れることのないよう、様々な機会を通じて「こども家庭センター」の存在を周知し、いつでも相談に応じることができる体制を構築してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 全ての子供とその家庭に寄り添った支援をしっかりと形にして、市民がいつもそばにいてくれるな、安心できるなと思っていただけるような取組をしっかりと推進していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次は最後の質問になりますけれども、太陽光発電設備の適切な設置及び管理についての現状と今後についてであります。

時間も残すところ僅かとなりましたので、ちょっと重要な点だけお聞きしたいと思います。

太陽光発電設備設置及び管理条例制定について伺いたいと思います。

条例制定は、市内における太陽光発電設備の設置管理及び撤去に関し必要な事項を定め、その適正な実施のための助言、指導等を行うことにより、事業区域及びその周辺の地域における災害の発生の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全並びに地域住民等の生活との調和を図り、もって市民の安全と安心の確保及び地域社会の発展に資することを目的として本市も制定すべきであると、これ何度も提案をしておりますが、今回もお聞きしておりますので4回目となります。

昨年、所管の常任委員会のほうから条例制定については要望書が出されておりますので、制定はいつになるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

条例の制定については、昨年10月に総務生活常任委員会において、太陽光発電設備設置の抑制区域や事業者等の責務、罰則などを盛り込んだ条例の早期制定の要望がございました。

この間、国の「再生可能エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法」が改正され、この4月には、住民説明会などが義務化されるなど見直しとなります。これを受けて県においても、ガイドラインの見直しが進められているところです。

本市については、条例の制定に当たっては、これら国の法改正、県のガイドラインの改訂の動向を踏まえて、各法令等との整合を図るよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ガイドライン、措置法の改正があつて、そちらの運営上もどうなっ

ていくのかというのをしっかりと見ながらということでもあります。法令を参照しながら進めていくということでもあります。

昨年、私が一般質問した6月以降も、茨城町ですとか牛久市、牛久市は議会のほうで議案を上程して既に議決されて成立しておりますので、やっぱり必要なんです、条例が。ということで、見直しについては、いろんな国・県の動向を注視しながらということでございますけれども、今年はじゃどこまで進めていただけるんでしょうか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

今年度中に条例案策定まで進めるかというご質問と解釈いたしました。先ほどの答弁のとおり、次年度は、改正法に基づく運用が開始され、それに伴う県のガイドラインも見直しが進められているということから、今年度の条例案の策定は考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ぜひとも運用上しっかりと見極めてからということとはよく分かります。

ただ必要なのは間違いないことなので、ぜひとも早い段階で制定をしていただければということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告7番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（木野広宣君） 通告8番、小宅清史議員。

質問事項 1. 那珂市の農業の実態について考える。2. 那珂市のふるさと納税について考える。3. 道の駅について考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。

5年半ぶりにこの那珂市議会へ戻ってまいりました。この5年半の間に市長は先崎市長に替わりまして、元号は令和に替わりまして、紙はタブレットに替わっていきまして、浦島太郎にならないように頑張っていきたいと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、今日も那珂市の未来への将来につきまして考えていきたいと思っております。

まずは、那珂市の農業を考えるとということで、農業について考えていきたいと思っております。

古来より農は国家の礎であると言われてきたとおり、日本において稲作が始まって以来、農業が国家の重要な生命線であったことは疑いようがありません。米が不作ならば生計を揺るがしかねない、そういった事態になることもしばしば歴史においてはございました。むしろ、第二次世界大戦後、しばらくまでは米を腹いっぱい食う、これは日本人にとって、今の日本人にとっては簡単なことですが、それまでの日本人にとってはとても大変なことでした。それが今、飽食の時代にあつて米余りという時代になってしまったということでもあります。

ちなみに、江戸時代の大名、これは石高によって格付されていまして。將軍直轄で1万石未満、これ旗本でございます。そして、1万石以上の領地持ち、これが大名と言われるわけですが、その大名もその家臣たちには米で俸禄という形で給料を払っていた、それが日本の歴史であります。ですが、この米に頼る経済、これは米の不況とか豊作によって大分景気が変わってきます。もちろん武士たちも米だけを食っているわけではありませぬので、その米を販売してお金に換えて、それでほかの物を買うというのが江戸時代の経済であります。ですので、その米をさばく商人たちのところに利益が集中するというような事態が起きたわけでもあります。

一方で、その領国の表高というものに対して実高というものがございました。かの長州藩は石高36万石と言われておりましたが、実高としては実は100万石近かったんじゃないかというような話があります。それは、新田開発に加えて紙とか塩とかろう、そういったものを特産としてどんどん作ることを推奨していった販売していった。その結果、幕末の頃には長州藩は98万石というような説がございます。

そういった歴史を踏まえまして、今日の質問を入っていきたいと思っております。

まず、配付資料の1ページ目をご覧ください。

こちらは茨城県農林水産業の概要というものからの抜粋になります。

まずお聞きします。1次産業である農業、漁業、林業、畜産業、これ那珂市の生産高どのぐらいになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農林水産省が公表しております市町村別農業産出額（推計）によりますと、那珂市農業産

出額は、令和３年度29億6,000万円となっており、５年間の平均では32億1,000万円で、傾向としましては、緩やかに減少しております。

産出額が多い項目の内訳としましては、米が14億7,000万円、野菜が５億5,000万円、芋類が２億7,000万円、また畜産全体では３億7,000万円となっております。

なお、漁業、林業については公表されておきませんので、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○９番（小宅清史君） ありがとうございます。

29億6,000万円、これが現在的那珂市の農業生産高ということになります。そのうち、米が14億7,000万円、全体の農業生産高の５割を米が占めているというようなことが分かります。

一方、資料の３ページ目、４ページ目をご覧ください。

茨城県内で見ますと、農業生産高１位は鉾田市641億円です。実に那珂市の20倍という形になっています。茨城県内の市町村別の生産高で言いますと、那珂市は44市町村中30位というようになっております。鉾田市の面積は那珂市の２倍はありますが、人口は那珂市よりも１万人ほど少ないです。ですが、640億円もの生産高を誇っている。

ですが、注目するところは、生産高もそうなんですけれども、お米の占める割合です。農業生産高の米、鉾田市の場合1.8%にしか及びません。それから、２位の行方市です、これは8.1%です。３位の小美玉市にいたっては3.5%です。つまり、もうかる農業のヒントというのはここにあるのではないかというふうに見えてくるわけです。農業はもうからない、だからやらないというのが一般的な考えですが、これを見ると、もうかる農業は畑にあるのではないかというふうに思えるわけであります。

しかし、那珂市では稲作に占める割合が非常に高いです。これは５割です。畑がないのかと言いますと、決してそういうわけではありません。稲作をやっている方に伺いますと、畑は手間がかかる、人手が必要だ、初期投資がかかる、田んぼはもうからないけれども楽なんだと、そういうふうにおっしゃいます。ですが、田んぼに依存している農業はやはり売上げにはなかなか結びつかないという現状があります。

再度、資料の３、４ページをご覧くださいんですが、その中で、項目の中に、私が独自に各市町村の農業生産高のうち米の占める割合をパーセンテージにして表示しました。占米率と書いてあります。占米率というのは、私が勝手に名づけたので辞書引いても出ていませんので、探さないでください。この名前、後からも出てきますので、名前だけは覚えておいてください。

それで１位の鉾田市からずっと見ていって、米の農業生産高50%を超えてくるのは常陸太田市です、26位。それから、河内町63%、そして、つくばみらい市に至っては72%というふうになっています。いずれの有名な米どころです。ここで断っておきますが、決して米を

作ることが悪いわけではありません。那珂市の米、非常においしいですし、那珂市の稲作も非常に素晴らしいと思っております。それを前提で、やはり良好な畑が広くあるわけですから、これをもっと生かしていくべきではないかと私は考えるわけです。

では、那珂市の畑はどうなっているのかと言いますと、もちろん市内の方が耕しているところもあるんですが、手つかずになっている、もしくは市外の農営法人の方が耕しているというようなことが多々見受けられます。

そこでお聞きしたいんですが、那珂市の遊休農地、これの面積というのはどのぐらいありますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和５年度におきます遊休農地の現状としましては、全体で約150ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○９番（小宅清史君） 150ヘクタール、どのくらいかってなかなかピンと来ないかもしれません。昨日、富山議員もおっしゃっていたので、はやりの東京ドーム換算で言います。約32個分です。ピンと来ましたか。これだけ広大な宝の山が手つかずになっているというのが、本当に那珂市の現状であります。つまり、それだけのポテンシャルがあるのに生かされていないというふうに考えることができますと思います。

ではお聞きします。

それらの遊休農地対策として何か施策はございますか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農業委員会におきまして、遊休農地の発生防止、解消を目的に毎年７月から８月にかけて、那珂市農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施しており、農地を調査し、遊休農地については、土地所有者に対し利用意向調査等の確認を行い、今後も耕作の意思が確認できない場合には、農地中間管理事業への促進を図っているところでございます。

また、県の補助事業である「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」を活用しまして、荒廃農地を再生して甘藷を作付する生産者に対します支援なども行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○９番（小宅清史君） 那珂市は、乾燥芋で有名なひたちなか市、東海村と隣接した那珂台地と呼ばれる非常に平らな台地です。ですが、那珂市の芋の生産高は、ひたちなかから比べると10分の１以下、東海村の半分にも及んでいません。県のほうでそのようなトップランナー

産地拡大事業というような助成を行っているということであれば、それを好機と捉え、休耕地を利用して積極的にそれらの補助金を取っていく方針を固めていくべきだと思います。

その一方で、他市においてはいろんな特産品が出ております。ですが、那珂市はそういったものの生産性は非常に高いとは言えません。その原因は何とお考えでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

特産物として市で位置づけしているものとしましては、例えば、特産品ブランド認証品では「那珂かぼちゃ」、「那珂パパイヤ」、加工品としましては「干し芋」、青大豆と使いました「芳野味噌」などがございます。議員がおっしゃるとおり、全国的な特産品と考えますと、生産量の確保には課題があると認識しております。

那珂市で特産品、1つの作物の生産量が少ない原因としましては、様々な要因があるかとは思いますが、肥沃な土地の那珂台地では、多種多様な作物の生産が可能な環境であること、また大規模な農業法人数が少ないこと、また専業農家の比率が低いことなどを要因として考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 資料の5ページをご覧くださいませか。

茨城県では、県の研究機関等を使って作成した品種改良した農作物、こういったものを県を挙げてブランド化してPRしようというほうを目指しております。こういったものを活用して、那珂市独自のブランドをつくるというのもいいのですが、なかなか難しい部分もあるかと思しますので、こういう茨城県の開発したものにPRとして乗るというのももうかる農業の一つのやり方だと思います。それによって、若い生産者や新規参入者を獲得して那珂市の農業を盛り上げていただくことを期待いたします。

そして、さらに6次産業化への道筋、これを示していくことも若い世代の農業に魅力を感じさせる一つ的手段と考えております。

2ページです。資料の2ページをご覧くださいまして、下段のところ、平成30年から令和3年までの6次産業の販売金額の推移が表になっております。茨城県、平成30年から令和3年まで見ますと、だんだんこう上がってきているというのが分かるかと思います。

本来、茨城県の農業生産高を考えると、順位的にも17位から15位というふうな形になっていますが、もっと上でもいいんじゃないかというような気もしなくもないんですが、ただ逆に言いますと、茨城県の場合はとにかく首都圏に近いということで加工しなくても新鮮な野菜を届けることができる、そういったことがあるのかなというふうには思います。だから、6次産業が若干農業生産高に対して薄いのかなというふうにも考えることもできます。

余談ではありますが、6次産業と言いますのは、江戸時代で言いますと、造り酒屋みたいなものでして、幕末の頃に米がだぶついてきて、そして米も相場が非常に安定しない。

そういった中で、その力がある商人ですとか庄屋さんが杜氏を呼んで造り酒屋を始まったというのが、いわゆる6次産業のはしりと言われています。酒にすることによって品質を維持できるし、米の出来にかかわらず、価格も安定することができるというようなことで6次産業というのが生まれてきたと。1年間安定に売上げを維持していくためには農業だけだと難しいという中で、6次産業というのは一つの有効な手段だというふうに考えられます。

そこでお聞きしたいんですが、那珂市で行われている6次産業と呼ばれるものを教えていただきたいんです。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市の代表的な6次産業としましては「ほしいも」となります。

「ほしいも」につきましては、ひたちなか市、東海村、那珂市の2市1村から成るほしいも協議会を組織し、生産者の作付、「ほしいも」加工などの研修などのほか、品評会の開催などの活動を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 6次産業、一つの出口ではありますが、これも那珂市内で自給していかなければ、真の6次産業とは言えないわけです。

今後、那珂市で6次産業に進める可能性のある、そういった生産物というのは何かございますか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

「ほしいも」の原料でありますサツマイモやかぼちゃが挙げられます。かぼちゃにつきましては、かぼちゃブランドアッププロジェクトを立ち上げまして、那珂かぼちゃなどの促成栽培による生産のほか、秋採れ抑制かぼちゃの生産にも取り組んでおります。年間を通して生産量及び販路拡大を図っております。

また、加工品につきましては、農家自らの6次産業化以外に飲食店やJ R東日本などとの連携や、他の事業者への製造を委託するOEMを視野に入れた新商品づくりも進めており、これまで、生パスタ、シフォンケーキ、カタラーナ、フィナンシェ、ジャムといった商品などが開発、販売されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。

それに対して、市のほうで何かこう手助けをするというか対策というか、そういったものは何か考えていらっしゃいますか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

「第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定の際に、意欲的な農家の皆様とワークショップによりまして、市の現状を把握しながら意見を取りまとめ、『「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクト』を掲げ、このプロジェクトを具現化するため、さらにワークショップを重ねまして、令和2年度末に「那珂市アグリビジネス戦略」というものを策定いたしました。

この戦略では、「農業の収益力向上」を基本目標の一つに掲げ、その目標を達成するための取組の一つとして6次産業化、1次加工の推進による付加価値の向上促進に取り組んでいるところです。

今後さらに、6次産業化や農商工連携を推進していくとともに、那珂市独自の商品開発を進め、消費者に支持される商品の創出と販路拡大を図り、アグリビジネス戦略推進事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 6次産業化、そしてもう一つの出口として直売所という存在があるかと思います。

資料の2ページをご覧ください。一番上段です。

こちらは、茨城県内の直売所の数の推移ということになります。平成27年をピークに現在令和4年まで見ていただくと、令和3年からJAの直売所が統計のほうに入ってきていますので、実数より言いますと110件以上の直売所が閉鎖しているという現実があります。令和2年から令和3年にかけて非常に大きく減っているというのは、やはりコロナの影響もあるのかなというふうに感じざるを得ません。こういうことを考えましても、運営はなかなか厳しいところが多いというふうに思います。

那珂市にも、ふれあいファーム芳野、そしてとんがりはっという直売所がありますが、こちらの売上げ、10年前と今と推移としてはどんな感じが教えていただきたいと思います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

とんがりはっにつきましては、平成25年度決算の販売額は約1億400万円、令和4年度決算の販売額は約1億1,000万円となります。

ふれあいファーム芳野につきましては、平成25年度決算の販売額は約6,400万円、令和4年度決算額の販売額は約5,200万円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 私は正直もっともっと減っているかと思っていました。ずっと変わらぬ売上げを維持して頑張っている、これは大変すばらしいことだと思いました。

運営に携わっている方々、そして生産農家の方、そして加工する方々、そういった方々の努力のたまものだと思いますので、ますます繁栄できますよう、心から応援しております。

ということで、以上、那珂市の農業について考えるということを終わりにさせていただきますと思います。

続きまして、ふるさと納税を考えるに移らせていただきます。

ふるさと納税、この制度は2008年から開始されまして、今年で15年目を迎えます。運営に当たっては、様々な成功例、失敗例、問題点なども指摘されましたが、現状、納税者の選択肢の一つとして広く認知されてきたとともに、地方自治体においては、レバレッジを利かせられる有効な税収アップの手段としてPRされてきました。

ふるさと納税の勝ち組はマスコミでも大きく報道され、集まるところにますます集まると、こういう仕組みに今なっているのも確かです。

さて、那珂市のふるさと納税の額、こちらを教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

令和4年度のふるさと納税額は5,511万8,000円でございます。それによる返礼品に係る費用が1,510万1,000円、総務省が定める返礼品の費用が納税額の3割未満であるということに準拠しているものでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） それでは、配付資料6ページご覧ください。

こちらが、茨城県内のふるさと納税市町村別のランキングがついている金額です。

右側が令和3年の受入額、左側が令和4年の受入額になっています。その間に矢印がついているかと思うんですが、これは3年から4年にかけて前年度アップしたところに、私が矢印をつけました。

那珂市ずっと見ていきますと37位になっています。その前の年が6,300万円ですので、ダウンという残念な感じではありますが、そこから那珂市の次が、下を見ていきますと常陸太田市、そして42位に河内町と、こういうふうに出ているわけですが、ここで何かお気づきになりましたか。そうですね、先ほどの占米率です。米の高い割合が実際、これはふるさと納税の受入額もどうしても低いというのが見えてきてしまうんです。うちの米はうまいから、これ非常に分かるんですけれども、やはりどんなにおいしくても米のブランドでは魚沼産コシヒカリにはかなわない。どうしてもやっぱりネームバリューで米って買われてしまうというところがあるんだと思います。

そして、先ほどの占米率で言いますと、驚異の72%を出していた、どこだか覚えていらっしゃいますか。つくばみらい市です。つくばみらい市、どこにありますか。順位で言うと県内4位です。受入額20億円、一体どうしてだろうって、これ非常に私も不思議に思いまして、

つくばみらいの議員さんに電話をしてちょっと教えていただきました。要因はもちろんいくつかあるようなんですが、毎年、市内で米のコンテストを開いたりとか、米のPRに奔走したり、あとポータルサイトへの出品の仕方を工夫したりというのがあったそうなんですが、当然それだけでは20億円の税収は獲得できません。

ちなみに、1位から3位までも軽く触れておきますと境町、ご存じ6年連続関東1位です。橋本町長の強いリーダーシップで、まちづくり公社が中心となって売れ筋を確実に押さえていくというやり方で59億円、昨年ふるさと納税を受入れしています。そして守谷市、守谷市の場合はアサヒビールがあるという、そういうメリットがありますので、アドバンテージですね。日立市も同じです。日立の工場から家電が出せる。取手市もキリンビールがある。この辺は分かるんですが、つくばみらい市、本当に人口規模も那珂市とすごく似ていまして、これというものも探しても見つからないんです。このふるさと納税の謎を聞きましたら、つくばみらい市には4つのゴルフ場がある。そのゴルファーへのターゲットに絞って返礼品を考えたということだそうです。

まず1つは、ゴルフウォッチというもの、ゴルフウォッチって、私、ゴルフあまりやらないので分からないんですけども、何かスマートフォンみたいなやつで飛距離とか起伏とか分かるらしいんです。しかも、その安いものじゃなくて高級なものを返礼品に用意したと。そんなのありなのかと思われると思うんですけども、ゴルフ場があるからというこじつけで認められたというふうに聞きました。それから、ゴルフ場でのプレー券、つくばみらい市のゴルフ場、何か非常に高いらしいですよ、プレー料が。結構高級なゴルフ場らしく、そのゴルフ場のプレー券を返礼品にしたと。そういったことで去年は20億円を達成したというようなお話でした。

それをそのままやれと言っているわけではございません。まずはターゲットを押さえる。それによってリピート客を取り込むというのが大事だということでもあります。それによって、今はつくばみらい市の米も同時に売れるようになっている、認知されていっているということです。

そのような発想の転換でふるさと納税にはこの化ける可能性というのがあるんですが、ふるさと納税を積極的に推進していく。その那珂市において、それに取りかかる部署というのはどちらになりますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ふるさと納税に係る事務につきましては、令和4年度から政策企画課地方創生グループのほうで実施しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ふるさと納税に、その返礼品というのが確かに今、競争みたいな、総

務省によって怒られていると、いろいろありますけれども、やはりそのふるさとを応援しようという、この気持ちがやはりいくらかは大事だと思うんです。

そういったところから生まれたのが、もともとのふるさと納税、いわゆるシビッククラウドファンディングという考え方なんですけれども、これを推奨していくために、那珂市ってこんないいことをしていますよ。ふるさと納税してもらったならば、そのお金はこういうことに使いますよというようなPR、これも必要だと思うんですが、こういったことは何かされていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ふるさと納税はふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという方々が生まれ育ったふるさとや応援したいと思う自治体に寄附ができるものでございます。寄附者の思いを実現できるよう、使い道につきましては、那珂市においては、自然環境の保全や福祉施策の充実、教育・文化の振興、快適な生活環境の形成、協働のまちづくりの各分野を選んでいただいて寄附をしていただいております。本市で実施している事業に活用させていただいております。

ふるさと納税のPRにつきましては、現在8つのポータルサイトを運用しております。また、市のホームページ、SNSなどで情報発信を行っているところでございます。それから、昨年11月にはJREMALLですね、これJRの東日本の関連のなんですけれども、そういうところでふるさと納税のフェスタに参加いたしまして、観光やビジネスの中心である東京駅の構内で返礼品である那珂市のビールの試飲会や寄附の相談会などを行うなど、返礼品に実際に見て触れて味わってもらいながら、その魅力を伝えたりをいたしております。なお、返礼品の展示によるPRは、そのほか、横浜駅、水戸駅でも実施いたしております。

それから、今月16日なんですけど、偕楽園の梅まつりに合わせまして開催されます水戸駅でのふるさと納税PRイベントというのがございます。こちらにも参加いたしまして、全国からお越しになる観光客に向けまして那珂市のふるさと納税のPRをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） シビッククラウドファンディングというのは、本当に同意してくれる方はありがたい、そういう考え方なんですけれども、私も本来はそうあるべきだと思います。

ですが、やはり現実として、多額のふるさと納税を集めようと思うと、そうばかりとはいかない。つくばみらい市のように、そのゴルフのプレーを出してみたりというようなこともあるかと思うんですが、こういう体験型の返礼品というものも何か工夫しているものはございますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、その体験型の返礼品についてでございますが、現在、那珂市のほうで実施しているのが市内の自動車教習所での自動車教習サービス、それから、高齢者の講習サービス、そして、そのゴルフ場での宿泊とプレーを楽しめるものもございます。それとお墓の清掃、そのほか、両親宅の部屋の掃除、親子代行サービスと言われているものでございますが、このようなものをそろえております。

このようなサービスを実施していくに当たりましては、実際に実施していただける、その地元事業者の参画が必要でございますので、ふるさと納税の返礼品のメニューの幅が広がることもございますので、引き続き、事業者のほうにもお声かけをして、多くの関心と興味を持ってもらえるような返礼品のメニューづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 先ほどつくばみらい市の話で出ていましたコンテストですね。コンテストを米のコンテストというふうなのをつくばみらい市さんやっているということですが、那珂市でも米ではなく、加工品とかそういったもののコンテストを企画してみたいかかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

返礼品の開拓に当たりましては、事業者直接向きまして、ふるさと納税制度に参画していただけないか、お声をかけをしているところでございます。一堂に会した加工品の講習やコンテストについては実施したことはこれまでございません。

なお、那珂市ならではの特徴的な取組といたしましては、水戸農業高校と連携いたしまして、同校の生徒たちが育てましたイチゴ、ブルーベリーなどを原材料に加工して作り上げたジャム、それからみそ、新米、そばなどの返礼品を取りそろえるなど若者の参画もしてございます。

それから、議員がおっしゃるとおり、加工品の品質の維持やさらなるそのブラッシュアップのための講習会の機会は大切なことと認識しておりますので、新規参入を目指す事業者等への様々な講習会などへの参加の働きかけや、広く返礼品のアイデアを募るようなコンテストについても、実施している市町村もあるということでございますので、ほかの市町村の実施状況やその効果についても検証しながら、那珂市のほうでも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） つくばみらい市のお話を聞いたという話をしましたけれども、私が話を聞いていまして、市民の方、行政職員の方、そして生産者の努力、これがもちろんあったと思うんですが、一は、私が心に響いたのは、つくばみらい市の小田川市長が就任をされて、

ふるさと納税20億円という目標を掲げた、そのときに聞いていた人は20億円なんてどうやるんだと、無理じゃないのと思った人が多かったということなんです。

ですが、みんなが一丸となって、市長が掲げた目標達成のために頭を絞って、そしてターゲットを絞って、決して万人受けはしないけれどもとがったもので勝負した、これが20億円達成の勝因だったというふうにおっしゃっていました。

何もないからふるさと納税で稼ぐしかなかったというふうに言うておりましたが、本当に那珂市もちょろいと言っていますが、実際これでというものはなかなか見当たらないのが現状でもあります。本市でも、先崎市長大号令の下、ない物ねだりよりもある物探しで頭を、知恵を、本当に皆さんで絞っていただいて大いに躍進していただきたいと祈念いたしまして、ふるさと納税について考えるを終了したいと思います。

続きまして、道の駅について考えるに移っていききたいと思います。

2024年2月時点、全国で道の駅は2,013施設があるそうです。誰もが一度は利用したことはあるかと思います。道の駅を中心とした観光振興や農産物の6次産業化、地元商品のブランド化、そして防災拠点としての機能などがうたわれておりますが、果たして道の駅は地域振興の切り札と言えるのでしょうか。

道の駅は1993年、全国103施設からスタートいたしました。それから30年、今やその10倍以上の道の駅が造られてきました。様式や特徴は様々ですが、道の駅バブルと言っても過言ではないかとも思いません。バブルという言い方をしますのは、単純に数が多いからというわけではなく、田園や山の真ん中に造られたばら色のオアシス、それが、地方が夢見る道の駅のイメージだからです。それまで人が立ち寄ることがなかった農村地帯にたくさんの人が訪れる。地元で細々と作っていた野菜がわんさか売れる。道の駅は市外の人に直売するので、お客が気に入れば形もサイズも関係ない。道の駅ができればたくさん人が来て並べれば何でも売れる。形の悪いジャガイモだってフライドポテトや汁物にして出しちゃえば関係ない。そこでうどんやそばもたくさん作って売ることができる。そうすれば、ゴボウもニンジンも大根も、けんちんにしたら何だって売れる。さらには、コロナも明けて海外から旅行者がいっぱい来て、地元の産品を爆買いしていく。そういったばら色のイメージを私はバブルだというふうに申し上げているわけでございます。

ですが、果たしてそうでしょうか。市民の皆さんが心配するのは実際の運営の面です。1,200以上ある道の駅の施設のうち、黒字経営で成り立っているところはどのくらいあるでしょう。この疑問に答えてくれる資料は残念ながら、今回用意はできませんでした。コロナ禍でどこも苦しかったことは想像できますが、コロナ前にしても黒字となると相当割合は低いのではないのかなというふうに思っています。

その理由としましては、まず建設コストに係る償却です。公共機関でありますので、償却は考える必要はないという考え方もありますが、借金が税金として残ってしまうのは、やはり市民の理解を得づらいということあると思います。そして、巨大施設の維持管理、光熱費

などの多額の費用負担です。施設が大きくなればなるほどランニングコストは大きくなります。それだけ売上げを出していかなければならなくなります。仮に赤字となれば、自治体が補填していかなければならないでしょう。そして、道の駅建設において、私が一番感じることは、この那珂市において道の駅ができることによって利益を享受できる市民、これが果たしてどのくらいいるのかということです。例えば、農業生産者、道の駅ができれば農家の売上げは多少伸びるでしょうが、今の何倍にもなるということは考えづらいと思います。

先ほど質問で申し上げましたとおり、農業の転換がまず必要なのではないかと私は考えております。それから、毎日野菜を買っている主婦からすると、野菜の相場観には非常に敏感であり、道の駅のコスト維持のために数十％という利益を乗せられた野菜、これらが安く売れるということは到底できないと思えてしまいます。道の駅の高額なランニングコストを考えれば、販売手数料は決して安くはできないでしょう。じゃ、加工品はどうでしょうか。加工するには設備投資も、人件費もかかりますが、雇用の創出にはつながるという利点があります。そういった意味では公共性はあるかもしれませんが。地方で働く場がないと嘆く労働意欲者にとってはありがたいことだと思います。しかし、それもどの程度の雇用を生み出すことができるのかは未知数です。

では、税金はどうかを考えます。自治体が建てる、もちろん固定資産税は当然ゼロです。市民法人税に関しましても、収益が上がらなければ税金は見込むことはできません。地域の防災拠点、避難拠点としての機能、これは公共機関であれば当然そのような機能を持っているのは必須条件だと思います。しかし、それを道の駅を造るための理由とする必要があるのかというのも疑問に思います。

以上を鑑みますと、実際に利益を享受できる地元市民というのは非常に限定的なのだというふうに考えざるを得ません。多額の建設費、運営費を税金で負担する市民のほとんどは、そこには関与しないというのが現状です。そう考えると、公共施設であるが公共性は乏しい。そこに多額の税金を投入するなのはどうなのかと、私は考えてしまいます。

国土交通省は道の駅建設を推進しておりまして、一市町村に1以上の道の駅という目標があると聞きました。コストに対するリターン、そして公共性、公益性、公平性、これらを基準に考えると、道の駅が果たして上策なのか、私には分かりません。道の駅同士の格差もこれからますます顕著になっていくでしょう。状況をよく見極め、勝ち馬に乗れるのかどうか、もっともっと十分検討する必要があると思います。

そこでお尋ねしたいんです。

運営のほうは第三セクターでの運用を検討しているということでございますが、三セクが赤字に陥った場合、市の補填というのはどのようなことになるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前 11 時 53 分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

基本計画におきまして、道の駅の管理運営体制について整理を行っておりまして、管理運営主体として、高い公益性の発揮と地域の連携が期待でき、かつ民間ノウハウの活用を適切に図ることが可能な第三セクターを設立し、行政と民間との共同による運営主体を構築してまいりたいと考えております。

公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは、地域に根づいた事業を行う重要な役割を担っておる一方で、運営面においては経営が赤字の場合、行政が補填とするといったことが懸念されます。

しかしながら、第三セクターの経営は基本的に独立採算制で行われ、法的な部分に関してのみ行政が補助金等の支援をしている道の駅もありますが、全国及び県内の道の駅を見ましても、施設の運営手法や形態次第では、多くの道の駅が健全な経営を行っているとともに、その効果を地域経済へ波及させ、産業の活性化につなげている状況であることから、本市におきましても、現在検討を進めております「第三セクター設立準備委員会」において十分な協議を重ねて、持続可能な第三セクターの設立を目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 昭和の終わりの頃、様々な施設が行政によって建てられまして、経営を第三セクターに任せて破綻したという例が実にたくさんありました。私が若い頃は三セクはバブルの遺物というようなイメージがとても強かったです。この三セクという名前がまずよくないと思います。先ほど出ましたように、まちづくり公社とか、そういった今風の名前で進めていったほうが、やるんであればまあまだいいんじゃないかなというふうに思います。

まず、三セクの場合は株主が複数いる。そして、利害関係者が複数株主になって意見がまとまらない。市民が置いてきぼりになり無関心になる。辞めてしまっても市が責任を持ってくれるからあとは関係ない。そして、何かあっても、市のほうでそこに介入しづらいというような体制が三セクであります。そうなることを市民は本当に心配しております。今、市民が降って湧いた道の駅計画というイメージが正直な感覚だと思います。そうではないんだと、市民に分かってもらうためには、今日、質問項目に上げました農業改革、ふるさと納税革命、これらをまず先崎市長がリーダーシップを持って取り組んでいただきたいと思います。

市長についていけば大丈夫、ここまで経営革新してきたんだから、こんなにふるさと納税も増えて、こんなに農業も変わってきて、もう先崎市長についていけば大丈夫と、そういっ

たふうに思われるように、だから、道の駅ももうここまで来れば必要だねと、そう思われるまで頑張っていたきたいと思います。

私たち市民で那珂市の発展を願わない人はいません。もちろん、市長が道の駅とおっしゃるのも那珂市の将来を見据えてのことだと思います。

ぜひそれらの施策を実現していただいて、そして、強いリーダーシップを持って道の駅はこういうストーリーの下でできたんだということを知らしめていただきたいというふうに思います。そして、那珂市の明るい未来へ導いていっていただきたいと切に願ひまして、私の一般質問を終わりにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告８番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 福 田 耕四郎 君

○議長（木野広宣君） 通告９番、福田耕四郎議員。

質問事項 １．那珂市における土地利用規制について。

福田耕四郎議員、登壇願います。

福田議員。

〔18番 福田耕四郎君 登壇〕

○18番（福田耕四郎君） 18番、自由民主党、福田耕四郎でございます。

今定例会の最後の質問者となります。時間を省略しながら、通告に従って進めてまいりたいと思います。

マスク外したほうがいいですか。花粉症で大分喉を痛めているものですから。

それでは、まずこの通告でございます。

大変先ほども午前中の質問者の中にも地域の活性化ということが出てまいりました。この地域の活性化ということは、まずやはり人と物が動かなければ地域の活性化ということには結びつかない、こういうことだろうと私は思っておりますのでございます。

それと同時に本市におけるこの土地の縛り、これは非常に地域の格差ということにも大きな影響を及ぼしている、そういうことで今回通告をさせていただいた次第でございます。

まず、参考にこの例を申し上げますと、国道349号線、五台から額田、そして常陸太田、すばらしい道路ができました。片側2車線、4車線のすばらしい道路ができているにもかかわらず、菅谷地区を除いた地域がいわゆる沿道沿いもそのまんまの状態、発展が全然見えてこない。これはなぜなのか、これがいわゆる地目、こういうことが災いしているだろうと、私はそういうふうに思っております。特に五台地区、五台地区というのは那珂市全体の中でも利便性が非常に高い地域、こういうところであっても、いわゆる地域の活性化に結びつかない。これは立地条件としてはすばらしいと思うんですが、いわゆる地目も災いをしている。それと同時に、下水道の整備がされていない、こういうことが大きなこの発展の妨げ、こういうことに結びついているんだらうと私はそういうふうに推測をしているわけでございます。

あるいはもう一つ、国道118号線が瓜連地区は4車線化にすばらしい道路ができました。残念ながら、これもやはり沿道沿い、土地の縛りというのがございます。一部、カスミストアですか、あそこまでが一部がいわゆる市街化、それ以外はやはり土地の縛り、こういうことで沿道沿いも全然建物も建てられない。いわゆる沿道サービス、これぐらいでしょう。

それからもう一つ、これは皆さんが一番ご存じだろうと思うんですが、先ほども市長も答弁の中で県北の玄関という言葉がございました。いわゆる県北地域、そして那珂市のゲートですよ。ところが、この常磐高速が開通されて三十数年たっております。何ら代り映えがない。これはなぜなのか。これがいわゆる今回通告している、この土地の問題、これに当てはまる。皆さん、一番よく分かると思います。

一部、那珂インター、あそこにはもう耕作不能地が約2ヘクタールぐらいあるのはご存じだろうと思います。既にもうかなりの大木、そういうことで、これはもう完全なる不能地ですよ。そういうのがどうして那珂インター周辺にあるのかということが、皆さん、一番お分かりだろうと思います。そういうことで、今回は、私はこの市議会選挙においても、各地域をくまなく回ってみました。そしてまた、感じたのはこの地域の格差、これを痛切に私は感じました。私はこの地域という言葉で1つの私のテーマとして、今回も活動をさせていただいたわけですが、そうした意味では、私は日頃から感じているのは、いわゆる市街化区域である菅谷地区、それとそれ以外の市街化調整区域という、この間では相当の格差が生じている。これは言うまでもありません。その格差をできるだけ小さくしていくというのが私は那珂市の均衡のある発展には必要不可欠ではないかという思いでございます。

那珂市の現状、菅谷地区は本当に発展をしております。それ以外の地域は人口が減少し衰退している、そういうのが現実ではないかなというふうにも思っているところでございます。これでは那珂市全体の発展ということにはつながっていかないんじゃないかなということも痛切に感じております。

また、先ほど申した菅谷地区が発展することは大変結構なことです。さらに、発展してほしいと私はそういうふうにも思っているわけですが、菅谷地区以外の地域も発展をしていかなければならないわけでありますが、この発展の各地域の発展の足かせとなっている

のが、市内全域にわたる、このいわゆる規制、大きく言うと3つ、この規制に係っているわけです。そういうこの土地の利用の規制ではないかなと、この妨げになっている原因。例えば、都市計画法やあるいは農振法で規制されている市街化調整区域にあつては農振農用地に対する厳しい規制が、いわゆる開発につながらない、こういうことが今の那珂市の現状ではないでしょうか。

そうした土地利用の観点から、順次質問をしてまいりたいと思いますが、本定例会の初日に市長のほうで施政方針がございました。その中で、この建物に対して市単独の助成をしていくということもうたっておりますね。あるいは国の移住支援の活用、こういうこともうたつてある。移住定住の促進をしていくという観点からいけば、この土地の縛りということが一番災いしているのは各部署、市長はじめよくお分かりだろうと、私はそういうふうに思っている。この土地の縛りというのが非常に難しい。ややこしいというんですか、この辺の方言で言うと。農振法の農用農地法、そしてもう一つは、先ほど言った調整区域、こういうことでいくつもの規制がかかっている。例えば、建物を1つ建てるにしても、1つクリアしてももう2つがクリアできない。こういうのが今の那珂市の現状なんです、市街化地域を除いて。

そしてまた、皆さんにタブレットのほうに出させていただきました、この那珂市全体の色分けをしたものを出させていただきました。これを見ると、皆さん一番お分かりだと思んですが、この赤く染められたところ、これが一番縛りのきつい農振農用地です。これはどうにもならない。そして、このほかの白いところ、これは調整区域です。これでは何もできないんじゃないですか、この白い地域。これ調整区域ですよ。そしてまた、この色が染まっている、赤く染まっているこの農振農用地、これなんかもこうして見ると非常にこう細長い、そういう地域が随分ありますね。これは水田だろうと思うのです。いわゆる、これは那珂市だけの問題じゃなくて、これはおそらく水利関係、こういうことが災いして、これをいわゆる指定せざるを得ない、こういうことがいろんな開発、こういうことに大きな妨げになっている。これが一目瞭然、これでよく分かりになれるだろうと、そういうふうに思うわけです。そのほかにも寄居の一部、あるいは旧瓜連地域ですか、あるいは平野台、あるいは工業団地というところもございます。

昨年12月、いわゆる農免道路を行って混雑林がございすね。ここが当議会のほうに陳情が上がってきましたね。これは皆さん、ご承知だと思う。これもやはりこういう縛りがあるために規制がされている。ですから、我々のところに陳情が上がってきた項目、いわゆる人権侵害というような文言がうたわれていました。でも、我々当議会としては、この権限がございませんので、これはこれで。でも、そういう一つ一ついろんな面で災いをしているというのが今回の大きなテーマなんです。これをよく執行部の皆さん、ご理解をさせていただいて、あらゆる手法の下でこれを変えていく、それが那珂市の各地域の活性化につながるということがよくお分かりになれるだろうと、私はそういうふうに思つとる。

それともう一つ、午前中も寺門議員のほうからソーラー発電の件が出ましたね。これもちょっと調べてみました。平成29年から一昨年ですか、令和4年までのソーラー発電の先ほど申したように、調整区域、農振農用地にはソーラー発電はこれできないのは当たり前ですね、そうでしょう。できるのは調整区域、調整区域にこの申請が上がってきて、そして太陽光発電ができてるのが調整区域だけで245件もあるんですよ。これは那珂市は今、太陽光に規制はまだ線引きされておられませんから、これは調整区域内であれば、問題がなければ許可を出すしかないわけですね。245件ですよ。そのほかに山林、こういうところのソーラー発電、これを合わせたらどれぐらいの数があるんですか、これ。相当な数になると思う。それはなぜソーラーが調整区域にできるのか。許可を出さなくちゃならないのか。また、申請を出してくるのか。よく考えてください。

今の農業ではなかなか難しい。農業者の方も、農地以外にその土地を利用したい。先祖から引き継いだ土地を農業以外に利用したい。そして、農業をやってもなかなか生計が立てられない。そうかといって、休耕地にする、あるいは放棄地にはできない。こういう意味でこういうソーラー発電、こういうことにつながっている。これもやはりこの農地の縛りということが大きく災いをしているということがよくお分かりになるだろうと、私はそういうふうに思います。

そこで、いくつかの例を挙げてみましたけれども、この土地の利用の観点から、まず1番我々の身近なところである、よく耳にする都市計画法に基づく線引き制度の現状というのは現在どういうふうになっているかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現行の都市計画法は昭和44年に施行されまして、本市では昭和46年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分の都市計画決定、いわゆる線引きをいたしました。

線引きの意義や役割としましては、無秩序な市街地の拡大による環境悪化を防止しまして、市街化区域を中心に、道路、公園、下水道等の整備が計画的に行われることによりまして、良好な市街地が形成されることがございます。

なお、線引きの見直しにつきましては、これまで平成11年に那珂西部工業団地を市街化区域に追加しまして、平成23年に中里地区の工業専用地域を調整区域に変更しております。

現在の市街化区域につきましては、住居系としまして菅谷地区、瓜連地区、平野台地区、中里地区、産業系としまして向山地区、那珂西部地区、寄居地区があります。面積としましては976ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ただいま部長から答弁のとおり、那珂市の市街化区域は菅谷地区をはじめ、今答弁がありましたように7地区が指定されており、やはり菅谷地区の市街化区

域の面積が大きい。皆さんには先ほど申しましたように、このタブレットのほうに図面を出させていただきました。

さて、それでは市街化区域内に建物を建築しようとする場合、農地転用については届出を出ただけで済みますね。あとは建築基準法に基づく建築確認の申請だけで建築が認められるわけでございます。こうしたことから、菅谷地区を含めた市街化区域が発展していくということがよくお分かりになるわけでございます。

それでは、今申した市街化区域に対し、市街化調整区域の土地利用規制はどうなっているのか伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市街化調整区域におきましては、「市街化を抑制すべき区域」との性格を担保することから、都市計画法で定める開発許可制度におきまして、許容される開発行為及び建築行為の類型が一律に制限されております。それによりまして、無秩序な市街地の拡大が防止されるとともに、都市近郊の優良な農地や自然環境との健全な調和を図っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） それでは、市街化区域内の建築行為は届出で済むわけですね。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ということから、定められた許可条件があつて、それが基準に合っていないと建築行為や農地転用が認められないということになっているわけでございますね。

それでは、この市街化調整区域ではどのような建物の建築が認められるわけですか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

都市計画法の第29条及び第34条で市街化調整区域に建築可能な建築物を定めておりますが、いずれも建築物の用途によって詳細な基準が定められております。

いくつか建築可能な建築物の例を挙げますと、周辺地域に居住している方の利用に供する、公益上必要な社会福祉施設、また診療所などをはじめ、日常生活のために必要なコンビニエンスストアや喫茶店などの飲食店や店舗がございます。

また、農林水産物の貯蔵・加工所、ガソリンスタンドやファミリーレストランなどドライブイン沿道サービス施設、さらには市街化調整区域の出身者のための自己用住宅などがございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ただいまの答弁の中からも分かるように、市街化調整区域での建

築はその地域の出身者のための住宅、あるいはコンビニ、あるいは飲食店または沿道サービスとしたガソリンスタンド、あるいはドライブインなどのごく一部に限られた用途の建築、建物だけしか認められないわけでございます。これではなかなか市街化調整区域に住宅などの建物を建てようとしても進まないのが現実じゃないですか。そして、市街化調整区域の農地はどうかというと、耕作者の高齢化、あるいは作物を作っても思うように収益が上がらない、そういう理由から休耕地が増え、あるいはそれを放置することで最後には耕作不能地となり、いわゆる雑草だらけの農地が増加していく、これが現状だろうと思います。

こうした状況を1つでもやっぱり解決するためには、線引きをしながら見直すことが必要なのわけですが、この線引きを見直す条件というのはどのようなものかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

線引きの見直しにつきましては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという目的を達成するために、市街地の拡大・縮小の可能性について、良好な環境を有する市街地の形成、優良な農地等との健全な調和への視点から行うものとなっております。

見直しを定めるに当たっては、当該都市計画区域において必要となる調査検討事項がいくつかございます。

1つは地形やその他の地理的条件、2つは人口増減及び分布の変化と今後の見通し、3つ目は工業、商業その他の産業の状況及び今後の土地需要、4つ目が土地利用の現状、災害のおそれのある区域や空き家・空き地の状況、5つ目が都市基盤施設の整備・管理状況、6つ目が産業振興に係わる計画、または大規模プロジェクトの有無、以上の観点から判断することとなっております。

なお、線引きの都市計画決定につきましては、国土交通大臣の同意を得まして、県が定めるものとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） それでは、市の発展というのは、線引きを見直して市街化区域を増やすことが一番手っ取り早い手法ではないかなと思います。今、部長答弁のとおり、数多くの条件をクリアしなくてはならず、さらにはこの見直しは、市長が決定するものではなくて、県知事が決定し国土交通大臣、それに同意しなければならないとなっていることがよくお分かりになったと思います。

それでは、農地に絞って質問を進めていきたいと思います。

まず農振法、これは農業振興地域の整備に関する法律を略して、我々は俗に農振法と呼んでいるわけですが、この農振法に基づく農業農振地域と農用地域の現状についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

「農業振興地域」とは、おおむね10年以上にわたりまして、総合的に農業振興を図るべき地域でありまして、国の農業振興地域整備基本指針に基づきまして県知事が指定しております。

本市では、都市計画法に基づく市街化区域を除いた市街化調整区域とおおむね同じ範囲が農業振興地域として指定されております。面積は約8,769ヘクタールとなっております。

農用地区域とは、農業振興地域内で、集団的に存在する農地や、土地改良事業の施行区域などの生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域で市の農業振興地域整備計画で指定しております。面積は約2,436ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 難しいですね、これは。私の認識では、冒頭に建設部長から答弁をいただいた市街化調整区域の中に、この農振地域があつて、さらにはこの農振地域の中に農用地域があると理解しているわけですが、これで間違いございませんか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） そのとおりでございます。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） まさに三重の網がかぶさっている、3つの規制がされている、これでは土地利用がなかなか難しいというのが現状でしょう。

それでは、この農振地域の土地利用の規制についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農業振興地域の農地は、原則的には、農地として利用されるべきところではあります。

農業振興地域の農地は住宅や資材置場など、農地以外での目的で使用または開発する場合は、都市計画法のほか、農地法の一般基準や立地基準などの許可基準を満たすことによりまして、例外的に農地転用が許可される場合もございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 農振地域内では市街化調整区域と同様にごく限られた場合にのみ、例外的に農地転用が許可されるとのことですので、これではこうした地域での開発は大変難しい、はっきりと言えるわけですね。

それでは、さらに農振地域の中の農用地域の土地利用規制について再度お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農用地区域は、土地改良事業の施行区域など農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域となるため、農業用の施設、また道路など公益性の高いものなど例外的な場合を除きまして、宅地の造成、また建物の設置などの開発行為は法令で、さらに厳しく制限されております。

しかしながら、公益性の高い事業以外の除外要件としまして、法令では6つ規定されており、1つ目は農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、その土地以外に代替すべき土地がないこと。2つ目は地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。4つ目は効率的かつ安定的な農業経営を営む者の、農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。5つ目は農業に必要な施設の機能に支障を及ぼさないこと。6つ目は土地基盤整備事業等の完了後、8年以上経過していること。この全てを満たす場合、農用地から除外する計画変更の申出をすることが可能となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ますます厳しいですよ。

それでは、農用地域内の農地の転用については、まず農用地から除外することが必要で、除外するためには極めて厳しい条件をクリアしなければ除外ができないということがよく分かりました。

こうしたことから、民間事業者が調整区域内の農用地域を開発しようとしても、この除外ができずに諦めてしまうというのが今の現実、そういう例もたくさんございました。しかしながら、この農振地域や農用地域の指定を行ったのは数えること50年以上たっているんです。昭和46年と伺っているわけです。いわゆる半世紀以上が経過をしている、全く時代が違います。その間、いくつかの多少の見直しは先ほどの説明でありました。全体を見るとさほどの変化はないと、私はそういうふうに思っておりますが、部長、いかがですか、この辺は。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、これまで3回の見直しを実施してきました。「農業振興地域の整備計画」の総合的な計画変更では、全体で見た場合、大きな変更は実施してございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） いわゆる50年も前の指定は今もずっと生き続けているというのが今の那珂市の現状なの、土地の縛りなんです。だから、発展ができないんです。しようとしてもできない。民間ではとてもこのハードルというのは高過ぎます。確かに農地をしっかりと確保して農作物を生産して、国民の食の安全・安定を図るということは大変これは重要なこと。十分我々も認識をしております。いわゆる日本の農作物の自給率、カロリーベースは

40%を下回っているということですので、大変低い状況にあるのは間違いございません。さらに、現在の国際情勢を見れば、ウクライナ、あるいはロシアの戦争によって穀物の輸入が厳しくなっております。また、価格も大分高騰している。そうした国際情勢を踏まえれば、日本としては自分たちで生産をした農作物、あるいは自分たちの食をしっかりと守っていくことは、これ当然のことです。それには、その源となる農地を確実に守っていくということ、いわゆる那珂市の場合には基幹産業の一つに位置づけをしている農業、こういうことも重要です。

しかしながら、この50年で日本の社会や経済は、先ほども申しましたけれども、大きく変化をして発展をしているわけでございます。当市においても、同様に大きく変化をし、それなりに発展もしてきているわけです。こうした変化に合わせて各種の計画も見直されるべきではないかと思っているわけでございます。

そこで伺いたいのは、この農用地区域の指定の見直しというのは考えているのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農業振興地域の整備に関する法律や農業振興地域制度に関するガイドラインなどに基づきまして、令和6年度と7年度にかけまして、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模などの現況及び将来の見通しなどの基礎調査を行った後、優良農地を確保しつつ、現状に即しました農業振興地域整備計画の総合的な計画変更を予定しております。

この計画変更の中で、農用地の見直しにつきましても、編入については、10ヘクタール以上の集団的に存在する農用地、土地改良事業等の区域など、除外につきましては、公益性の高い事業用地に加え、土地改良事業等の区域のうち、非農地区域の土地、荒廃農地で非農地判定された土地、地形などの条件により一体的な利用が困難な小規模農地といった要件を確認しまして、関係法令等との整合性を図りながら、関係機関と協議して実施をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 大変前向きな答弁でございます。来年度、いわゆる令和6年度と7年度にかけて、関係機関と協議をしながら見直していきたいと、こういう答弁でよろしいわけですね。

いわゆる計画の見直し、予定をしているということですので、ぜひとも市、そして地域の発展につながるような積極的な、そして大胆な、そういう見直しをしていただきたいと期待を申し上げます。

最後に質問になりますが、企画部長にお伺いをいたします。

農用地指定の見直しを含めた那珂市全体の土地の利用に関して見直しをしていくのかお伺

いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃるように、地域の活性化につながる土地利用を考えていくということは、大変重要なことであると感じております。

先ほどまでの答弁にありましたように、現在的那珂市の土地利用計画の基本ができたのが、昭和46年当時に都市計画のいわゆる線引きが制定されまして、約50年が経過して現在に至っております。

土地利用の面で考えますと、50年前は、那珂市は産業構造が農業中心のまちであり、土地利用の面では農地は地域の活性化に大切な役割を果たしておりました。

その後、50年が経過した現在、少子化、高齢化、人口減少、経済の停滞、農業も衰退してきている状況でございます。農地も耕作放棄地の増加など、土地利用としての農地の価値や必要性が低下してきているものと感じております。

こういう中で、土地利用の見直しをして、産業施設などの地域の活性化につなげてほしいという議員の思いは十分に理解いたします。

どうすれば地域の活性化のために土地利用ができるのか、那珂市内においても、地域によって道路状況、水道、下水道、雨水排水、電気、ガスの供給など社会インフラの状況も違います。それによって、開発の状況も異なると思っております。今後、具体的な計画性のある土地利用の要望がある場合には、スピード感を持って現状の土地利用の見直しも必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 那珂市は茨城県の県北地域、その玄関口、いわゆる冒頭申し上げました。市長もそういうふうに思っていると思います。これは地理的にはかなり条件がよいところなんです、どうもやはり地目が災いをしているということがよくお分かりになったかな。私も改めて、この難しさに対応して今後どういうこの進め方をすればいいのかな、戸惑いもございます。

そしてまた、本市は常磐自動車道的那珂インターを有している、あるいは縦の線である国道118号線、あるいは349号線と幹線道路、市内を縦断していることが大きな要因でもあります。

例えばのことで申し上げますと、我々が1軒家を造るといった場合に、お客さんを迎えるところはどこですか。玄関でしょう、そうだと思うんです。それがいわゆる那珂市的那珂インターチェンジ、県北の玄関ですから。あるいは那珂市の玄関ですから。ゲートですよ。それが今現在、発展ができないでずっとここ足踏みをしているというのが今の現状なの、そういうことをしっかりと今後、この土地、那珂市のいわゆる縛りのある地域に対して、各部署

をはじめ、いろんな有識者、いろんな方といろんな議論を重ねて、そしてこれからの那珂市の発展、地域の活性化、こういうことにしっかりと結びつけるような施策を検討していただきたいな、こういう熱意を基に私は今回この質問をさせていただいたわけでございます。

どうですか、副市長。副市長は県でいろいろとこういう土地の問題、そういうことをクリアをしてきたわけであると思いますので、ひとつその知恵を最大限に生かした那珂市の発展に結びつく、そういうことを重ねてお願いをしたいなと、こういうふうに思います。

午前中、いろいろありましたね、質問者の中でも。やはり誰もがこの地域の活性化、これを願っているんです。それがいわゆるトータルして那珂市の発展ということに結びつく、これを肝に銘じた市政運営に努力をしていただきたい。これは市長はじめ、各部長の皆さん、執行部の皆さん、ご尽力をご期待を申し上げます。

そういうことで今回は私の心に思った、心を込めて、この質問をさせていただいたわけでございます。ひとつご理解、ご協力をさらにもお願いをして、そして、那珂市のさらなる地域の発展、そして、那珂市の発展に結びつく行政をつくり上げていっていただきたい、我々も一汗かきます。どうぞよろしく願いを申し上げて、私の質問を終了をいたします。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告9番、福田耕四郎議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（木野広宣君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第1号及び議案第1号から議案第28号までの以上29件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第1号の1件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第1号から議案第28号までの以上28件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会会期中に報告されますよう望みます。

◎陳情の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第４、陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました陳情は、文書管理システムに登載しました請願陳情文書表のとおり、会議規則第141条第１項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 １時５１分

令和6年第1回定例会

那珂市議会会議録

第5号（3月28日）

令和6年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第5号）

令和6年3月28日（木曜日）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号）） |
| | 議案第 2 号 | 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 3 号 | 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 4 号 | 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 5 号 | 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 6 号 | 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 7 号 | 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 8 号 | 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 9 号 | 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第10号 | 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第11号 | 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第12号 | 水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条例を廃止する条例 |
| | 議案第13号 | 那珂市まちづくり振興基金条例 |
| | 議案第14号 | 那珂市犯罪被害者等支援条例 |
| | 議案第15号 | 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第9号） |
| | 議案第16号 | 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| | 議案第17号 | 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号） |
| | 議案第18号 | 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第19号 | 令和6年度那珂市一般会計予算 |
| | 議案第20号 | 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |

- 議案第 2 1 号 令和 6 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
 議案第 2 2 号 令和 6 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
 議案第 2 3 号 令和 6 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 2 4 号 令和 6 年度那珂地方公平委員会特別会計予算
 議案第 2 5 号 令和 6 年度那珂市水道事業会計予算
 議案第 2 6 号 令和 6 年度那珂市下水道事業会計予算
 議案第 2 7 号 市道路線の認定について
 議案第 2 8 号 公の施設の広域利用に関する協議について
 陳情第 1 号 地球温暖化に耐える那珂市の取り組みに関する陳情等
 陳情第 2 号 瓜連地区説明会に関する情報公開の陳情
 日程第 2 議案第 2 9 号 那珂市税条例の一部を改正する条例
 日程第 3 議案第 3 0 号 那珂市監査委員の選任について
 日程第 4 議案第 3 1 号 那珂市教育委員会委員の任命について
 日程第 5 議案第 3 2 号 人権擁護委員の推薦について
 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	1 0 番	大和田 和 男 君
1 1 番	富 山 豪 君	1 2 番	花 島 進 君
1 3 番	寺 門 厚 君	1 4 番	萩 谷 俊 行 君
1 5 番	笹 島 猛 君	1 6 番	君 嶋 寿 男 君
1 7 番	遠 藤 実 君	1 8 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君

総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	小橋聡子君	消防長	小田部茂生君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農務局長	澤畠克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤裕一君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の2日目に文書管理システムに登載した出席者名
簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

◎議案第1号～議案第28号及び陳情第1号、陳情第2号の各委員会審
査報告、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第1、議案第1号から議案第28号までの以上28件及び陳情2件
を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

小池委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第1号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））ほか14
件でございます。

次に、結果でございます。

議案第1号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第2号、議案第4号、議案第10号、議案第11号、議案第13号から議案第15号、議案第19号、議案第21号、議案第24号及び議案第28号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

陳情第1号及び陳情第2号は、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

議案第1号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第2号は、令和6年6月に「ふれあいセンターすがや」が供用開始することに伴い、名称及び位置、使用料等の規定を追加するための本条例の一部を改正するものです。

議案第4号は、地方自治法の一部改正により令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、国の非常勤職員の取扱いと均衡及び処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるように改正を行うものです。

議案第10号は、日中における災害に対応する消防団員の確保を目的として、市外に居住し、かつ、市内で勤務する者及び団長が必要と認める者を任用資格に加えるため、本条例の一部を改正するものです。

議案第11号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第13号は、より厳しさを増す本市の財政状況において、不足する一般財源の確保を図るため、新たに合併特例債による基金造成を目的とし、本条例を制定するものです。

議案第14号は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として本条例を制定するものです。

議案第15号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第19号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第21号及び議案第24号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第28号は、公の施設の広域利用に関して対象施設の追加に伴い、改めて協議し、協定を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

陳情第1号は、地球温暖化に耐する那珂市の取組に関する陳情等になります。委員会では、提出者より説明を受けました。陳情の内容は、市としての取組にはどのようなものがあるのか、具体的な目的も含めてご教示ください。また、ホームページを誰にでも分かるようにしていただきたいという内容です。委員間で協議した結果、陳情第1号は、議会への陳情ではなく執行部への要望という意見で、全会一致で不採択となりました。

陳情第2号は、瓜連地区の説明会の議事録など、情報の公開についての陳情になります。こちらについても、提出者より説明を受けました。委員間で協議した結果、瓜連地区まちづくり委員会主催の説明会のため、まちづくり委員会へということで、全会一致で不採択とな

りました。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。
寺門 勲委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第3号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例ほか8件でございます。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第3号は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用箇所に変更が生じるため、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号、議案第9号は、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第12号は、上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金について、滞納となっていた清算金が令和6年1月10日に完納となり、事業が完了となるため、本条例を廃止するものです。

議案第15号、第19号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第25号、第26号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第27号は、市道路線2件を認定するものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
寺門 厚委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第1号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））ほか11件でございます。

次に、結果でございます。

議案第1号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第5号から議案第7号、議案第15号から議案第18号、議案第20号、議案第22号及び議案第23号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第19号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第5号は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についても一部改正されたため、本条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、那珂市高齢者保健福祉計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率及び減額賦課に係る保険料率について定めるため、本条例の一部を改正するものです。

議案第7号は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第1号、議案第15号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第19号は、学童保育の民間委託に賛成できないとの意見がありました。

議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第22号及び議案第23号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は、1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に、反対・賛成の立場を明確にしてから討論をお願いします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島 進議員、自席でお願いします。

○12番（花島 進君） 議案第19号 一般会計予算について、反対の意見を申し上げます。

まず、今回の一般会計予算では、会計年度任用職員の処遇改善など、良い面もいくつもあります。ですが、学童保育について、公設公営から公設民営に移行する予算案が提示されています。それについて反対ですので、反対いたします。そもそも、この1件だけで反対するのはいかなるものかと思っておりますが、ここで一石を投じないといつまでも同じようなことが続くと考えまして、今回反対することにいたしました。

まず、この件ですが、公設公営から公設民営に委託する主な理由として、指導員の確保が困難だということを言っております。それについてですが、その処遇を上げることを十分検

討せず民営化しようという考えかと読みました。今回の予算では、これまで半年間で約4,000万円かかっていた指導員の確保について、民営にすることによってプラス2,000万円の6,000万円かかる予算案となっています。つまり、半年で2,000万円、で、来年度同じようにすれば、1年間でプラス4,000万円余計にかかるというふうな単純計算になります。そのくらいかかるのであれば、もともと4,000万円かかっていた人材確保の費用を、例えば半年でプラス1,000万円上げたとしても年間でプラス2,000万円で、民営化するよりもはるかに安い予算でできるはずですよ。ということで、まず、処遇の確保できないということに対して、会計年度任用職員などの公が雇用する処遇の在り方について、市独自の考え方で対応できないということが私は問題だと思っています。加えて、今言いましたように、予算としては、民営化によってかなり大きな追加になるということがあります。

2番目の理由ですが、給食の調理の民間委託についても同じようなことが言えるわけですが、自分でやっていない現場仕事を外部に発注するというのは、最初は今までの経験とかあるので何とかコントロールできるんですが、そういう時間が過ぎていきますと、段々仕事の内容が分からなくなります。そのため、きちっとしたコントロールができなくなるのが一般論として私は考えています。これについては、絶対コントロールできないということではありません。ですが、自分がやっていない仕事をコントロールするというのは非常に難しいことで、わざわざそういう難しいことをやる必要はないと思っています。

3番目は、先ほど言いました、若干触れましたが、現場仕事を軽視する方向になるのではないかと私は思っています。

以上、3つの理由で一般会計予算に反対いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告による討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第1号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、承認すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議

案第7号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例、議案第12号 水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条例を廃止する条例、議案第13号 那珂市まちづくり振興基金条例、議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例、議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第9号）、議案第16号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第18号までの以上17件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算を採決いたします。

本案は、起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第20号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第21号 令和6年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第22号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第23号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和6年度那珂市地方公平委員会特別会計予算、議案第25号 令和6年度那珂市水道事業会計予算、議案第26号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算、議案第27号 市道路線の認定について、議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について、以上9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から第28号の以上9件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎陳情第1号の採決

○議長（木野広宣君） 続いて、陳情第1号 地球温暖化に耐する那珂市の取り組みに関する陳情等を採決いたします。

本件は、起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。これから行います陳情第1号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第1号を採択にするか不採択にするかを問うものであります。

お諮りいたします。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 賛成はございませんでした。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第2号の採決

○議長（木野広宣君） 続いて、陳情第2号 瓜連地区説明会に関する情報公開の陳情を採決いたします。

本件は、起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。これから行います陳情第2号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第2号を採択にするのか不採択にするのかを問うものであります。

お諮りいたします。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 全員反対であります。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）

○議長（木野広宣君） 日程第2、議案第29号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第29号をお開き願います。

議案第29号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容として、令和6年能登半島地震の個人住民税に係る雑損控除の特例措置を追加する改正となります。令和6年1月1日に発生した地震について、納税義務者の選択により、令和5年において生じた法第314条2第1項第1号に規定する損失の金額として令和6年度住民税へ雑損控除を算入することができるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案第30号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、萩谷俊行議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

議案第30号 那珂市監査委員の選任について、市長から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第30号をお開き願います。

議案第30号 那珂市監査委員の選任について。

氏名を申し上げます。

萩谷俊行。

住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。

那珂市監査委員の木野広宣監査委員が、令和6年3月9日をもって任期満了となったことに伴い、新たに委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号はこれに同意することに決定いたしました。

萩谷俊行議員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）

○議長（木野広宣君） 日程第4、議案第31号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第31号をお開き願います。

議案第31号 那珂市教育委員会委員の任命について。

氏名を申し上げます。

長岡秀雄。

住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。

那珂市教育委員会委員の中澤 明氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） ただいまの議案第31号については、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申出がありましたので、これを許します。

16番、君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔16番 君嶋寿男君 登壇〕

○16番（君嶋寿男君） ただいま、市長から教育委員会委員に長岡秀雄さんを任命する提案

がございました。

議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして推薦の言葉を申し上げたいと思います。

長岡さんは、昭和33年生まれで那珂市平野にお住まいです。

経歴としまして、昭和58年に茨城大学教育学部教育心理学科を卒業し、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。

教育者としては、大子町立上岡小学校を振出しに、旧大宮町、旧山方町、常陸大宮市内の学校で教鞭を執られ、平成31年3月に常陸大宮市立村田小学校校長を最後に定年退職されました。

退職後は、茨城県水戸教育事務所学校教育課生徒指導班の主査を務めておられました。

このように、長岡秀雄さんは長年にわたり教職の道を歩まれ、これまでの教育現場において培いました優れた識見と豊富な知識、経験、さらには教育に対する熱意と高い志をお持ちの方でございます。あわせて、温厚なお人柄で、地域において信望も厚く、那珂市の教育委員として適任であると考えております。

どうぞご理解の上、皆様のご同意のほどをよろしくお願い申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決（追加議案）

○議長（木野広宣君） 日程第5、議案第32号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第32号をお開き願います。

議案第32号 人権擁護委員の推薦について。

氏名を申し上げます。順不同となります。

阿久津利江、綿引正美。

住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。

令和6年6月30日で任期満了を迎える阿久津利江氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また、新たに綿引正美氏を人権擁護委員の候補者として、それぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号はこれに同意することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（木野広宣君） 日程第6、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたし

ます。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第1回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、32件の議案につきまして慎重なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決等をいただきまして、誠にありがとうございました。また、各常任委員会や全員協議会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、十分に留意しながら、引き続き効果的、効率的な市政運営に努めてまいります。

さて、4月からは、執行部も体制を新たにしまして、令和6年度がスタートいたします。令和6年度は、本市の市制施行20周年に当たる節目の年であり、また、秋田県横手市との友好都市締結から20周年を迎えるという記念すべき年でもあります。社会情勢が大きく変動する時代の中、これからの10年先、20年先の本市の将来像をしっかりと見据えながら、市勢伸展の礎となるような様々な施策を積極的に展開してまいります。

議員の皆様におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（木野広宣君） これにて令和6年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会臨時議長 福田 耕四郎

那珂市議会議長 木野 広宣

那珂市議会議員 榑 原 一 和

那珂市議会議員 桑 澤 直 亨